

愛の労働

ジョヴァンナ・フランカ・ダラ・コスタ

伊田久美子訳



上野千鶴子・推薦

(マリアローザ・ダラ・コスタとフランカ・ダラ・コスタはイタリアの果敢なフェミニスト姉妹。姉は家事労働の、妹は愛という名の性の労働の秘密を赤裸々にあばきだした。性と暴力の関係、結婚の中の強姦、売春とレズビアニズムがどうして男に対する闇いになるのか……が明快に解かれる。)

Un

愛の労働

lavoro

ジョヴァンナ・フランカ・ダラ・コスタ
伊田久美子訳

インパクト出版会

d'amore

愛の労働・目次

I 女は家内奴隸か、それとも労働者か？

II 女に対する男の肉体的暴力 37

1 なぜ肉体的暴力なのか

2-a 肉体的暴力の具体的形態

b 性暴力

III 強姦と近親相姦 67

IV 女に対する男の肉体的暴力と国家 79

1 國家による暴力の黙認

2 イデオロギーの編成によつて……

V 強姦、近親相姦と國家 120

VI 暴力に対する女たちの闘い 127

解説・「労働としての愛」を越えて 148

凡例

本書は Giovanna Franca Dalla Costa, *Un lavoro d'amore*, Edizioni delle donne, 1978 Roma の翻訳である。

本文中イタリック体の部分は基本的に傍点で、また（ ）や（ ）についてでは「 」で示すことにした。
注において、書名はイタリック体、新聞、雑誌名は（ ）を入れて表記した。

—女は家内奴隸か、それとも労働者か？

資本主義社会における男女の関係は暴力的関係なのだということは、フェミニズム運動がその活動の当初から告発してきたことであつた。むしろ、そここそがフェミニズム運動が広範な論争を開き、組織された闘争を高度に成長させてきた主要な領域だったのである。とは言え「目に見える」闘いのみを記録しなれた左翼の眼鏡を通しては、この闘いはただちに注目を集めることは言い難い形態のものだったのであるが。この論争は、フェミニズム運動の中で、今日男女間において行使される暴力が持つ特徴に関する証言、告発、緻密な分析という方法で主要に深化してきた。この論争を出発点として、男女間の暴力の特徴を、それを引き起こす様々な原因を究明しそのもつとも重要な形態を検討することによって明らかにするという努力が遂行されなければならぬと、私たちは考える。

女に対する男の暴力は、たしかに資本主義とともに生じたのではない。むしろそれ以前

7 * 女は家内奴隸か、それとも労働者か？

の長い歴史を持つている。しかしたゞえ暴力の形態にはかなり普遍的要素がいくつか存在するとしても（資本主義以前にも、女たちは殴られ、強姦され、殺され、割礼され、中絶を強制され、出産を強制されていた）、資本主義は女に対する男の暴力にある役割を担わせて、それにあらためて根拠をあたえた。その役割は、——それをこれから考察していくのだが、——女が供給するようになると定められた労働、家事労働の中にこそ存在する。家事労働とは労働力の生産および再生産の労働であり、その基本的な供給場所は家という、家庭が営まれる第一の単位である。⁽¹⁾ここではつきりさせておきたいのは、これからこの考察を進める上では、基本的に労働者の家庭に、したがつて十九世紀後半以降の先進資本主義諸国における結婚と家事労働の機構について言及しているということである。この今日なお私たちに直接に関わってくる家庭のあり方においては、女は男の賃金の命令下で、無償での労働を供給するようく定められている。そのため女は必然的にそれ自体暴力的な資本主義的搾取関係の中にいるだけでなく、資本のために働くようく定められている者（男）がふるう暴力の増大に屈服させられ、しかも直接に賃金を受け取ることもないのである。事実女は彼女の労働の直接の享受者であり監視者である者（男）から「扶養」のみを受け取る。したがつて資本と女の関係の極度の暴力性が、男女の関係に反映されている。

それは必然的に男の女に対する暴力的関係となるのである。

本稿は、女が総体としてこうむつている暴力の原因を解明しようとするものではあるが、そのあらゆる形態に個別的にとどまるつもりではなく、男の女に対する肉体的暴力、とりわけ男女の関係を象徴するものとしての肉体的—性的暴力のいくつかの形態を検討することに注意を集中したいと考える。家庭の中においても外においても男が女に対して行使することの暴力の肉体的、とりわけ肉体的—性的側面を解釈するためには、まず第一に家庭そのものの中における女の地位をあらかじめ定義しておく必要がある。そのためにはフェミニズムの論争に頻繁に登場する、例の、女の地位は「奴隸の地位と同じである」という仮説に関してきちんと見解を述べておく必要がある。この仮説が、女たちの中にずっと以前から広く存在する、自分たちは何らかの方法で「奴隸」にされているという自覚を示していることもまた真実である。だれもが自分の母親が「私は奴隸の生活を送っているんだわ！」とか、あるいは「私はまるで奴隸のように扱われているのよ」、あるいはまた「うちは黒人女のようにならぬやならないのよ」などと、何度も口にするのを聞いたことがあるはずだ。このことはたしかに私たちを含めてあらゆる女たちが骨身にしみて感じてきたことではあるが、私たちはそれに異議を唱え、私たちは「家庭労働者」⁽³⁾であり、

「家においてはあらゆる女が無償労働者なのである」と、一貫して主張してきた。私たちが自らをこのように定義し始めるやいなや、それは「古めかしい労働者主義である」として私たちを非難する声が上がった。彼らは「家庭労働者」というまったく新しい定義を、それとは根本的に異なる「労働者」の定義と安易に同一視し、さらに、これまた安易に私たちが今まで述べたこともないような政治理論を私たちになすりつけようとする。彼らはパイプを共鳴させる教会の古いオルガンのように、いまだに繰り言をいい続け、そのため私たちに反対してオルガンを奏てる新たな若年層、「新しい若いプロレタリアート」も、相変わらず同じ節を奏でる。私たちは男たちの戦線におけるこの調子の外れた演奏に驚きはしない。女に目をむけない男たちは、「独りよがりのおしゃべりに自己陶酔する」ばかりである。

しかしフェミニズム運動は女の置かれた状況をめぐって、女を家庭無償労働者としてみるこの分析を運動の政治的特色として掲げ、その結果この分析をどのような形で運動を組織するための表現に言い換えることができるのかをめぐって大論争が開始された。だから、女を家庭無償労働者と認識することは、既にすべての女たちの財産である。フェミニズム運動の中には、運動を組織するうえで家事労働に賃金を要求する戦略を共有しないグループの側もこの問題をめぐる議論の明確化を進め、かなり明瞭な資料的裏付けを行っている。⁽⁵⁾

そこで私たちが本書で取り組もうとしている課題、すなわち女に対する男の肉体的暴力に関連して、家庭労働者と奴隸の置かれた状況を比較することは、この問題をよりよく定義できるようにするために、とくに重要なことであると私たちは考える。それはフェミニズム運動がこの暴力に反対して作り上げてきた政治的動員力のうねりの中で、今日いまだかつてないほどに差し迫った問題となつていて。事実男の女に対する暴力——肉体的暴力——の様相は、貨労働関係というよりも奴隸労働の関係を示しているように見える。しかし今日女の抵抗がますます高まるにつれて、また国家や雇用者たちが女を屈服させようとする試みがますます深刻になるにつれて、この暴力は明らかに激化してきている。そこで女が男によってこうむる肉体的暴力をめぐる議論の中にこの論点をも取り入れ、女がこうした暴力をこうむるのは彼女が何らかの形で奴隸であるからなのか、あるいは結局は家庭

1-1* 女は室内奴隸か、それとも労働者か？

労働者であるがゆえなのかという問題に焦点を当てようることは、資本や国家による女への搾取の仕組み、そしてそれゆえの女の鬱いの原動力をもよりよく理解するために重要なのである。

家内奴隸か、家庭労働者か？ この問題を正確に解明するために、フェミニズム運動が立証した財産として上に述べた論点、すなわち資本主義社会において女はまず第一に家事労働を供給するべく定められているという論点を再度取り上げることにしよう。ブルジョワ経済学者もマルクス経済学者もいまだかつて気がつかなかつたにもかかわらず、家事労働は存在する。同様に無視されてきたが、この労働には市場と契約も存在する。すなわち結婚である。⁽⁷⁾

ここで労働力再生産者、すなわち家事労働供給者としての女の労働力の売買が行われる基本的条件を、奴隸の売買や自由な労働者の労働力の売買が行われる条件と比較検討してみよう。

男（賃金の所有者）が市場で商品としての女と出会うために不可欠の条件は、これから見ていくように、カネの所有者が商品としての労働力に市場で出会うために満たされるべき条件とも、商品としての奴隸に出会うために満たされるべき条件とも、非常に異なるの

だということをあらかじめ言つておく。

(A) 女は、奴隸とは異なり、自由な労働者と同様に、自分の労働力を自分で自由にできる。

奴隸は自分の労働力を自由にできないので、労働力を売ることは出来ない。彼は主人から主人に売られる商品として、その労働力ごと買われるに過ぎない。「彼（奴隸）と主人の間にはいかなる契約も結ばれず、両者の間にはいかなる売買も生じない」、「牛が農民に自分の労働力を売りはしないのと同様、奴隸は労働力を奴隸の主人に売るのではない」。⁽⁸⁾

ところが、カネの所有者が市場で商品としての労働力に出会う第一の必要欠くべからざる条件は、商品としての労働力が「ただそれだけのものとして市場に登場できる」というものである。なぜなら労働力はその所有者、つまり労働力を保持する人物によって、商品として提供されるか、あるいは売られるからである。労働力の所有者が労働力を商品として売るためには、彼はそれを自由にできなければならず、したがつて自分の労働能力、自身の自由な所有者でなければならない」。⁽¹⁰⁾

女は、奴隸とは異なり、自由な労働者と同様に、自分の労働力を自由にでき、労働力の

1 3 * 女は家内奴隸か、それとも労働者か？

自由な所有者であり、したがつてそれを商品として売ることができるのである。

(B) 労働力の売り手としての女は、彼女の労働力の買い手としての男と法律的に平等ではない。

さて、市場において売り手としての自由な労働者と女がそれぞれの買い手との間にどのような関係を形成するのか見ていく。奴隸は、既に見てきたように彼自身が商品であるため、その買い手との間にいかなる型の関係をも形成することはありえないので、ここでは省略する。

自由な労働者については、「彼は市場でカネの所有者と出会う。そして両者は商品の所有者として平等の権利を持つて相互関係に入る。両者を区別するのは、一方が買い物手で、他方が売り手であるということのみであり、それゆえ両者は法律的に平等な人間なのである。」¹¹⁾

女も市場でカネの所有者と出会う。しかし両者は商品の所有者として相互関係に入るが、平等の権利は持たない。事実彼女は労働力の再生産者であるくせに、自分の労働力を賃金に換える商品として自由にすることができない。したがつて、女は形式的にさえ、人間

として男と法的に平等ではないのである。

(C) 女は結婚によつて一生涯の労働力を売る。

「奴隸は、彼の労働力ごと主人に売られる。一度売られれば一生主人の所有物である。彼はある所有者からまた別の所有者の手へと渡っていくかもしれない商品である。彼自身が商品なのであって、労働力は彼の商品ではない。¹²⁾だから奴隸は労働力は売らず、労働力ごと「一度で一生」売られる。その後は奴隸を彼の労働力ごといつまで自分の手元に置いておくかを決定するのは主人である。

自由な労働者については、彼とカネの所有者との関係が存続するためには「労働力の所有者がその労働力を、必ず一定期間の間のみ売る」ことが必要である。「なぜならもし彼が労働力をまとめて一度に売るとしたら、それは自分自身を売ることになり、彼は自由な人間から奴隸に、商品の所有者から商品そのものに変化してしまふからである。労働力の所有者は、人間であるためには、自分の労働力が自分のものであり、したがつて自分の商品であると、恒常に言い続けなければならない。それは必ず一時的に、ある一定の期間の間のみ、労働力を買い物手の自由に、あるいは消費に委ねるという条件のもとでのみ可能

なのである。だから労働力を譲渡することによって労働力の所有を放棄するのではない。⁽¹³⁾

このように期限付きで売ることによってこそ、自由な労働者は残りの時間を「自由な時間」として享受することができる。それは自分の労働力を譲渡しない時間、それを再び所有する時間である。彼はその時間を、労働を行う場所とはまったく異なる場所で消費する。一方女は結婚によつて、本質的に彼女の人生の残りすべての間の労働力を売つてしまふ。そのため女の中は、一見して自由な労働者の状況とはまったく異なり、奴隸の状況にずっとよく似ているように見えるのである。

事実、労働時間の不特定、すなわち奴隸の労働力が奴隸自身とともに売られる際の「一生」という条件は、家事労働市場における女の労働力の売買の条件でもある。女が「一生」つまり人生の終わりまでの自分の労働力を売るということは、結局は不特定期間、前もつて定めることのできないある期日までの間、売るということなのである。

しかし女の労働力の売買の条件が、奴隸が彼の労働力ごと売買される場合と根本的に異なるのは、次の点においてである。奴隸の場合は主人が彼を自分の自由にする期間を決めたまゝ、つまり主人は奴隸を買つたすぐ後にでも彼を売ろうと決めたり、あるいは彼を死ぬまゝ。

でずっと手元に置いておこうと決めたりできるということである。ところが女の場合は、彼女の一生涯にわたつての労働力を売ろうと決めるのは女自身である。

しかし自分の労働力を自由にできるということは、女が労働力を一生売ることを破棄して、離婚または別居、あるいは事實上夫を捨てることなどによって再び労働力を自分自身の所有に戻すことができるということである。事実、労働力を一定期間売ろうと、人生の終わりまで売ろうと、自由な個人は、いずれ労働力を再び自らの所有に戻す権限を持っている。なぜなら労働力は個人の肉体の中に存在するのだから。したがつて女は結婚によって自分の労働力を人生の終わりまで譲渡するとはいえ、いつでもその労働力を、夫や再生産の途上にある子供たちによる消費から引き上げて、再び自分自身の所有に戻す権限がある。

② 女は一定の制限の範囲で主人を選ぶことは出来るが、主人を取り替える可能性はほとんど持たない。

奴隸は自分の労働力を自由にできないと同様に、主人を選ぶことは出来ない。「奴隸は所与の主人のものである……」⁽¹⁴⁾。しかし自由な労働者は「自由」なのだから、自分の労働

¹⁷*女は家内奴隸か、それとも労働者か？

力を自由にできるので、一定の制限の範囲でだれに自らを売るかを選ぶことができる。彼は「自らを資本に売らなくてはならないが、所与の資本家に売るのではない……」⁽¹⁵⁾むしろマルクスが主張するように、「これが自由な労働者を奴隸と区別する自由なのである」⁽¹⁶⁾。女も、一定の制限の範囲で、自らを売るべき男を選ぶことができる。したがって主人の選択に関しては、女の状況は、奴隸より自由な労働者の状況に似ている。主人を取り替える可能性はこの主人の「選択」に関わっている。

奴隸も自由な労働者も女も、主人を取り替えることの可能な状況にある。奴隸は、商品であるがゆえに、「ある所有者から別の所有者の手に」渡る可能性がある。自由な労働者は、自分の労働力を自由にできるがゆえに、一定の制限の範囲でだれに自分自身を売るかを選ぶことができるが、それと同様に「主人を取り替える」⁽¹⁸⁾こともできる。

女は自分の労働力を自由にでき、それゆえ一定の制限の範囲でだれに自らを売るかを選ぶことができる。したがって彼女もまた主人を取り替えることが可能である。しかしこの可能性は、彼女の労働力を売る際の特殊な条件のせいで、著しく狭められている。家事労働供給の条件を契約する際、彼女はほとんど力を持たないが、その原因は、基本的に彼女が労働力の譲渡と引き換えに賃金をもらわないことにある。そのため主人を取り替える可能性もまた、わずかしかないものである。

とはいえば、女たちの家制度に対する闇いが拡大したことにより、またこの闇いを資本主義の発展の中で役立てようという資本の側の必要により、結婚において主人を取り替える新しい可能性は次第に大きくなつてきていることは否めない。すなわち女は「捨てられる」だけではなく、別居したり、離婚したりできるのである。

しかしこの新しい可能性が出てきたからといって、結婚という契約を根本的に特徴づけている諸条件が依然として存在することに変わりはない。

(E) 女は見返りに「扶養」を受け取る。

さてここで奴隸、自由な労働者、女は、それぞれの労働の見返りに何を受け取るかについて論じることにしよう。「奴隸は、自らを扶養するのに必要な生計手段を、自然な形態で、種類も量も定まつた、すなわち使用価値として受け取る」⁽¹⁹⁾。一方、自由な労働者は生計手段を交換価値の形態で、すなわち賃金として受け取る。「自由な労働者は（生計手段を）貨幣で、すなわち交換価値の形態で受け取る。それは富の社会的抽象的形態である。現実には賃金は銀や金、銅、紙幣の形をした生計手段にほか

19 * 女は家内奴隸か、それとも労働者か？

ならず、絶えず生計手段へと解消していくものである。そして貨幣はほんのつかの間、交換価値の純粹に一時的な形態、ただ単なる流通手段を代行するに過ぎない。にもかかわらず、労働者にとっては貨幣の形をとつてこそ、彼の労働の目的と成果は、伝統的な特定の場に限定された使用価値ではなく、抽象的な富、交換価値となるのである。貨幣を何でも好きな使用価値に転換するのは労働者自身である。彼自身がカネによつて何でも好きな商品を購入するのである。カネの所有者、商品の買い手として、彼は他のすべての買い手と同じ関係で商品の売り手の前にいる。たしかに、どれだけの生計手段を購入するかは、稼いだカネの価値の大きさに加えて、彼の生存条件によつても制限されるけれども、いくつかのヴァリエーションは可能である。——たとえばイギリス都市部の労働者に必要な生計手段の中には新聞も含まれる。彼は何かを節約し、貯蓄することも出来る。賃金をコニヤックなどに浪費することも出来る。⁽²⁰⁾

女は、自由な労働者と異なり、賃金を受け取らない。また奴隸と異なり、必ずしも自然な形態で生計手段を受け取るのではない。夫は家事労働と引き換えに彼女の扶養を保証する。彼の賃金の一部を彼女に任せて家族全体の生計手段を購入できるようにしたり、あるいは自然な形態での生計手段を与えたりする。しかし彼女が労働と引き換えに賃金をもら

つていないと、いうことにやはり変わりはない。

さらに、具体的な形態であれカネとしてあれ、彼女が受け取る生計手段の量と質は奴隸の場合のように定まつてはいない。つまり奴隸の場合は、もつぱら奴隸自身の生存を可能にするということにしたがつて定められる。ところが女の場合、それは夫の賃金の水準にしたがつて定められるのである。女が家族全体の再生産を行うとき、その生活の内容は夫の賃金、そして彼女と夫との力関係に左右される。

(F) 女はいかなるものに駆り立てられて働くのか？

以上のように奴隸、自由な労働者、女の労働力売買をめぐる条件は根本的に異なる。その結果奴隸、自由な労働者、女を労働に駆り立てる動機もまた異なる。

奴隸は、「……と、たっぷり鞭打たれることのいざれかを選ばなければならぬ」⁽²¹⁾。自由な労働者は、「堅実な労働者でいることと、飢え死すことのいざれかを選ばなければならぬ」すなわち「奴隸はもつぱら外部からの脅迫に駆り立てられて労働する。それは自らの生存のためではない。彼の生存は彼のものではなく、生存は彼に保証されていて、しかし自由な労働者は自らの必要に迫られ、駆り立てられて労働するのである」。したが

つて「自由な人間（男）を労働に驅り立てる動機は、奴隸を驅り立てる動機にくらべて、
はるかに強い」。⁽²³⁾

一般的に、主人は奴隸の生命を、購入した時点の水準で守ろうとする。つまり一定の価格を支払ったのだから、今や奴隸は彼の財産の一部を成すのである。マルクスは次のように述べる。「奴隸の持ち主は、食料をけちつて奴隸たちを衰弱させないようにするほうが得だ」ということを、十分すぎるくらいに察知している。⁽²⁴⁾

一方自由な労働者は、日々生存の権利を獲得しなければならない。なぜなら彼の生活は彼自身のものだからである。生存の権利は彼に与えられた唯一の方法、すなわち労働力を売ることによって獲得される。

したがつて奴隸が本質的に外部からの脅迫に驅り立てられて働くのに対し、自由な労働者は自らの必要に迫られて働く。彼はとにかく生存を確保する必要に迫られて闘いを組織し、その必要はさらに高い生活水準を獲得するために闘いを前進させる傾向がある。

マルクスは、自由な労働者が「主人を必要とする奴隸とは正反対に、自分自身を支配する、ことを学ぶ」⁽²⁵⁾と述べている。なぜなら彼が彼自身の主人であるがゆえに、自分の生活水準を守り向上させることができるかどうかは彼自身にかかるからである。したがつ

て自由な労働者には「鞭打ち」の必要がない。自らの必要を満たさなければならないということによつて、ある一定の限度内ではあるが、彼は「自己決定」つまり「自己訓練」せざるをえなくなるのである。

それでは結婚の契約によつて一生涯労働を供給する任務を負うことになる女は、一体いかなる動機に駆り立てられるのか？

外部からの脅迫に駆り立てられて働く奴隸や、自らの必要に迫られて働く自由な労働者とは違つて、女は生存という基本的（最低限の）必要に駆り立てられて働くのである。事実彼女は、純粋な生存に関わる基本的な必要以外の自らの必要を満たすことは望めない。

賃金はもらわないのだから、この必要を、賃金で満たすことはまったく不可能である。彼女は家族全体を再生産するかぎりにおいて、自分の生存だけは確保することができる。女は自分の生存のみと引き換えに働くされているのに、それは労働者の家族というものが形成されたおよそ十九世紀後半以後、先進資本主義諸国において、ロマン主義的愛のイデオロギーと定義すべきある特殊な「愛」のイデオロギーによつて神秘化されてきた。

事実、基本的にそれ以来、女が生き延びるために彼女の労働によつて家族全体の、とりわけ夫の必要を満たさねばならないという避け難い宿命が、女自身の目に「愛」として

写り始めたのである。

自分の必要を満たすために他人の必要を満たさなければならないというこの宿命は、今述べたように女の目には「愛」として神秘化されてきた。この愛をめぐる特殊なイデオロギーこそ、無償労働としての家事労働を正当化するため資本が作り出し、維持しているものだからである。私たちのこのような問題意識にしたがつて、このイデオロギーを統括的に「愛の労働」²⁶としての家事労働イデオロギーと定義することができるだろう。結婚の契約によつて女が男に与えることを課せられるのは、表向きにはまず第一に「愛」であつて、労働ではない。結婚の契約の常套句——それは十九世紀後半以後のあらゆる先進資本主義諸国において、きわめて似通つて——の中で述べられる身の回りの世話という表現は、契約の第一の目的である厳密な労働の義務としてはなく、このように愛の帰結、愛の結果的表現として登場する。このような神秘化によつて、愛は「相互に」交換されるかのように語られる。だが平等な交換のイメージの背後には、男が彼の労働者としての女の労働力を獲得するという事実が隠されているのだ。

だから資本主義の下では、愛は「素晴らしいこと」²⁷であるどころか、労働関係を覆い隠す神祕化の中でももつとも重大な神祕化にはかならない。賃金も支払われることなく家事

労働を供給するよう女を驅り立ててゐるのは、この「愛」なのである。

シリヴィア・フェデリーチは次のように明言する。「私たちは家事労働について語るとき、他の様々な労働と同じようなもののひとつとして取り上げてゐるのではなく、今まで資本が労働者階級の一部門に対しておかしてきたもつとも重大な詐欺、もつとも入念に神秘化された暴力として問題にしているのだということを認識しなければならない。」²⁸

彼女はさらに述べる。「家事労働は単に女に負わされただけではなく、女の肉体や女らしい性格の自然の属性、女の本性の奥深くから出てくるものと推測される内面的欲求、切望にまで変形させられた」²⁹、「……私たちの女としての役割とは、無給の、だが幸福な、そして何よりも男性労働者——すなわち資本がその社会的力の大きさを認めざるをえなかつたプロレタリアートの男たち——にすっかり惚れ込んだ（傍点はダラ・コスター）女召使であることなのだ。神がアダムの気に入るようエヴァを造つたのと同じ方法で、資本は肉体的に、精神的に、そして性的に……男性労働者に仕えさせるために、主婦を造つたのである。」³⁰

(G) 家事労働の職務、時間、場所に関するいくつかの解明

以上、労働力再生産者としての女の労働力の売買が生じる条件に厳密に関わる考察を行ってきた。この条件は、既に見たように、奴隸とも自由な労働者とも根本的に異なるものである。それゆえ女は、ひとたび労働力再生産者、すなわち家事労働供給者としての彼女の労働力の売買が行われるや否や、女奴隸でもなければ単なる女性労働者でもなくなるのである。

彼女の状況を定義するには新しい定義が必要である。それが既に述べた「家庭労働者」という定義である。

家庭労働者としての女の生活の分析をめぐって、ここではその全体を対象とするのは見合せ、家事労働のいくつかの重要な側面を検討したいと思う。これらの側面を検討しておくことは、後に女に対する男の肉体的暴力の発生のメカニズムや原因を特徴づけることが可能な段階に至るための基礎となるのである。

今度は労働関係の内部において、すなわち売買が行われてからの奴隸、自由な労働者、家庭労働者を、あらためて比較してみよう。それは家事労働をめぐって三者がそれぞれに

いかなる時間と職務を持つっているかという根本的に新しい観点を出現させるためである。

既に述べたように、奴隸はひとたび買われると、その労働力ごと一生主人の自由になる。だから奴隸は労働力を売るのはなく、労働力ごと「一度で一生」売られるのである。そのため奴隸がその労働力ごと主人の自由になる時間は基本的に一生の間である。奴隸の労働が行う職務は農園の耕作や、あるいはもつと小規模ではあるが工場労働またはその他の特殊な労働などで構成される。女奴隸の場合は、それに他の奴隸たちの再生産が加わる。また奴隸の中の限られた人數の者は、主人の家の管理に関する職務を行うことになる。つまり奴隸の場合は、買われてから死ぬまで、一生の間の労働力が主人の自由になるのだが、そのことは奴隸の職務にとって特別な重要性を持たない。奴隸の職務は厳密に定められており、奴隸自身の人生の様々な時期にしたがつて決定的に変化するということはない。職務自体の質を決定するのは労働の種類——大部分の奴隸にとって農園の耕作——である。労働時間についても確認していくと、主人のための労働供給は、夜明けから日没まで行われていた。一方奴隸の共同体は、「自分のために」、「日没から夜明けまで」つまり主人のために使わなければならない時間と「交代で」、奴隸自身の生存および共同体としての生存のための再生産を行っていた。だからといって日没から夜明けまでの間も奴隸の労働力

と奴隸自身が主人の自由になるという状態は続いていることは明らかであり、そのことを否定するつもりは毛頭ない。ここで言いたいのは、実際は自分のために使う時間と主人のために使う時間の区別があるということなのだ。時間の区別と同様に、主人のための生産が行われる場所と、奴隸の共同体の再生産が行われる場所——畑の向こうの掘つ建て小屋——の区別もあった。

自由な労働者については、既に述べたように、彼は自分の労働力を自分の裁量の下に置き、ある一定時間の間のみ労働力を売る。時間が定まっているのと同様に、労働者の各々が雇われる職務もまた定まっている。自由な労働者は各々の契約が定める一定の労働時間、一定の職務に対して、その他の時間を「余暇（自由時間）」にすることができる。そして彼はこの時間を、労働を行う場所とはまったく異なる場所で過ごすのである。

さて、労働時間と職務の観点からみて、女の状況はどのようなものであろうか。既に述べたように、女は結婚によって彼女の一生の間の労働力を売る。そのため自由な労働者とは一見非常に異なり奴隸にずっとよく似た状況の中に入ることになる。しかしそく考えてみると、女と奴隸がその労働力を自由にされる期間としての「一生」という時間がもつ意味は両者の間でまったく異なっている。ここで話は直接に職務の違い、家事労働の特殊性

そのものに及ぶことになる。奴隸の一生という期間は彼の労働力を最大限使用することを可能にするために重要であるが、彼が早死にするか、あるいは別の主人に売られるとしても、そのことは財産のほんの一部の損失として以上には重要ではない。奴隸はいついかなる場合も他の多くの奴隸と一緒に働いているので、たとえ死んでもわずか一名の奴隸とその労働量が減少するに過ぎない。彼が従事していた職務は他の奴隸たちの職務と完全に一致する。ところが妻として購入された女の一生という期間は、まさしく「彼女の人生の行程全体」として質的に重要なのである。「全体」とはつまり、いくつかに区分された期間の連続ということである。そのそれぞれの期間が、その時期に特有のいくつかの職務の出現によって特徴づけられている。家事の職務というものはほとんど限界なく広がっていくものであるが、その職務は各時期によつてある程度定まっているのである。とくに「彼女の人生の」——というのはつまり、家庭労働者としての女——すなわち夫としてのただ一人の男にとっての妻としての女——は、奴隸とは違つて一人で働くようになつて定められているからである。一方奴隸はただ一人の主人のために他の奴隸たちと一緒に働いている。それゆえ家庭労働者としての「彼女の」人生の行程は質的に重要である。なぜならもし彼女が死んだり蒸発してしまつたり、あるいは——今日ではこう付け加えることもできるのだが——

離婚しようとするならば、不足する労働力は、ただちに——今日では存在しないが——他の妻たちの労働を強化することによって補充できるものではなく、あらためてまた別の女と新たな結婚の契約を開始することによってのみ補充できるのである。職務については、既に述べたように、女の状況は奴隸とも自由な労働者とも異なっている。奴隸および自由な労働者の場合には、職務は特定され制限されているのに、再生産労働の供給者としての女の場合には、職務はある程度限定されてはいるものの、量的には無制限である。事実、家事労働は「愛の労働」であるかぎり、職務において「無制限」であるほかない。ただ、この問題についても後でまた取り上げるが、このことが一部は真実であるとしても、既に述べたように女の人生の様々な時期にその時期特有の職務が出現することもまた同様に真実である。結婚生活の初期に女が行うことのできるいくつかの職務は、その後はもはや行うことができなくなる。だから彼女は必然的に、彼女を雇う一連の基本的職務のすべてを遂行できると請け合えるだけ十分に若い年代に自らを売らなければならない。男性労働者や男奴隸は、年を取れば体力が落ちて、若い時代に行っていた職務ができなくなるという過ぎない。女奴隸はもはや子を生まない年令になつても、そのこと自体で主人のために他の奴隸を再生産することができないとはいえない。他の女奴隸たちが一緒に働くからで

ある。ところが女が月経停止後に結婚の契約をすれば、夫のために子を生む可能性はまったくない。女は、男がもはや年を取つて生産性がなくなり国が彼の面倒を見るための補助を出ししぶるようになるという決定的に重要な時の「保険」³³⁾であるが、年配の女が何らかの方法で結婚を破棄して（つまり別居したり、離婚したりして）年配の夫を捨てる場合、彼女はもはや「夫の保険」ではなくなる。

さきほど述べたように、「愛の労働」としての家事労働の職務は無限の、途切れることのない労働としてしかありえないだろう。そのためには奴隸や自由な労働者と違つて、女の場合は「労働時間」と「自由時間」の区別がない。「女の仕事には終わりがない」「女はいつも出番である」、このような日常的よく語られる文句は、「女の人生のすべての時間は労働時間である」ことを女が十分に自覚していることを表している。したがつて、女にとつてはあらゆる場所が労働の場である。自由な労働者が自由時間過ごす第一の場である家庭が、女にとっては第一の労働の場なのである。人生、すなわち労働時間の大部部分を過ごす家そのものの中で、女は伝統的に「自分の」部屋すら持たない。

原注

- (1) 労働力生産と再生産の場としての家、この労働を供給する第一の単位としての家庭、再生産労働の具体的形態としての家事労働、この労働の主体としての女をめぐる議論を初めて明確化したのは、Mariarosa Dalla Costa, *Potere femminile e sovversione sociale* (Selma James, *Il posto della donna e' comune*)、Marsilio, Padova-Venezia 1972, 1975⁴（邦訳「マリア・ローザ・ダラ・コスタ「女性のパワー＝社会の変革」は「資本主義、家族、個人生活」に所収——訳注）である。

(2) 今日の家庭をもぐる国際的規模での重要な書籍として、William Goode, *World Revolution and Family Patterns*, The Free Press, New York 1970 や著者である。

（3） Robert T. Winch and Graham B. Spanier Hold 編 *Selected Studies in Marriage and the Family*, Richard and Winston, New York 1974 も参照され。トマスの著述は、既に古典的著作となつてゐる Mirra Komarovsky, *Blue-Collar Marriage*, Vintage Books, New York 1967 を見よ。

(4) リの定義は、イタリアにおける Collettivo Internazionale Femminista 編 *Le operate della casa*, Marsilio, Padova-Venezia 1974 において初めて登場した。またリの本のタイトルは、autonomia femminista の機関誌（隔月発行、一九七五年五月一日〇号刊行）のタイトルにみなつてゐる。必ず臨時号が二三冊、Marsilio 社より発行され（○号～○号）、

（5） ○号別冊）、「1号以後は自費で出版されてゐる。

(6) サルバトーレ Furio di Paola, *Per un dibattito su militanza e organizzazione proletaria in Bisogni, crisi della militanza, organizzazione proletaria*, (Quaderni di Ombre Rosse) n. 1, Savelletri, Roma 1977, p. 98 も参照され。

(7) リの定義は、Lotta Femminista の画集たるが、一九七一年に記録に残した文獻から引用される。L'Offensiva, (Quaderni di Lotta Femminista) n. 1, Musolini, Torino 1972, 1974², p. 21 を見よ。

(8) 年代順に挙げると、イタリコトドサ *Potere femminile e sotversione sociale* (cit.), *L'Offensiva* (cit.) は繰り返して *Il personale è politico* ((Quaderni di Lotta Femminista) n. 2, Musolini, Torino 1973, 1974)²、（9） Comitato per il S.I.D. di Padova (家事労働に賃金を要求するバトヴァ委員会) は、Silvia Federici, *Salario contro il Lavoro Domestico*, Napoli 1976 (原題は *Wages against housework*, New York 1975) の翻訳、出版を行つた。

イタリアにおける家事労働賃金化要求運動に関する文献として特に銘記しておいたことは、隔月誌 *Le operate della casa* (cit.) である。

○○○* 女は家内奴隸か、それとも労働者か？

(7) L. Fortunati e Mariarosa Dalla Costa 編著 *Brutto ciao*. Edizioni delle Donne. Roma 1977. p.85 に英語「の」の概念を定義している。

彼女は一九七五—七六年度パドヴァ大学政治科学部が教育学部との共催で行った学際ゼミ「戦中戦後イタリアにおける女の開拓と国家の命令—最近三十年間のヨーロッパ規模での女たちの行進の方向性に触れて」での発表「結婚と家事労働市場」や、その前年一九七五—七六年度に行われた学際ゼミ「ヨーロッパにおける家族の危機と再編」での発表「家族と労働市場」にねじて、女の労働市場の新しい定義と関連させて、この概念を論じていた。

- (8) K. Marx, *Salario, prezzo, profitto* Editori Riuniti, Roma 1955, 1975⁵, p.80 (カール・マルクス『賃金、価格、利潤』)
- (9) K. Marx, *Lavoro salariato e capitale* (cit.) p.35 (カール・マルクス『賃労働と資本』)
- (10) K. Marx, *Il Capitale, Libro I*, Ed. Riuniti, Roma 1964⁶, p.200 (カール・マルクス『資本論第一巻』)
- (11) Ibidem.
- (12) K. Marx, *Lavoro salariato e capitale* (cit.) p.35
- (13) K. Marx, *Il Capitale, Libro I* (cit.) p.200
- (14) K. Marx, *Il Capitale, Libro I, capitolo VI inedito*, La Nuova Italia, Firenze 1969, p.66 (カール・マルクス『資本論第一巻』未刊の第六章)
- (15) Ibidem.
- (16) K. Marx, *Il Capitale, Libro I, capitolo VI inedito*, (cit.) p.61 ピエトロ・P. R. Edmonds & Practical, Moral and Political Economy, London 1828, pp.56-57 の定義を用いて
ソース
- (17) K. Marx, *Lavoro salariato e capitale* (cit.) p.35
- (18) K. Marx, *Il Capitale, Libro I, capitolo VI inedito*, p.66
- (19) Ibidem.
- (20) K. Marx, *Il Capitale, Libro I, capitolo VI inedito*, La Nuova Italia, Firenze 1969, pp.66-67
- (21) K. Marx, *Il Capitale, Libro I, capitolo VI inedito*, (cit.) p.61
- (22) K. Marx, *Il Capitale, Libro I, capitolo VI inedito*, (cit.) p.65
- (23) K. Marx, *Il Capitale, Libro I, capitolo VI inedito*, (cit.) p.61
- (24) Ibidem.
- (25) K. Marx, *Il Capitale, Libro I, capitolo VI inedito*, (cit.) p.67
- (26) このイントロダクションでは注釈を参照されたる。
- (27) 「愛は素晴らしい」あるいは五十年代のある「幸運な」映画のタイトルだった。この小説『映画』はヨーロッパをやるやめた文化に広範に浸透したテーマは、資本が家事労働についてのイントロダクションの編成をいかに根深く植えつけたかを明らかにする。それは今日なお健在であり、容易なことでは消滅しそうにならない。
- (28) Silvia Federici, *Salario contro il lavoro domestico* (cit.) p.2
- (29) Ibidem.

(30) Silvia Federici, *Salario contro il lavoro domestico*(cit.) p.2

(31) 「基本的に」⁽¹⁾いふべしは、奴隸がその後の人生において別の主人に売られる可能性があつたことは明らかだからである。

(32) 現在このようないくつかの奴隸共同体の再生産、とりわけアメリカの奴隸制期に黒人家族が存在したか否かをめぐつて、充実した討論が行われている。この問題に関しては、George P. Rawick, *From Sundown to Sunup: The Making of the Black Community*, Greenwood publishing Company, Westport (Connecticut) 1972. イタリア語訳は *Lo schiavo americano dal tramonto all'alba*, Feltrinelli, Milano 1973' ねむろ Herbert H. Gutman, *The Black Family in Slavery and Freedom*, New York 1976 を参照せよ。Gutmanはアメリカの社会学者たちの通説に反して、黒人家族は存在していたと主張する。黒人家族が大きく崩壊し始めたのはせいぜい大恐慌期、それも都市部においてではないかというのである。

(33) 「ある程度限定されている」といふたのは、女が供給を命じられる労働力の量と質によって一定の限定がなされるにっぽうで、このようないくつかの職務とともに、常に大量の不特定の職務が存在するといふことわまで、同様に眞実だからである。

(34) 離婚法成立に向けたキャンペーンの間 Aminatore Fanfani (アミントーレ・ファンファーニ、当時の首相で、キリスト教民主黨右派の代表的政治家——訳注) は「家族 (これは女と読むべきだ) は振りかこから墓場まで連れ添う唯一の保険である」と言わんばかりであつた。

II 女に対する男の肉体的暴力

前章で見てきたように奴隸、自由な労働者、女の売買条件は根本的に異なる。したがつて奴隸、自由な労働者、家庭労働者をめぐる生産関係もまた異なる。

奴隸の労働関係をめぐる暴力は、商品にされているのが奴隸自身であり、主人は何の制限もなく、——といつてもこの商品は人間なのだから、生來の自然な限界といふものには存在するが、——それ以外には何の制約もなく奴隸を自由にできるということに由来する。奴隸を働かせるためには、主人は「待遇」⁽¹⁾すなわち肉体的暴力と奴隸関係に典型的な家父長主義とのあの特別な野合によって、外部から介入するより仕方がない。それは鞭打ちから様々な種類の残酷な拷問にいたるまでの肉体的強制と、奴隸を「私生児」として暗黙の内に認知することから、殴打を暗示する肩たたきまでをも含む家父長主義——つまり待遇の中のほんの少しあましな要素——との野合である。⁽²⁾だから奴隸に対する待遇とは、奴隸

の主人が奴隸を働かせるために彼らに対する用いる具体的な形での直接、あるいは間接的暴力である。したがつてそれは奴隸の生産関係をめぐる暴力においては、そうした効力を持ちうるのである。

一方、賃労働の労働関係をめぐる暴力は、それとは異なる。男性労働者は「自由」であり、自分自身の所有者であるため、暴力は榨取に、つまり必要労働と剩余労働との差に一致する。資本家は労働者に対して、処遇——つまり具体的な形での肉体的暴力をも含めての——によって外部から介入する必要はない。なぜなら労働関係の内部において労働者をしたがつてまた彼の家族を「統制する」のは賃金だからである。少なくとも本質的にはそうである。ただし賃労働の労働関係の中には労働者に対する超経済的強制としての「処遇」の領域——家父長主義、工場内外の警察まがいの管理、さらには解雇といった——もまた存在するのである。

非賃金労働である家事労働の労働関係をめぐる暴力は、奴隸がこうむる暴力とも男性労働者がこうむる暴力とも異なつていて、女は確かに自由な労働者ではあるが、労働力再生産者であるがゆえに、賃金と引き換えに労働力を売つたり、ある一定時間の間だけ労働力を売つたりする自由がない。彼女は労働力を「扶養される」ために売る。彼女の「自由」

がこのような重大な制限の下におかれているため、彼女の労働関係をめぐる暴力は、家庭労働者としての彼女が、男性労働者の賃金よりも少ないと引き換えに、男性労働者以上の労働を余儀なくされているということにより特徴づけられている。事実、はてしない労働と引き換えに彼女が受け取るのは夫の賃金で購入できる多少の消費財の一部に過ぎず、それはつまりまさしく扶養に他ならない。だからこそ男は、——奴隸の主人と同様に、——女に対して外部から介入する必要があるのだ。だがそれは別な種類の「処遇」である。彼と女の間にあるのはまた別の労働関係であり、それに対応して処遇の種類も変わつてくる。ここでは彼女を子供たちともども捨ててしまうぞという常に潜んでいる脅迫や、具体的な形での肉体的暴力である。暴力の形態は、後に述べるが奴隸がこうむるものとは異なる。なぜなら女をめぐる生産関係は奴隸とは異なるからである。したがつて資本主義の下では、家庭労働者である女をめぐる生産関係が男性労働者をめぐる生産関係に比べてはるかに暴力的であると定義できることは確かである。言葉を換えていえば、賃労働の労働関係が暴力的であるならば、非賃金労働である家事労働の労働関係は、量的にも質的にももつと暴力的なのである。女は資本との関係の中で、男性労働者がこうむる暴力に比べてずっと広範で深刻な暴力を受けているが、この暴力は、既に述べたように、

愛という特殊なイデオロギーによって神秘化されている。女に単なる生存と引き換えに際限のない重労働を負わせるという極悪非道なやり口を、資本はこの愛という言葉によってこまかすのである。「愛は惜しみなく与える」というわけだ。また女は労働と引き換えに「自立」と賃金を確保することもできず、彼女の労働力が男の自由になる時間も定められていないので、主人である男への個人的依存状態を続けていかざるをえないが、資本はこの事実もまた同様に愛の名によつて正当化する。夫婦を「一心同体」と見なせば、依存は存在しないことになるのである。「同体」という宗教的決まり文句はそれ自体、夫婦関係において女が働く主体であることを一切否定するものであるが、その背景には「男は主人ではなく、女は彼のための労働者ではない。なぜなら二人は『愛し合つて』いる」のだから「一般的な意識が存在する。このような意識はほんの最近まであまりにも深く根を下ろしていた。この定義は男と女が平等な立場であるとしているが、それはきわめて曖昧なものである。家庭労働者である女が置かれている生産関係が、一人の男（と彼の子供たち）のための「愛の労働」の関係であるということによつて、女に主人を愛することを義務づけるという新たな暴力が生じる。事実、家事労働の直接の受取人であり受益者である男は、女の第一の主人であり、したがつて女と資本の搾取関係の中間搾取者なのである。

その結果、彼は女の労働の直接の監督者となる。そして男がこの監督を行ふ手段としての「処遇」は、——ここで引き続き考察していくが、——肉体的暴力を存分に含んでいる。

1 なぜ肉体的暴力なのか？

家事労働に対する女の鬱いが彼女の労働と夫による扶養を交換する「愛の契約」に違反したところで、主人である夫は決して彼女の賃金に攻撃をかけることはできない。なぜなら賃金は存在しないからである。また扶養の水準を低下させることによつて彼女を攻撃することもできない。なぜなら、もしそうすれば、再生産、すなわち夫自身と子供たちの生存を危険に晒すことになるからである。またこの同じ理由によつて「彼女を解雇する」こともできない。既に述べたように、妻の労働力を丸ごと補うには、新しい結婚の契約を開始する必要がある。それは、一般にはすぐにできることではないし、そもそも確実にできるとは限らない。

というわけで男に残された唯一の恫喝手段は肉体的暴力なのである。具体的に検討してみよう。夫は「愛の労働」つまり「愛によつて」彼に供給されなければならない職務全体の受取人であり、それゆえ——つねに愛という動機を隠れ蓑にして、——労働の供給を催

促できる権限を持つ立場にある。したがつて彼は絶えず心理的圧力をかける権限を持つており、それはまさしく心理的暴力と定義することができる。そしてこの心理的圧力では抑えがきかない時、すなわち「愛の契約」が破られた時にはいつも、彼は肉体的暴力⁽³⁾を行使する権限を持つている。その理由はつねに「妻を愛している」からであり、それゆえに彼は彼女もそれに「報いる」ようとに強要する権利を持つのである。つまり他の主人たちには、彼らが搾取する階級に憎まれることが当然予想されるのであるが、男の場合はそれとは違つて、「愛の特権」に覆われている。それどころかまさしく愛によって女に対して肉体的暴力を行使する権限を持つている。夫は妻を、彼女が「働かない」から殴るのではなく、「彼を十分に愛していない」から殴るのである。この愛については彼は疑う余地のない権利を持ち、女はそれに——この（結婚という）契約自体の用語によれば、——背くことはできない。愛の労働はペースを落とすこともストライキをすることもできないのである。敢えてそれを行う女は、夫によって「正当に」殴られるであろう。男は家事労働の直接の受取人、搾取者の資格で、家庭労働者である女を家庭において管理する代理人なのである。彼のこの役割を決定するのは、彼の労働の女の労働との関係そのものである。既に一九五三年にセルマ・ジェイムズが書いているように、主婦の「第一の主人」は、「夫の

労働である。女がしなければならないことはすべて夫の労働に左右される。家族が生計の手段として持つているものは、夫が家に運んでくるものだけである。何枚の服を購入するか、あるいは自分で作るのか、クリーニングに出すか、あるいは手で洗うのか、十分な空間のある家に住むか、あるいは超過密なアパートに住むのか、これらはすべて夫の労働によって決まる。夫の労働時間が⁽⁴⁾（家庭の）時間割全体を、そして女がどのように暮すか、どれだけ働くかを決定する。だから夫は自分の労働を通じて女の家事労働の指揮を取り、家事労働の直接の受取人、受益者であることによって必然的に家事労働の監督者となる。男に対する女の愛が持続するかぎり、——つまり女が一定水準の家事労働、すなわち愛の労働を「すすんで」請け合うかぎり、監督者としての男の役割は表面化することはない。男は、彼のために女が行う愛の労働に対し、彼の賃金によって生活することを「愛情深く」彼女に許すことで報いる。ところが家事労働を愛の労働として、つまり何の制限もなく労働を供給するつもりで行うのではなく、結婚の土台である愛の契約に違反して一般的な労働の一つとして行うという姿勢を見せると、男はあからさまに監督者としての眞の顔をあらわにする。すなわち「愛」から肉体的暴力へと移行するのである。女にたいして肉体的暴力をいつどのようにふるうかについては、男は完全に自分の好きなようにできる。

だから男はまず第一に裁判官の役割を手にしている。彼が肉体的暴力をふるうに至るのは、家事労働が上手に行われているか否か、女の訓練が適切であるか、不足しているかを判断する裁判官がまず第一に彼だからである。「罰」については、あらゆる男は女に対する抑圧的行動を行う時とその形態をまったく自分の好きなようく決定する権限を持つている。だが審判が下され处罚が定められた後それを実行するのも自身である。裁判官の役割を遂行した後で警察官としての役割をも果たすのである。夫が妻に対して検閲官、裁判官、そして警察の役割を兼ね備えるとする見方は、つい最近まで全般的にどこの国でも議論の余地のない当たり前のことであった。洋の東西を問わず、諺さえもがこの考え方を映す鏡となっている。東洋には「汝の妻を一日三回殴れ。汝が訳を知らずとも妻がそれを知つてゐる」（中国の諺）が、西洋には我が國（イタリア）の「女とろばとクルミは容赦ない手を望んでいる」や「激した女には棒が要る」などの諺がある。

これについてまったく同じものの見方をあらわすこうした調子の諺はいくらもあるが、一方「たゞえ花によつても、ご婦人を叩いてはいけない」というような格言は、諺の次元における神秘化であり、それは家事労働を愛の労働であるとする神秘化と対を成すものである。

男が女に対する果たす抑圧的な役割を明らかにしたところで、家事労働の特殊性をめぐつて、男がなぜ資本や国家の「理想的」代理人になつて家事労働を管理し、その結果家庭労働者である女を抑圧してしまうのかを考えてみよう。

第一の理由は愛の労働である家事労働がいくつかの特殊な職務を持つてることによる。それは愛情、心理、性の再生産の職務であり、資本が夫以外の抑圧代理人を通じては収奪することのできないものである。夫だけが、繰り返していくが、愛の契約の「相手」であるがゆえに、夫でなければ要求できないこの職務、すなわち彼を愛する義務としての労働を女に要求する資格を持つていて。もし資本が国家機関による法制的—警察的統制という手慣れた方法でこれらの職務を収奪しようとしても、それは不可能であろう。

愛の労働としての家事労働、とりわけこのような職務に対する女の拒否が家庭自体の安定を「憂慮させる」ような次元に達した場合は、国家は何らかの対策を講じようとしてきた。しかしこのような職務は法制的—警察的統制によって押しつけることはできないので、それよりずっと金のかかる別の方策をとらねばならなかつた。すなわちその職務のいくつかを、有料の代理人——といつてもたいていは女であるが——に任せることの方法である。この意味での女の拒否がかなり以前から極端に広がり顕著になつてきてているアメリカ合衆

国においては、(社会福祉法の修正によって) 貧民救済の領域に、家事をしてくれる妻のいない老人、夫、子供たちのための家事サービスを規定する第二十⁽⁵⁾章が導入されたが、それは大変重要なものである。

だがこの解決策の第一の問題点は、国家の側にとつては膨大なコストがかかることであり、受益者の側にすればこの「世話」の代償である恐喝や監視がうつとおしすぎるということである。それに世話の質も問題である。二番目の問題点は、既に明らかにしてきたように、家事労働というものが単に絶え間のない労働であるばかりでなく、妻であるたつた一人の女がたつた一人の男のために行う労働であり、すなわち各家庭に細分化されているということにある。家事労働のこの時間的継続性と細分化を考慮すれば、夫は一家に一人ずついて、妻に対して特別な地位を占めているがゆえに、やはり理想的代理人となるのである。彼は彼女に命令し彼女を訓練することのできるただ一人の代理人である。この点に関しても、資本が國家の例の抑圧機関を通じてこの労働を恐喝するなどということは不可能である。もしそんなことをしようとすれば数百万人もの警察官が必要であり、その一人一人が絶え間なく監督者としての役割を果たさなければならないだろう。そのため国家は、国によつては多少とも部分的にではあるが、女の愛の労働の拒否に対して常に、所属区域

における可動単位としての代理人部隊の編成を企ててきた。ここで言う代理人とは、既に述べたような、妻に対して警察官の役割を果たす存在ではない。それは夫(そして程度の差はあるが、家族の中の他の男)以外の者は果たすことができない。そうではなくこの職務自体の供給をかわりにやつてくれる代理人である。しかし国家にとつて問題なのは、既に述べたようにかなりのコストがかかるということだけではない。たとえ有償であつてもこの役割を引き受けてくれる者を見つけることがなかなか厄介なのである。事実、他人の世話といふものは、愛のイデオロギーに支えられていない場合は極端な重労働となつてしまふ。なぜならまず第一に、労働の対象に対して無関心であるかもしれないということが大きな問題であるからだ。それにアメリカ合衆国のように、社会福祉によつて、部分的にではあるがこの問題に対する対策を立てようとしてきた国々において近年とくに高まつてきている受益者と家事代理人の衝突が、この問題をさらに深刻で厄介なものにしている。妻のかわりをするこの代理人たちは出動させるのがきわめて容易ではない部隊を編成している。⁽⁶⁾ その点、繰り返しになるが、容易なだけでなくまさに「理想的」なのは夫である。なぜなら夫は物理的、そして日常的に、夜中も各家庭にいるので、各家庭に細分化されいるという家事労働の特質に対応して、絶え間なくだらだらと統制を發揮することができ

るのである。

既に述べたように、女の労働に対して男が裁判官や警察官の下請けとして果たす役割全体は、家事労働の抽出を資本に対して保証する。だがこれは物事の一面にすぎない。その裏では、これも同様に重要なのだが、女に対するこのような役割を男に委任することによつて、資本はまた資本自身に対する階級的暴力を絶えず取り除いているのである。事実、女に対して男が行使する肉体的暴力、このような役割を果たすことの結果生じる暴力は、男が彼の労働関係のなかで日常的にこうむる暴力の安全弁的はけ口であり、その一方で家事労働に対する女の闘いの組織化に対するテロリズムとして機能している。総体的に資本は、男と女の間に作り出した愛情と恐怖の関係を通じて、常に男の暴力の痕跡をごまかそうと努めている。それによって男の暴力は資本そのものに対して全面的に立ち向かうかわりに、女の闘いを凍結させる方向に向かう。それは階級内部における権力の階層分化を徹底させるために絶えず打ち込まれる楔なのである。

2-1(a) 肉体的暴力の具体的形態

さてここで女に対する男の肉体的暴力がどのような具体的形態を呈するのかを分析して

みよう。

この暴力の範囲が平手打ちに始まり殺害にまで至るということは明らかである。しかし一般に、もっとも「普通の」形態は殴打である。女たちは、男たちが行き着くところまで行つてしまいかねないことを知っている。平手打ちは、この暴力の連鎖の始まりなのだ。事実、平手打ちはもつとひどい、殺しかねない暴力が突発するかもしれないという可能性を警告している。女はそれに気がつく。それでひたすら自分の暴力を抑えることによつて、男がもつとひどい暴力を突発させるのを防ぐ。つまり男が女に対して行う管理の手段としての肉体的暴力の通常の形態である殴打を制限するのは、女の自己抑制のみなのである。それゆえ夫が妻に対してふるう殴打は、親が子供に対してふるうのとは異なつてゐる。事実、親が子供に対してふるう肉体的暴力は殴打に始まり、少なくとも大部分の場合には、殴打に終わる。一般的には子供に死の危険が迫ることはない。すなわち親が子供に対して手を上げる場合には、もつと激しい、彼らを殺しかねないほどの暴力があるわれるかもしれないという警告をするつもりはない。なぜなら子供が親に対して保証しなくてはならない重要な労働があるのでないからだ。親が肉体的暴力行使する目的は、一般的には、子供が将来働く時に要求される規範に慣らしておくことであるが、それに加えて、せいぜ

い子供が自分の労働について、耐えられる限度を超えた過重なものであると文句を言うのを封じようとするくらいのものである。一般に子供がこうむる暴力は、夫が妻に対する暴力に比べて明らかに低い限度にとどまっているが、それは暴力に立ち向かう体力が子供のほうが小さいことにもよる。

しかし夫が妻にふるう殴打と親が子供にふるう殴打が同じ意味を持つ面もある。それは殴打を正当化するイデオロギー的前提出である。事実、夫に対する妻も親に対する子供も、常日ごろ「一人前ではない」と見なされているが、それは両者とも、様相は異なるが、論理的判断力を持つていないと信じられているからである。政治的力が弱いために「一人前ではない者（未成年者）」の烙印を押されている。したがって妻や子供たちが理性によって「理解できない」ことは、殴打によつて理解するだらう、というのが夫の願望である。アメが効かない場合にはムチを、というわけである。

このように女子供という「未成年者」に対しては、夫あるいは親は、いかなる矯正手段に訴えることも正当であると見なされているので、女子供に対するふるわれる暴力は、暴力と見なされない。それに男は、もし必要とあらば殴つても女子供を「服従させておかなければならぬ」と思われている。なぜなら一家の主は女子供に対して「責任がある」と見なさないからである。

このように女子供という「未成年者」に対しては、夫あるいは親は、いかなる矯正手段

をしてきたが、肉体的暴力の具体的形態の観点においても、両者は決定的に異なつてゐる。女や子供は権力が弱いがゆえに「未成年者」と見なされ、「未成年者」として殴打のような特別な形態の暴力を受けるのであるが、奴隸は、女や子供とは異なる生産関係の中にいるため、未成年者以下と見なされる。事実、奴隸は彼自身が商品であるため、動物と同様に見なされ、動物と同様に労働に駆り立てられたり罰せられたりするのである。奴隸がこうむる肉体的暴力のもつとも「普通の」形態は鞭打ちである。「鞭は奴隸制社会の構造全体に関与している」とローウィックは述べている。⁽⁸⁾一般に奴隸を打つのは鞭である。奴隸と主人の間には鞭に象徴される距離が存在する。鞭を実際に扱うのは大概は奴隸監督官なので、その距離はさらに広がる。主人と奴隸との間には直接の肉体的接触がない。しかし女や子供に向けられる家庭内暴力においては、直接の肉体的接触は存在し、そのことは暴力を受ける者が「一人前ではない」とことを示している。この暴力は、それを行使して彼らに肉体的に接触する者の体面を汚しはしない。

既に述べたように、夫と妻の関係における平手打ちには、夫がもつと激しい暴力をふるうかもしれないという警告が込められている。この暴力の暴発を避けるには、基本的に妻

が自己抑制するしかない。殺害にまでいたるこの暴力は、男と子供たちの再生産のために女が必要不可欠であることによつて歯止めがかけられる。もし女を殺してしまえば、それは男が購入した物、いや者を正味失つてしまうのである。しかも、既に述べたように、それは保証が付いていたり、短期間のうちに容易に代わりの者が見つかつたりするようなものではない。奴隸にくらべて妻の方が、その損失はずつと重大である。奴隸と家庭労働者は、その売買の条件がまったく異なる種類のものであるために、供給させられる労働は異なるが、そればかりではなく、それぞれ主人、あるいは夫との労働関係の中で、ふるわれる暴力もまた異なる。このような事情によつて、夫は、女を殺してしまえば、自分自身にとつて非常に不便なことになる。主人が奴隸を殺す場合にもやはり不便ではあるが、その程度は女の場合ほど重大ではない。繰り返しになるが、夫であるひとりの男のために妻として働くのはたつたひとりの女なのである。彼女を殺してしまえば、男と子供たちの再生産はまったく供給されなくなつてしまふことになる。したがつて夫による妻の殺害は、彼にとつてまったく不便であるがゆえにこそ、それが彼にとつての「極限状態」として生じることを証明している。むろんこの場合夫が妻に対しても力関係の上で強者であるがゆえにこのような横暴がまかりとおるということは確かである。⁽⁹⁾

一方、奴隸の殺害は奴隸の労働関係に由来する。彼の殺害は「極限状況」ではなく、およそ定義することの可能な出来事、すなわち彼のふるまいが「あまりにもひどい手本」を他の奴隸たちに示すような状況の中で生じる。殺される可能性に唯一歯止めをかけるのは、ほんの一端でも主人が自分の財産を失うのが一般的に不都合だということのみである。しかしこの損失はそれだけでは労働の流れを脅かすことはない。なぜなら奴隸はつねに他の奴隸たちと一緒に働いていて、その損失は数百の腕の中のたつた一本の損失に過ぎないからである。それに、その腕の代わりを見つけるのは特別困難なことではない。

したがつて妻と奴隸をめぐる労働関係の相違は、殺される可能性の相違にまで反映するのである。それだけではない。奴隸と家庭労働者である女をめぐる労働関係の相違は、女に対する男の肉体的暴力と主人の奴隸に対する肉体的暴力が、それが最大限発揮される瞬間である殺害の際にあらわす形態の相違をも説明する。奴隸をめぐる労働関係は、妻の場合にくらべてより暴力的であるが、それと同様に、奴隸の殺害の形態は、一般的に妻である女が殺される場合にくらべてはるかに残酷な方法である。⁽¹⁰⁾ C・L・R・ジエイムズは、革命によつて奴隸が勝利する以前のハイチ社会について、身の毛もよだつ描写を行つてゐる。「肉体を切斷することなど日常茶飯事であり、四肢、耳、ときには性器まで切

断したが、その目的は、奴隸がただで楽しみにふけることをやめさせることにあった。主たちは、奴隸の腕や手や肩に熱したロウをたらしたり、煮えたぎるサトウキビの搾液を頭からぶちまけたり、生きたまま焼いたり、とろ火であぶったり、火薬を身体に詰めてマッチで火をつけたりした。また、首まで生き埋めにして、顔に砂糖を塗りたくって、ハエにそれをむさぼりつくさせた。さらに、蟻や蜂の巣の近くに縛りつけたり、奴隸自身の排便を食べさせたり、尿を飲ませたり、他の奴隸のつばをなめさせたりした。ある植民者は、怒り狂うと自分から奴隸に体当たりし、奴隸の身体に歯を突きたてることで知られた。

しかし奴隸の殺害は残酷なことであるだけでなく、公の出来事である。なぜならそれは、他の者すべてに恐怖を与える訓戒として役に立つはずだからである。彼らは皆見たことを心に十分に刻み込み、それがまさしく明日は我が身に起こりかねないと知るはずである。主人の、商品に落とし込まれた個人である奴隸との関係のような暴力的関係を維持していくためには、明らかに肉体的暴力の使用が必要である。家父長主義の隠れた暴力が支配していない、あるいは体験されてすらないない所では、肉体的暴力はすぐさまテロの域に達する必要がある。日常的な罰（鞭打ちのかわりに行われる様々な拷問）から、殺害（どの

ように行われるかは先に引用したとおりである）にまで至る残酷な肉体的暴力を行使することによつてのみ、労働をめぐる命令に服せることができるのである。

一方、妻、すなわち家庭労働者である女は、刃物で刺されたり、鉄砲で撃たれたり、毒を飲まされたりして殺される。少なくとも大部分の場合はそうである。もちろん女の場合にも残酷な死には事欠かない。焼かれたり、切断されたり、拷問されたりなど、様々な方法で死に至らしめられる。しかし、とくに夫による妻の殺害は、刃物、鉄砲、毒物に示されるような「迅速な手続き」によって行われるのが一般的である。女の場合には、奴隸とは違つて、殺害は公的に行われるのではないが、一般に、四方を壁で囲まれた家の中であつても、「見せしめを行う」ねらいもないわけではない。ただこの場合、「見せしめ」は間接的に示される。なぜなら他の女たちは、「その場にいる」のではなく、噂だけを耳にするからである。だがとにかく、殺害は監督者兼裁判官兼警察官である男による、言うことを聞かなくなり十分に働くかない女に対する極刑であり、同時に、罰というものがすべからく持つている意味と同様、他のすべての女に対する警告なのである。

2—(b) 性暴力

肉体的暴力を論じる上では、女が特に結婚において性的にこうむつている暴力に特別な分析が加えられる必要がある。なぜなら性について言えば、女が結婚の内外において大衆的にこうむつている肉体的暴力のもつとも明白な性的特徴は、結婚の中で女が置かれる地位に基づいているからである。結婚において女の性的職務がその中心を占めるのは、すなわち性的労働に関して資本が非常に厳格な規律を強要するのは、明らかに資本がこの労働によって労働力の再生産を確保しなければならなかつたからである。そして資本主義の下では、労働力の再生産は家庭の中でこの性的労働によつて行われ、それによつて資本は家庭の再生産をも確保してきた。したがつて女の性交渉は、新しい労働力を生み出すためか、あるいは男を性的に慰めて、肉体的、精神的に再生産するためのものであり、家事労働である。なぜなら女は男に対して、——とくに妻は夫に対して、ということは大衆的にあらゆる女はあらゆる男に対して、——労働関係にあるからである。男にとつて女は彼のための家庭労働者としての妻なのである。性交渉を行うときには「愛を自由に交換する」間柄の「自由な恋人」に早変わりしてこの労働関係を免れるなどということは、とても不可能で

ある。家事労働には就労時間の区切りもなければ祝日もなく、女は連日連夜いつ何時も妻であり続ける。したがつて、性交渉を行うのは、タイム・カードを押した「後で」、あるいは「一週間の仕事が済んだ」後、金曜日の夜に、ということは考えられないのである。しかし女が男のために常に無償で供給させられている労働の中でも、性交渉が中心的職務であることが明らかになればなるほど、そこに愛というものが存在する可能性は少くない、していく。それゆえに性交渉は家事労働なのである。そのため、女にとつて性交渉は、あらゆる労働関係がそうであるように、つねに、そして必然的に暴力的な行為である。たとえ夫が非常に優しくても、それが暴力的であることはやはり変わりはない。「例外は規則の存在をあらわす」というが、その例外すらも存在しないのは偶然ではない。女に対して「君、どうして喜ばないの?」と尋ねるのを女に対する現実的な思いやり、功利的次元から離れて女のことときを気にかけようとする配慮であると取り違えている場合は別であるが、いまだかつて雇用者が、生産がかなり脅かされるのではないかという心配のレベルを超えて、労働者の幸福を思いやつたためしはないのである。

だから、性関係における女の「同意」を問題にするのは、工場労働における労働者の同意を問題にするより、さらに不合理である。性関係の中で女が同意的であるか否かと考え

るのは、問題のたて方が誤っている。既に述べたように、自由な労働者は賃金によつて自分の欲求を満たすために過ごす時間を持つてゐるが、女は結婚において、そのような「自由」も持たなければ、その「必要性」すら認められていない。繰り返すが、女は生存と引き換えに労働力を売るのである。

女は、妻となるために性的職務を行わなければならない。なぜなら結婚においては性的職務がその中心をなしているからである。家事労働のその他の職務に比べて、それは避けることのできない優先的な職務なのである。それを行わなければ、男は彼の賃金によつて彼女の生存を保証する、すなわち「彼女を養う」ことを受け入れないだらう。結婚において、同じ家の中の他の女たちに対して、妻としての地位を格づけるのは、この性的職務の遂行である。女は結婚において男の賃金の一部にありつたために、性的職務を行うことを義務づけられている。したがつて、既に述べたように性的職務が、妻の中心的、そして独占的職務であるという観点によれば、結婚によつて男の自由に任されるのは女の肉体そのものであり、このことにおいて労働関係はその暴力性の極致に達するのである。それは、いわば奴隸関係の暴力性とほんの紙一重である。奴隸はその労働力ごと商品となり、女は性交為において、その全人格ごと主人である夫の自由に委ねられる。そして肉体的にも、

主人を、自らの肉体そのものによつて愛するよう強制されるのである。

このように性的職務を供給する義務は女の労働関係の暴力性の極致を示してゐる。なぜならそこでは彼女は「全面的に」男の自由にならなければならないし、同時にそれは中心的職務であり、避けて通ることのできないものだからである。そのために、まず第一にこの性的職務を何が何でも確保しようとして厳しい規律が作り出され、さらにこの規律は、男のまさに性的な暴力によつて、その他の職務より厳しく取り締まられるのである。

この規律がいかに厳しいものであるかについては疑問の余地はないと思われる。本書で取り上げてゐるのは、一貫して、およそ十九世紀後半以後の先進資本主義諸国における労働者の家庭の話であるが、話をイタリアに限定すれば、まず考えていただきたいのは、ほんの数年前まで女は結婚するまでは処女性を絶対に守らなくてはならないと思われていたことである（ところが男の方は「経験がある」方がよいとされていた）。また結婚した後はそれに対しても絶対的に忠実でなくてはならない（もちろん女の側だけである）と思われていたこと、そして夫や父、兄弟が、名譽を傷つけられたとして⁽¹²⁾、妻や娘、姉妹に制裁を加えた時、法律がいかに軽い処罰しか男たちに課してこなかつたかを考えいただきたい。我が国だけに話を限つてもこのよだな結果になる。このような全体的状況を打ち破るために

に、女たちは大変な苦労をしなければならず、血なまぐさい代価を支払わなければならなかつたのである。また私たちがとくに考察したいのは、この規律を守らせる手段としての性的肉体的暴力についてである。繰り返すが、それはもつとも暴力的な義務を守らせるためのもつとも暴力的な規律である。しかし家事労働、特に性的職務が、かつても今も労働であるとは見なされないと同じように、男が婚姻関係において女の性労働を奪奪するために行使する性暴力は、強姦である、いまだかつてないものである。¹³⁾それに、危機にあろうと近代化されようと家庭というものが存在するかぎり、誰一家庭から逃れることは出来ないのだから、男のための妻とならず女であるがゆえの家事労働を払い除けるためには、結婚しないというのでは不十分である。女と男の性関係は、何はともあれ女にとって家事労働なのである。そのため性関係はそれ自体が暴力的であり、結婚の外においても内においても肉体的暴力によって大衆レベルで十分に収奪されている。

すべての家事労働、なかでも性的職務はもつとも暴力的であるがゆえに、その背景に女たちによる拒否の長い歴史を持っている。¹⁴⁾したがつて男たちによる様々な「反動」の長い歴史もまた存在する。すべての夫が妻に対しても性的暴力を行使する。結婚において男は、直接的間接的に暴力に走る。女が望まない時でもほとんどいつも性関係を強要し、彼女が、

彼女に快樂を与えないがゆえにしたがらないことを彼女に求め、彼女にとって——女たち自身がそう言つているが、——ヒマシ油のようなやり方の性交渉を押しつける。しかしこのごく普通の男たちのふるまいは、女に対する性暴力であるとはかつて一度も見なされたことがない。婚姻関係の中では、男が性暴力行使することはおおっぴらに認められている。夫はだれでも結婚の契約によつて、妻を性的に自由にできる権利、すなわち家事労働のこの特定の職務を利用する権利を持つてゐるというのだ。このことは法律にも明記されている。法律上の表現はあらゆる先進資本主義諸国においてきわめて似通つてゐるが、この権利の優越性はそこにも表現されている。法律では、結婚の契約は、女が他のすべての家事労働の職務を遂行したとしても、性的職務を行うまでは「法的手続は完了したが、実行されていない（式を挙げたが床入りのない）」と見なされ、したがつて不服の申し立てをすることができない。

原注

(1) 「奴遇」(treachery) とは奴隸制度を研究する歴史家の用語で、主人の奴隸に対する

特殊なタイプの強制をあらわす。

- (2) これに関しては C. L. R. James, *The Black Jacobins. Toussaint l'Overture and the St. Domingo Revolution*, Random House, USA 1963, イタリア語訳『ジエラード・リカルド・ペーリー』(邦訳『アラックジャコバーノートウサノ』ルヴァルチオーリとハイチ革命) 青木芳夫監訳 大村書店より訳文引用
引用部は二六頁)

(3) イタリア国家による（暴力の一訳者）公認について L. Remiddi は次のように述べる。「遠い古代は言うにおよばず、ほんの新改革以前まで、結婚した女は家長男性の権力に服従し、彼の姓を名乗り、彼が居を定めようとする所へはどこであれ従つていくことを義務づけられていた。」

男は妻を「矯正する」権利さえも持つていた。彼女の行動を管理し、何か不足があれば彼女を罰する権利を有していた。ようするに彼女は正真正銘夫の所有物であり、夫は彼女の権利を著しく制限し、未婚の女と既婚の女の置かれた状況の間に重大な法的相違を作り出した。

電話での会話や手紙のやりとりの自由や秘密の保持といった憲法、法律、国際条約によつてすべての市民に保証されている権利までもが、既婚女性の場合は論議の対象であった。夫は妻の品行を見張るために妻から手紙を取りあげたり、電話を盗聴したりする「といえども」。(一九七一年七月九日付ミラノ高裁判決判)

(4) Selma James, *Il posto della donna. Mariarosa Dalla Costa との共著である Potere femminile e sovversione sociale*(cit.) に所収。

(5) この修正案は一九七五年に議会を通過した。

(6) これについては、アメリカ合衆国における福祉の再建をめぐる現在の議論は重要である。この問題については Mariarosa Dalla Costa, *A proposito del Welfare*, (Primo Maggio n. 9, 1977 (邦訳「社会福祉をめぐって」) セマリオーローザ・ダラ・コスタ 「家事労働に賃金を」インパクト出版会一九八六年に所収——訳注) を見よ。この論文では他の問題と共に、国家による社会福祉のコンピューター化への傾向が、こうした対立を回避する試みとして解釈されている。これについて、とくに一九七五年一月二八日付『ニューヨータイムズ』紙の記事 City Opens Computers Center to Check on Eligibility of Welfare Recipients を参照せよ。

(7) 「大部分の場合には」と述べたのは、あらゆる国々で親が殴打をはるかに越えた形態の暴力を行つてゐる例が、ますます広範に見られるようになつてきているのが明らかだからである。それはまさに拷問の形態である。それに對してたゞえばアンクロサクソンの國々では最初の「子供の権利憲章」が誕生した。親のこのような行為は明らかに、一方では労働の非道な実態により、他方では家庭の規律に対する子供たちのますます過激化する闘いにより、親たちが立たされた苦境の産物である。

近年フランスにおいても「子供の権利憲章」が論議にのぼつてゐる。フランス内務省統計によると、一九七五年には二万六千人以上の少年の家出の届け出があり、そのうちの十分の八が「再犯」である。また一九七六年には八百人以上の子供が親による虐待、栄養不足、放置のため死んでいる。自殺者に関する統計も痛ましい限りである。初期

の調査によればおよそ年間四千八百人程度であったが、フランス自殺研究委員会によると、一九七五年にはマルセイユだけで、子供や青年の四三二七人が自殺を試みて病院に運び込まれている。

(8) George P. Rawick, (cit.) p.104

(9) もし妻が規律に服して働くことを拒否すれば、それはいつでも夫が妻を殺害する根柢的理由となった。数年前までは夫たちはこの事実を別な動機づけで説明した。それは「愛の労働」が義務付けられた方法で供給されなかつたことに対する「情緒的」動機づけであった。しかし近年愛の契約は、きわめて広範囲に、また深刻に違反されるようになつたので、「情緒的」な回りくどい表現を取ることがもはや明らかに無益となつた今日、夫たちは——ここ数年来イタリアにおいても多くの新聞記事が述べているように、——妻を殺害したのは「家事労働を行うのを拒否したためである」と明言している。

(10) これについては C. L. R. James 既引用書を参照せよ。また George P. Rawick 既引用書も見よ。

(11) C. L. R. James 既引用書 pp.18-19

(12) 刑罰は、一般の殺人罪ならば懲役二十一年であるのに対し、三年から七年である（刑法五八七条）。Laura Remiddi は著書 *I nostri diritti* (cit.) の中で次のように述べる。「これはほとんど一種の免責であり、殺人の容認とじうごあるのである……名譽の犯罪を特徴づける概念は、性関係（肉体関係）を非合法とするものである。夫婦以外のあらゆる関係が非合法であり、それゆえ血で洗い流されねばならぬ（あるいは少なくとも

も血で洗つてもよい）不名誉の源泉なのである。既婚者にとつては、「名誉の訴え」は相互的、すなわち夫にも妻にも認められる。しかし婚姻関係外では家族の名譽は娘、あるいは姉妹などの女の肉体にあり、父親や兄弟などの男は復讐者となる資格を保持していない。

(13) フェミニズムの初期の文献に既にあらわれるよう、女たちは国家が強姦であると認めるにやぶさかではない性暴力と、逆に国家が「善良な市民」の正常な行為として認める性暴力とを区別することがほとんど不可能であることを、一貫して告発してきた。

Germaine Greer は *Female Eunuch*, 1970 イタリア語訳は *L'eunucca femminista*, Bonnani, Milano 1972 の中で重い強姦と軽い強姦を区別するのは単純に、前者が男を法廷へ引きずり出すことのできるケースであるというだけの違いであると示唆した。しかしこの区別はあまり役に立たない。なぜなら女なら誰でも知っているように、この問題に関しては国家が保護するものとしないものの境界が非常に流動的である。多くの場合において国家の対応そのものが女たちに法廷に訴える勇気を失わせていたのだが、近年ひとえに運動の力によって、国家はそうしたケースを審判せざるをえなくなつたのである。また男女間の性関係における——潜在的あるいはあからさまな——暴力の描写については、古典とうべく Kate Millett, *Sexual Politics* 1969, (邦訳はケイト・ミレット「性の政治学」——訳注) がある。この問題に関するマレットのノーマン・メイラーとの長い論争も有名である。

(14) 女の拒否は、まず隠れた形態、すなわちセックスをしないですむための多くの「詫

び、「気分が悪いとの訴えから始まる。それから労働としてのセクシュアリティーを否定するために、セクシュアリティーの状況をめぐるあからさまな告発や、はつきりと表明された堅固な闇いへと到達する。しかし今日の性に関するもつとも著名な研究者たちは、古くは有名な「キンゼイ報告」の著者から、Michel Foucault の最新作である、性を論じた全六巻におよぶという記念碑的作品（ミシェル・フーコー『性の歴史』）——訳注は言うに及ばず、最近の Master や Johnson にいたるまで、「性の問題」を解決するための唯一の視点である、労働としてのセクシュアリティーの破壊には言及さえしてこなかつた。イタリアでは——性の問題についての徹底的な論述というよりは女の性的満足（および不満足）の迅速な描写ではあるが——男の意識に一石を投じた著作として、Lieta Harrison, *La donna sposata*, Feltrinelli, Milano 1972 があげられる。

III 強姦と近親相姦

以上、夫婦間の性関係について私たちが述べてきたことから、まず第一に、強姦の第一の形態は結婚において生じるということが推論される。それは女の同意があるではないかと言わればねない場合から、その同意が、即、もちろん男が考え出したに決まつている「女のイヤは同意も同じ」という前提を意味するようなものまで、様々な場合を考えられる。しかしここではもっと具体的に、妻ではなく家族の女でもない女に対する性暴力が通常受け入れられる場合の強姦のしくみと原因を考察したい。妻以外の家族の女たちに対する肉体的暴力については、近親相姦について述べるときに具体的に取り上げることにする。既に述べたように、男は結婚において、妻に對して性暴力を行使する権限を暗黙裡に獲得する。性的職務は、他のいかなる職務にもまして、根本的に彼の権利となるからである。しかし結婚の外においてまでも女に對して暴力をふるう男は、一般的に見て一体いかなる

動機によつて性暴力を犯すのだろうか。ここ数年フェミニズム運動が政治的に支援してきたいくつかの強姦裁判の中で、法廷にいる女たちが被告である強姦者をほとんど無視してきたということは、大変に重要である。つまり政治的裁判という、男による性暴力の爆発を根本において断ち切る力を女が手にするために政治的組織力を増大させる基本的契機となる場において、女たちの態度は被告を「怪物」であるかのように眺めるというものからは程遠かつた。ということは、女たちは皆「怪物男とその他の男」が存在するのではなく、資本によつて男が女に対してもうかれている関係、すなわち家事労働の労働関係のせいで、男はだれしも皆、怪物の部分を持つてゐるのだということを知つてゐたのである。なぜ男の性暴力は婚姻外においてもこれほど広く大衆的に生じるのかを解明するために、この家事労働の労働関係を再度取り上げ、性的職務の供給条件のいくつかの観点を具体的に見ていきたい。性的職務を行う義務を、資本は妻だけに負わせた。それによつて、無償の性的労働を収奪する可能性は、家庭の中で保証されると同時に、家事労働の他のすべての職務を収奪することが男に認められている「操作可能な領域」に比較して、狭められている。夫は食事の用意や衣類の洗濯等の職務については、妻でも、あるいは娘や母親でも、ほとんど交換可能な方法で當てにすることができるが、無償の性的慰撫は妻しか當てにできなかつた。

い。というより、繰り返すが、夫の夫としての役割は、彼が妻に生存を保証するかわりに彼女が行う性的職務をもっぱら受け取る正当な資格のある男であるということに基づいている。したがつて、妻が彼に保証する以上の性的職務については、自分の賃金と相談しそれが許す範囲内に性欲を自己抑制しなくてはならないだらう。性的労働をめぐるこの資本主義独特の規律が、他の女たち（妻でない女たち）を男の手から取り上げる。この規律のために、男は無償の再生産労働の中の他のどんな職務よりも、この性的職務に關しては十分に供給されないかもしれないという危険にさらされている。そのため男は、結婚生活の中では妻に対して「タフに」ふるまい続けながら、同時に家庭の外へ女を捜しに行きがちなのである。

しかし彼がこの職務を十分に供給されない可能性は、ここ数年の間にさらに「深刻化」してきているが、それには二つの原因がある。ひとつは運動が構築した力によつて、家庭における家事労働の条件を契約する上で、女たちが力を強めてきたことである。しかも性的職務は、真っ先に拒否される職務のひとつなのである。女たちは運動によつて、ただ単に働くだけの生活を拒否するだけでなく、自らの要求を爆発させた。それはまず第一に家事労働の徹底的な削減の要求であり、それと同時に労働としての、男を慰める役割を果た

すだけのものとは異なるセクシュアリティーの要求である。すなわち快楽、とりわけ自分の快楽としてのセクシュアリティーへの要求が爆発した。レズビアンの運動は、もちろんこの闘いの重要な要素に他ならない。既婚であるか未婚であるかを問わず、女は、拒否する、すなわち別の性的伴侶を選ば、あるいはまた女と共に暮すことを選ぶ力をますます広範に獲得してきている。とくに女と共に暮す選択は、資本主義が押しつけた宗教としてのヘテロ・セクシュアリティーに対するもつとも痛烈な攻撃となつて、何らかの性生活を得るために男と男の暴力を受け入れることを余儀なくされる状態を打ち破つたのである。この全体的力は、男が自分の性的快楽を易々と手に入れるのを遮断する第一の防壁となつた。「易々と」というのは、もっぱら女の側だけの負担によつてといふ意味である。

しかし女の力の成長のもう一つの側面、すなわち男に対するもう一つの防壁は、売春婦の労働の大衆的普及⁽²⁾と、その相場の値上がりである。つまり、後で詳しく述べるが、売春をすることに踏み切つた女の数が増加し、それだけでなく、彼女らは値段をどんどん吊り上げ、条件をさらに有利にしているのである。

このような状況に対する男の回答は、強姦の増加であった。⁽³⁾女の力の増大によつて、妻（またはつれあいの女）によつて性的職務が確保できる可能性は減り、家族の女を暴行する

る可能性や売春婦によつて性的職務の供給を安価で購入する可能性も減つたため、男は家族以外の女を暴行することによって、性的職務の供給を確保しようとするのである。この意味で強姦は、正真正銘の家事労働の、収奪であると定義することができるだろう。強姦を行つ者は、この収奪によつて家庭の外から家事労働の機構を破壊し、したがつて家庭の再生産に直接に打撃を与える。しかし強姦というテロ行為は、ただ単に性的職務を丸ごとただで奪い取るだけではなく、不柔順で反抗的な女に対して全体的警告を發することもねらつてゐるのだ。もし女が家庭の規律と労働を拒否し、男の「保護の下に」いることを受け入れないのなら、どのような危険にさらされる可能性があるのかをたえず彼女に示すためにである。

おそらくはこのようなことなのだ。それに、言うまでもなく、性的職務は家事労働の中心的職務であるばかりでなく、女がそれによつて妻として生存を確保するか、あるいは売春婦として金——それはどんどん高価になつてきている——を稼ぐことのできるものであるがゆえに、男の側からすると、強姦は、労働力再生産に関する女の労働条件に対するものとも凶暴な攻撃となつてゐる。もし性的労働が女にとつて何はどうあれ常に暴力的であり、妻の場合も売春婦の場合もしばしば肉体的暴力によつて規律に服させられるもので

あるならば、強姦はもつとも暴力性の高い行為である。なぜならそれは女にとつて、引き換えに何も受け取ることなく強いられる正真正銘の労働であるからだ。女は文字どおり労働を奪われる。それは、繰り返すが、妻としての女に対しても売春婦としての女に対しても、凶暴な攻撃であることには変わりがない。それにしても、強姦が大衆化しているということは、家庭の内外で女の力が増大してきたにもかかわらず、強姦自体があらわしているものとも深刻な男の暴力の乱用に対して女たちがまだ無力のままであるということを示しているのだろうか。私たちはそうは思わない。運動が起こる以前にくらべて根本的に違う点は、男たちはもはや家族関係にある女や労働関係にある女を平気で暴行することができなくなつただけでなく、強姦を行うために、徒党を組んだり武装したりして備えなければならなくなつたということである。⁽⁴⁾だからこそ女たちは直接に力で身を守るだけなく、男たちを告訴するのである。男は単独の、すなわち武装していない場合には、もはやそう安易に強姦を試みようとはしない。女たちの回答は厳しく、女が男を殺してしまうケースも少なくない。⁽⁵⁾

強姦が家庭の中でも生じる場合、これはようするに近親相姦のことである。近親相姦もまた、家事労働の収奪に他ならない。それは家庭を分断して、家庭内の家事労働の機構と分担を破壊する。父である男が娘に近親相姦を行ふ場合は、それと同時に彼と妻、彼と娘の間にある家事労働関係を破壊し、したがつてその二つの関係において家事労働の分担とその規律を破ることになる。その上近親相姦は家庭で既にその男のために働くことが定められており、したがつて彼が直接に管理している女に対して行われるために、同じ女に対し繰り返し行われることになり易く、また女はそれから身を守ろうとすることで、さらに脅迫されるのである。父親の娘に対する近親相姦に特定すれば、——これがもつとも一般的であるが、——娘自身の生存が父親に依存しているがゆえに、この脅迫はきわめて重大である。それは家族内の、性的職務を供給するために置かれているのではない女から、性的職務を収奪する。だから、近親相姦は、家庭内で直接的に妻、母親、娘、姉妹の異なる役割の基になつて、いわゆる家事労働の機構と分担を破壊するのである。

既に繰り返し述べたように、家庭内では妻だけが性的職務を義務づけられている。妻、母親、娘、姉妹という、家庭内でのあらゆる女役割は、家事労働のある一定の量と質に基づいている。しかし「妻」の役割の基本とになっている家事労働は、とりわけそこに性的職務が含まれることによって、質的に、その他のあらゆる女役割と一線を画している。つ

まり妻は、家族の再生産に必要な家事労働の量の最大部分を行わなければならないだけでなく、とくに性的職務を夫に供給するためにおかれている存在なのである。この職務は、姉妹が兄弟に対する行うことを要求されはない。姉妹はある程度の家事労働を要求されはするが、その量は、妻が夫に対する行うことは疑う余地がない。ここで家事労働の様々な量と質をめぐる家庭の中での女役割がどのようにして作り出されたのかについてだらだらと論じるのはやめておこう。それについては、その本質的道筋が既にかなり以前から明確に描かれてきているからである。⁽⁶⁾ そのかわりに強調しておきたいのは、われわれのここでの関心事、すなわちこの労働の分担をめぐって、父親の娘に対する、あるいは息子の母親に対する近親相姦は、やはり彼女らに対する家事労働の収奪になるのだということである。それは娘や母親にとっては、単なる無報酬の強制労働に他ならない。事実、近親相姦は、母親が夫から、娘が父親から受けている扶養以上の何物とも交換されない。その扶養は、母親や娘の各々が、息子や父親に性的職務を行わなくとも、受ける権利を持っているのである。

とにかく、既に述べたように、あらゆる国々で近親相姦は著しく減少する傾向にあり、

イタリアにおいてもここ数年の間に顕著な減少が見られたが、それはまさしく女たちが運動の出現によって獲得した新しいレベルの力によるものである。その結果、近親相姦に対する女たちの態度も変化した。かつてはそれを家庭の外へ持ち出しても無駄な家の恥として隠しておこうとしたがちであったが、今日ではそれを公然と告発し、それに反対する闘いを組織し、それを止めさせるために裁判に訴えることも辞さなくなつたのである。⁽⁸⁾

原注

(1) 「資本はヘテロ・セクシュアリティーを宗教にまで高めると同時に、男と女が肉体的情緒的に触れ合ふことを不可能にし、ヘテロ・セクシュアリティーを性的経済的社会的情緒的規律へと制限する。」*Mariarosa Dalla Costa, Selma James, Potere femminile e sotversione sociale, (cit.) p.48*

(2) イタリアに関してはコリエーレ・ドラ・セーラ紙は最近の連載記事の中で、売春を働く女は推定約百二十万人であり、したがつてその「利潤の回転」はイタリア総人口の十パーセントを巻き込むものと思われる」と述べている。既に数年前から新聞は女たち、それが最も中産階級の女たちまでもが、「金のためとは言ひ切れない」売春を行い、それがますます増えていることを非難し始めた。また同記事のデータによれば、主要都市の「街

頭」における日々の売り上げは、ジエノヴァが二千万リラ、ミラノが五千万リラ、ローマが三億リラ、トリノが四億を上回っているということである。

（3）近く最近一九七七年七月十四日と十五日付ラ・レップブリカ紙上に掲載されたNatalia Aspesi編集による二つの記事は、非常に多くの未成年の女たちが誰の「保護」もなしに売春することを決心する、と述べている。

強姦が世界的に増加しているということは議論の余地のない事実であり、あらゆるフェミニズム運動がそれを告発してきた。またアメリカ合衆国においては、強姦された女のうち、告訴を行った女はごく少数に過ぎないにもかかわらず、一九七四年にはおよそ六万件の性暴力の告訴があった。しかしボストン警察の心理学者Ralph W. Mastersは、告訴されないケースは百万件にもおよぶとの判断を示している。（*L'Espresso* エスプレッソ誌一九七五年十月十九日号より）

ヨーロッパの例をあげると、ドイツ連邦共和国の内務省発表によれば性犯罪は一九七四年に四万件を上回った。

Susan Brownmiller, *Against Our Will*, 1975 (イタリア語訳は*Contro la nostra volontà*, Bompiani, Milano 1976) は、強姦と性犯罪全般に関するデータを収集した特筆すべき著作である。

まだSusan Griffin, *Rape: The All-American Crime*, New York 1971も参照せよ。女の立場からのアメリカの強姦に関する証言の広範な調査が含まれている。イタリアについては、Maria Adele Tedori, *Le Violentate*, Siger, Milano 1977が近年の強姦の状況に関する

するジャーナリスト的で材料を収集している。またEmina Cevro-Vukovic, Rowena Davis, *Grati le mani*, Arcana, Roma 1977は、この問題に関するフェミニズム運動の興味深い文献のアンソロジーである。イタリアのフェミニスト誌については、(Effe)誌は一九七五年十一月号全号を女に対する暴力、とくに強姦の問題の特集とし、(Le operate della casa)誌は毎号いくつかの記事をこの問題に当ててきた。

（4）イタリアではフェミニズム運動が政治公判を築いた強姦事件だけをあげても、チルチエオの強姦殺人事件、クリスティーナ・シメオーニの事件（ヴェローナ裁判）、ラヴェンナとフェッラーラで起つたいくつかの強姦事件などがあげられる。フェミニズム運動は一九七六年一九七七年に活発であった。

（5）国際的な運動が作り出された有名な事件の一つに、黒人女性Joan Littleのケースがある。イタリアではフェミニズム運動が政治公判を築いた強姦事件だけをあげても、チルチエオの強姦殺人事件、クリスティーナ・シメオーニの事件（ヴェローナ裁判）、ラヴェンナとフェッラーラで起つたいくつかの強姦事件などがあげられる。フェミニズム運動は一九七六年一九七七年に活発であった。

（5）国際的な運動が作り出された有名な事件の一つに、黒人女性Joan Littleのケースがある。彼女が権力をもつていなかつたのは彼女が黒人であり女であったからだ。拘禁状態はすく最近一九七七年七月十四日と十五日付ラ・レップブリカ紙上に掲載されたNatalia Aspesi編集による二つの記事は、非常に多くの未成年の女たちが誰の「保護」もなしに売春することを決心する、と述べている。

強姦が世界的に増加しているということは議論の余地のない事実であり、あらゆるフェミニズム運動がそれを告発してきた。またアメリカ合衆国においては、強姦された女のうち、告訴を行った女はごく少数に過ぎないにもかかわらず、一九七四年にはおよそ六万件の性暴力の告訴があった。しかしボストン警察の心理学者Ralph W. Mastersは、告訴されないケースは百万件にもおよぶとの判断を示している。（*L'Espresso* エスプレッソ誌一九七五年十月十九日号より）

ヨーロッパの例をあげると、ドイツ連邦共和国の内務省発表によれば性犯罪は一九七四年に四万件を上回った。

Susan Brownmiller, *Against Our Will*, 1975 (イタリア語訳は*Contro la nostra volontà*, Bompiani, Milano 1976) は、強姦と性犯罪全般に関するデータを収集した特筆すべき著作である。

まだSusan Griffin, *Rape: The All-American Crime*, New York 1971も参照せよ。女の立場からのアメリカの強姦に関する証言の広範な調査が含まれている。イタリアについては、Maria Adele Tedori, *Le Violentate*, Siger, Milano 1977が近年の強姦の状況に関する

の労働から利潤を引き出す。私たちの労働は國家によって管理されてしまう。」

(6) Mariarosa Dalla Costa, Selma James, *Potere femminile e souverain socialé* (cit.) ; Collettivo Internazionale Feminista 編 *8 Marzo 1974* (cit.) p.26

(7) 近親相姦の形態として、これらがもつとも頻繁に見られるものである。母親による息子の、あるいは娘による父親の等の近親相姦の件数は取るに足らない、というより存在しない。

(8) しかし、この種の訴訟を起こす可能性をもつとも深刻に脅かすのは、——女自身が述べるように、「——父親が刑務所に入るや、家族がどうやつて食べていったらしいのか途方に暮れてしまうことであった。このことに関連するが、イタリアのもっとも貧しい地域の農村部の父親たちが娘の処女を奪う権利にまでいたる家長権を持つという状況がない先日までは非常に広範に見られ、今日なお一部に存在している。

IV 女に対する男の肉体的暴力と国家

1 国家による暴力の黙認

女に対する暴力をめぐる国家の態度は、家庭における労働の機構に対する国家の態度に由来する。国家は、女の搾取、資本主義的関係に特有の、この暴力の保証人である。なぜなら国家は、女の非賃金労働に基づいて家庭を明文化したからである。国家は女の家庭内非賃金労働者という地位を承認し、結婚の契約の中にそれを明文化した。これによつて家庭内および社会における男女間の生活の物質的条件の不平等、またそれによつて生じる権力の不平等は、合法とされる。このような関係は、既に見てきたように、常に男の肉体的暴力をそれそれの、あるいはまさしく暴力そのものに達する処遇によつてでなければ維持することは出来ないので、国家はこのような社会秩序に対応してその弾圧装置を働かせる任務、

そしてその秩序を支えるのに適したイデオロギーを編成する任務をも負わなければならぬ。それはとくに女に対する男の肉体的暴力の行使を支持し、したがつて正当化するためである。

このことについて考えてみよう。これについてまず第一に注目すべき点は、女に対する男の暴力に対して国家が事実上その弾圧装置をいかに発動させているかということなのだ。国家は、女に対する肉体的暴力行使する男たちに対して、ほとんど無条件に刑罰の免責を保証している。警察は介入しないし、裁判所も判決を下す勞を惜しむ。国家は、逆説的に、見て見ぬ振りをし、ぐずぐずと介入を遅らせることによって、事実上大衆レベルで男が女を攻撃することを全面的に許可している。あらゆる男が、自分の妻や娘を侮辱したり恐喝したり虐待したり殴ったりしても、憲兵が家に来てそれを妨害し、さらに暴力によつて女に及ぼした「肉体的精神的損害」の咎で国家機関によつて罰せられるなどということは起つてゐるわけがないと、ほとんど確信している。あらゆる男が、法律によつて裁かれることではないか、強姦の罪で訴えられるのではないかといつた怖れを微塵も抱くことなく、妻に対し性暴力をふるうことを考へることができる。国家が通常個人に対する暴力、肉体的精神的完全性への侮辱として記録する事柄（肉体的テロリズムはむろんのこと、それ

以前の單なる恐喝や脅迫までも含まれる。それらはいかなる契約をも無効にしてしまう事柄である）は、それらが女に対して家の壁の中で、家庭の価値、すなわち家庭内における労働機構の価値を守るために行われるときには、まったく違つた次元のものとなるのである。

近年ますます国家は、女たちの告発や闘いによつて、（強姦者、娘に乱暴を働く者、様々な暴行の罪を犯した夫、医者などの）男たちに対して、女たちを守るために介入することを余儀なくされているが、国家の振る舞いは、結じて、男たちが女たちに対して暴力を行使する気力を無くし過ぎないようにしようとしている。その一方で、女たちが告発を徹底的にやり抜くことを思い止まらせようと努力するのである（脅迫、侮辱的な尋問などの方法によつて、彼女らを「犠牲者から罪人に」変えてしまおうとする）。あらゆる手段を弄して、女たちがこうむつてゐる現実の暴力を明るみに出すのを阻止しようとして、法警察装置によつて彼女らの告発を質的量的に濾過してしまい、暴行により罰せられるケースを、せいぜい例外的性質のものとしてしまい、女に対する男の暴力が大衆的振る舞いであることを否定できるような場合だけに限定してしまう。女に対する暴力の現実的次元では異例の、「法の座」に到達するケースについては、国家はさらに、なるべく男が有罪であ

る状況を認めないようにする。常に罪を減じる判決理由を提示し、有罪と認められたほんのわずかな男たちに対しても、非常に軽い刑罰を規定する。それはすべて彼らが、女の労働に対する管理形態としての、女に対する暴力を大衆的に行使する気力を失わせないようにするためである。このことは暴力が家庭の中で行われようと外で行われようと同じことである。事実、家の外で女に対して行使される暴力、路上、公共の場など、女にとって社会生活の場となりうるすべての場所で女に対して行われる暴力は、これもまた、家事労働のリズムや、労働時間中女がその範囲内にいなければならない空間を、直接に統制する機能を発揮するものなのである。この暴力は彼らを労働の場に縛りつけ、晩も夜中も含めた長い労働時間を維持して、彼らをあらゆる形態の社会生活から遠ざける。社会生活は彼らにとつて、各家庭に細分化され隠蔽された家事労働という労働の条件の改善を求めて自らを組織化するために必要不可欠の手段である。町が危険で歩けないから女が家にじつとしていなければならぬ、といふのは、そのこと、自分が労働なのである。⁽²⁾なぜなら家はまさしく彼女の職場だからである。彼女が家中で過ごす時間は男のような「自由時間」ではなく、すべて労働時間である。女にとつては、たとえテレビの前にいても、それは映画館にいるのとは訳が違う。ベルが鳴れば応対に出なければならないのは彼女である。

子供たちが病氣なら、片目でテレビを見ながらもう一方の目で病氣の経過を見守つていなくてはならない。基本的に彼女自身が物理的に家の中に存在していることこそが、家族の他の構成員を情緒的・精神的に再生産するからである。彼女の存在そのものが労働なのである。

したがって、男によつて女に加えられるあらゆる暴力に対しても、それがいかなる場所でいかなる形態で行われようとも、その暴力が女を家にくぎ付けにすることをねらつてゐるがゆえに、国家は男に対してもっとも寛大な「レッセ フェール」（自由放任）を表明して、彼らが女に対する暴力的関係の仲介者および直接的代理人としての立場に身を置くことを奨励する。一方、既に述べたように、女たちの鬱いの圧力によって、国家は訴訟の直接の当該者として登場することを余儀なくされ、そればかりか法廷において彼らの「保護者」「防衛者」を装つて、男の「行き過ぎ」に反対せざるをえなくなつてゐる。このことは、少なくとも時には、国家がこのような役割を免れることができや出来ないことがあらかである。それどころか出来るかぎり女に対する悪行の責任を、男全体に向けるの

ではなく、——というのは、そうなると国家が十分堅固に維持する必要のある家長の権威を失墜させかねないので、——わずかばかりの〈怪物〉に向けようとするのである。国家自身は、今や公的には女の防衛者のふりをしなくてはならないので、それによつて女たちに対し民主的であるとの外觀を築こうとする。そして同時に、既に労働条件をめぐつて爆發し、今や公然と（男たちに對立するだけではなく）国家に對立することも珍しくない女の階級的暴力性を、もっぱら性暴力の直接の代理人であるわずかばかりの〈怪物たち〉の方へ向けて、免れようとするのである。国家は男たちを、——それがわずかばかりの〈怪物〉であればもつとよいのだが、——女たちがこうむる災難の直接の、そして唯一の責任者として見せかけようとし、国家とそのすべての制度、基本的には家族制度の価値を、女の物理的生存のために必要であると主張する。しかし女たちの鬱いが深まるにつれて「特別な場合の保護者」（犠牲者を〈怪物〉の手から守る防衛者の立場に立つ国家が、女に対する関係をごまかすことは、次第に難しくなつてくる。国家のとる姿勢が女たちが大衆的にこうむつている暴力に対して本当の防波堤の役割を果たしていないことを確認するにつれて、そして裁判の中でも、裁判のものを国家に対する糾弾と組織化の契機へと転換させて闘うにつれて、女たちはこうした国家の姿勢の背後にある欺瞞を発見する。ここでとく

に論じようとしている問題、すなわち女に対する男の肉体的暴力をめぐる国家の対応には入らないが、この議論を完成させるためにはさらにいくつかの点をはつきりさせなければならぬ。既に述べたように、国家というものは概して直接的には介入してこない。女に対する監督者、抑圧者の様相を露骨にあらわすことはない。なぜなら外見上および實際上の女に対する監督者、抑圧者の役目を、国家は男に割り当てたからである。したがつて國家は通常、男たちの暴力行為の上にあぐらをかいていればよい。彼らが暴力行使することは国家によって正当化されている。しかし男たちの行為が十分でない場合もあり、その場合は国家が直接正体を現わして、国家機関を通じて暴力を直接的に行使しなければならない。それはどのような場合なのだろうか。

まず第一に、家庭労働者によつて「推進された」大抵はひとりぼっちの反乱、つまり子供を窓から放り投げたり、夫を殺したりする女たちの場合と、その他にも女たちが表明する家事労働や家庭の規律の拒否の度合いがそれに類似した場合である。そのような場合の国家の対応は、まさに刑務所があるいは精神病院という、やせこけた反逆者からさらに家事労働を収奪しようという企てを容赦なく試みるものである。⁽³⁾また、詳しくは後述するが、

今や特殊なケースであるどころかどんどん大衆的に広がっていく女たちの行動が存在する。彼女らは「愛の契約」の基本的規律を否定して、自らの「運命」を安逸に免れ、それによって家庭―国家間の均衡状態をきわめて深刻に脅かす。それは売春婦や同性愛の女たちである。このような「ひとりぼっちの反乱」と見なされる、あるいは売春婦や同性愛の女たちの場合のような、定められた家庭的―国家的規範に対して深刻に広がりつつある反逆を示す女たちが決して特殊な存在ではなくなつただけでなく、女性大衆のふるまいが一定の量と質の労働力の再生産に対する資本と国家の利害関心を重大な危険にさらす時には、國家は一般的レベルで直接的に介入し、その暴力装置を解き放つ。それはしたがつて男の管理統制が女のふるまいを国家の利害に適合したものにしておくのに不十分であることが露呈した場合なのである。このことに関してもうひとつ明らかにしておかなくてはならないのは、このような場合のいくつかにおいては国家の利害が労働者家庭の男を含めたすべての構成員の直接の利害とあまりにも対立するので、国家は女に対する男の管理を当てにすることが出来ないこともあるということである。このような場合の具体例をとりあえず挙げるならば、人口政策上のあらゆる問題点、たとえば不妊手術の強制などが、これに相当する。この問題は近年フェミニズム運動の力によつて告発され暴露されて、ようやく「政

治的スキヤンダル⁽⁴⁾の地位に到達したのである。

2 イテオロギーの編成によつて……

既に述べたように、国家は女に対して家庭内における非賃金労働者の条件を、婚姻において明文化することによつて承認しているが、そのため国家の弾圧装置を適切に働かせる任務とともに、女の統制を強化して無償の家事労働を抽出できるよう保証するためにイデオロギー・オーケストレーションを組織する任務も負わなければならない。統制の第一段階は男の給料袋に依存する女の無給待遇によつて行なわれる。これは有効ではあるが、このような非力な状況に置かれているにもかかわらず反逆し、闘う女をさらに服従させておくのは、既に述べたように、男による「処遇」と私たちが定義した境遇である。そうした処遇の中では、子供たちともども妻を捨てるぞという夫の暗黙のあるいは公然たる脅迫は、女が、男が我慢できる「限界を越え」ようとするたびに、女の頭上にぶら下がるダモクレスの剣(常に存在する脅迫)——訳註⁽⁵⁾なのである。このような処遇は女の一日につきまとう、愛に始まり直接的な肉体的暴力にいたるまでの非常に多様な調べを奏でる一種の伴奏のようなものである。しかし結婚を「愛の契約」として制定した国家は、それを一定の

幅は許容しつつも、「愛の契約」が許す範囲内にとどめる必要があることは確かである。

したがつて結婚の物質的条件が生み出す統制の強化のために、国家は、自ら愛と肉体的暴力の二重奏の上に作動するイデオロギーの編成を開始する必要を感じている。そして国家は直接的な肉体的—とりわけ非常に広い意味での性的—暴力を奨励する。しかも男たちに彼らが罰せられないことを保証するのである。しかし国家が女たちの権限を低く押さええておくことに成功している状況においては、イデオロギー自身が暴力を正当化すればするほど、罰せられないこと自体は別に破廉恥ではないことであり続ける。

この議論をここで厳密に問題にしている議論、すなわち家庭という女がその中で労働者として暮らす特定の状況の構造的条件によって、愛と暴力のどちらに重点が置かれるかを捉えようとする議論にごく簡略に外接させると、第一に行はべき考察は、世界的に男が給料を保証されていない地域と逆にそれが広範に保証されている地域の間に、大きな格差が認められるということである。⁽⁵⁾ それはおおむねいわゆる発展途上の地域と、いわゆる先進地域との格差である。

まず前者を考察してみよう。労働力再生産労働の帝国主義的分割の中で、このような地域は、「労働力を再生産せよ、それも安価なコストで」という資本主義の命令が、より大

衆的に集中する地域であった。したがつてその地域では、女に対する資本主義および国家の暴力が、より過酷に集中する。⁽⁶⁾ 労働力の需要が、——ずっと以前から——單なる人手、肉体労働として機能するよう定められており、同時に男に、女に対する給料の統制者としての権限が欠けているので、資本と国家は、肉体的暴力の称揚を存分に当てにすることになる。すなわち、まずこの労働力は単なる肉体労働であることが定められているがゆえに、その労働力を養うために要求される労働はごく単純なものである。その結果国家は愛情を当てるにする必要がない。というのは、より高度な労働力を養うために要求される夫と妻の例の協力関係は、必要ないからである。さらに夫は権力を直接に掌握していない。なぜならこうした地域では、大部分の大衆においては、夫は資本から給料を受け取らないからである。資本と国家は残る唯一の方法によって報酬を再構成しなければならない。それは男の暴力の称揚という方法である。「労働の国際的分割においてとりわけ労働力の生産にふりむけられた地域に関しては、特別な議論を行う必要がある。それはたとえばイタリア南部の場合である。……この地域では資本は女を絶え間なく出産、育児に縛りつけるといつた暴力も含めて、いかなる形態の暴力をも回避することはない。——女に永遠に純潔を守らせるために——結婚初夜の後、血の染みのついたシーツを披露するという南部で行われ

ていた慣習は、資本が女たちを人的資源の生産者の役割に留め置くために女たちに對して行う抑圧のレベルを示す指標である。このよだな状況では、あらゆる規律違反は全面的〈村八分〉によって、あるいはまさしく死によつて罰せられた。資本の共犯者である夫あるいは父親が刑の執行人であるが、その行為には『名誉の犯罪』という逃げ口上が提供されるのであつた。性的規律の違反に対する处罚として、父、夫、兄弟によって直接的に下されるか、あるいは女たちが中絶をするために頼らざるをえないヤブ医者によつて間接的に下される死刑は、特に労働力の売買に充てられる地域にだけではなく、資本蓄積を急激に増大させようとして強力な人口政策をおこなつてゐるあらゆる地域に特徴的なものである。サウジアラビアの国々では、今日なお女がヴェールで顔を隠さずに外へ出ると公衆の面前で鞭打たれ、密通した女はリンチによつて殺される。また、イタリア南部やアラブ諸国のよう、給料を得ることに基づく男の家庭内権力が伝統的に存在しない地域では、資本は家長として女の上位に立つ男の役割を、直接暴力によつて擁護しなければならなかつた。男らしさの信仰、ベニスの称揚が誇大に行われなければならなかつたのは、多産を願つたからだけではなく家庭における男の権力の眞の土台である給料が欠如していたからである。類似の現象が最近アメリカ合衆国において指摘されている。アメリカ資本が黒人居住区の

暴動を憂慮して、黒人家庭を、それもまず第一に家庭内での男の権力を強固にすることを提案しているのである。伝統的に男は給料をもらわぬいか、あるいはもらつてもほんのわずかしかなく、いすれにせよ黒人の女は、常に自分が中心になつて生計の心配をしなければならないが、そのよだな状況では資本の武器は（ブラック・ムスリムを見れば明らかのように）まさしく黒人の男らしさの称揚であつた。しかしながらそれはほとんど成功しなかつた。なぜなら黒人の女たちが（福祉を始めとする）社会的権力の土台を勝ち取つたからである。それによつて彼女らは女が給料にたどり着く伝統的道筋、すなわち結婚を拒否することができるようになつた。⁽⁷⁾

男の権力が直接に暴力の称揚に基づいて構築される地域においては、暴力はよりいつそう凶悪で派手な形態をとることになる。⁽⁸⁾同時に女に對する統制はほとんどもっぱらこうした暴力によらなくてはならない。ここでは男と女の関係は、よりいつそう暴力的である。なぜなら女と資本の関係がより暴力的だからである。そこでは正真正銘の恐怖政治体制を全面的にしかなければならない。また、すでに私たちが奴隸について行つた考察と同様に、全般的に女の処遇がかなり殘忍であり、刑罰もまた著しく残酷で、そのうえ公衆の面前で執行される。このような地域に関しては、クリトリス切除、公衆の面前で話すことの禁止、

ヴェールで顔を覆う義務、男の数歩後ろを歩かなければならないという義務、善良なカダフィがわずか数年前に賢明にも復活させた、密通した女に対する投石刑、といったいくつかの例を挙げることにする。

一方いわゆる先進地域では、女に対する再生産を目的とする命令は、より質の高い労働力を要求しており、家庭における統制の第一段階は、直接的に男の給料そのものに基づいている。その場合には資本と国家はイデオロギーの編成としてまず「愛」を、次に脅迫、恐喝から、肉体的暴力、とりわけ性的暴力に至るまで、あらゆる形態の暴力を当てるするのである。これはあらかじめ想像のついたことであろうと思うが、愛そのものが労働行為としての愛となるのは暴力によつてであり、そこには愛あるいは暴力の範囲内にかなり恣意的に位置づけられる行為——様々な種類の脅迫や恐喝そのもの——のあらゆる中間的段階⁽⁹⁾が存在する。そのためにも私たちはこの労働について見ていく中で、わざわざこうした行為を解説しようとはせず、きわめて厳密な意味での暴力からはおよそ程遠いこれらの行為すべてを含め、総体としての肉体的暴力について、とくに論じることを選んだのである。私たちが、簡単な示唆によつてではあるが説明しているように、肉体的暴力は、まず地域に応じて、この厳密な意味での暴力に近づいたり、そこから遠ざかたりする。夫の給料

がほとんどない地域では、既に見たように、恐るべきほどにそこへ近づいていきがちである。その他の地域では、愛に相応しい一定の空間を残して、その分だけ暴力そのものから遠ざかる。

この空間の妥当性は、まず第一に生産される労働力の質の高さに比例しなければならない。またこの議論は夫と子供たちの双方に関わるものである。このことは女が単なる生存と引き換えに、より複雑な労働に対処しなければならないということを意味する。それはある種の非常に深い思い入れがなければ行うことのできない労働なのである。すなわち女は夫や子供たちの要求に、出来うる限り一体化しようという気持ちにならなければならぬ（したがつて彼らを非常に深く愛さなければならぬ）。それは、彼らを単なる直接に物理的なレベルで再生産するだけでなく、学校や労働に向かつていくために必要な情緒的、心理的レベルで再生産するために、必要なのである。

それと同時に、女は彼らを管理し、また直接に評定しなければならない⁽¹⁰⁾。また夫の労働そのものに感情移入し、様々な方法で協力しなければならない。事実このタイプの家庭は妻と夫の間に一定レベルの協力が課せられることにより成り立つている。この協力が愛に依拠していることは明らかである。既に述べる機会があつたが、情緒的再生産の職務は、

たしかに肉体的暴力によって直接的に抽出できるものではない。だから国家が頼らなければならぬのは、男の暴力の称揚ではなく、愛をめぐるイデオロギーの編成なのである。ほとんどすべてのいわゆる先進地域においては、家族を形成しているのは今なおマン主義イデオロギーによって深く影響された愛のイデオロギーそのものである。このイデオロギーが十九世紀後半に生まれたことは意味深長である。それはイギリス資本が量的質的に再生産に対する命令を再編しつつあった時代なのである。⁽¹²⁾再度シルヴィア・フェデリーチから引用しよう。「十九世紀後半に生じた労働の再編はすべて、資本の、より安定し、より訓練された、したがってより生産性の高い労働者階級を確保する必要によつて、命じられたのである。そしてこの目的のために、資本は労働者家庭の構築、もつと正確に言えば女を、より質の高い労働力の生産を保証する存在とする、女の家庭役割の構築を企てた。このことは女に、子供を生むことだけでなく、一連の非常に特殊な肉体的、情緒的、性的その他のサービスを供給して、適切な再生産を日常的に行うことが課せられることを意味している。女人の人格や『美德』の理想化は、まさしく、これらの美德が無償労働を隠蔽しなければならなくなつた時に開始されている。しかも、これらの美德の中でもつとも称揚されるのが、全面的自己犠牲の能力を意味する母性と愛の感覚であることは、偶然では

ない。『夫婦愛』『母性本能』はヴィクトリア時代の文学と改革者の論説を支配するテーマである。しかし、まず第一にそれらを支配するのは、工場労働が女たちの再生産役割に及ぼす決定的な影響についての自覚である。女が家から遠くなれて長い時間を過ごすことが非難されるだけではなく、売春や労働者の不道徳といった『痛いところ』が、『暴かれ』るのである。それはヴィクトリア時代にやたらに作られた工場労働改革に関するあらゆる法令の〈おはこ〉である。また、この時代を特徴づける急進的ピューリタニズムも、将来花嫁となり母親となる労働者の女を道徳的に教化し、自己犠牲に基づく女役割を形成し、すなわち無償労働を受け入れさせる必要との関わりの中で解釈されなければならない。⁽¹³⁾

口マンティック・ラヴ・イデオロギーは、表向きは明らかに暴力を否定している。このイデオロギーは、女の力が今日のような次元に達するまでは、すべての女が日常的に男との関係において暴力を味わっているにもかかわらず、そのことを現実の、ありのままの姿で、すなわち労働の強制として捉えることを妨げるという意味で、十分に役に立つたのであつた。それに女は、暴力が完全に大衆的次元で生じているということを認識するのも妨げられていた。つまりすべての女は何らかの暴力を感じながら、自分は少数の特別に「不幸な」女のひとりであると信じ込みがちだったのである。⁽¹⁴⁾このようにして、男の暴力は野

輩ではあるが、ともかく「情緒的行為」としてすべてに超越した起源を持つ愛によって生じるのではないかという疑問と、自分は少数の不幸な女のひとりなのではないかという疑問の間で、女の中に、夫の野蛮さを隠蔽して彼を防衛しようとする配慮と、闘うために他の多くの女たちと連帯することへの不信感が明確化していく。それは自分の不幸を「恥」とする態度である。⁽¹⁵⁾

既に述べたように、先進地域では、家庭に求められる協力のためにこそ、国家はまず第一にロマンティック・ラヴ・イデオロギーに頼らなければならない。だからといって男の暴力を直接的に称揚する適切なイデオロギーがつぎ込まれないわけではない。これは同じイデオロギーの別の顔に過ぎない。事実、国家は男に対し、妻であれ妻でない女であれ、女たちを押えつけておくために、暴力を公然と奨励しなくてはならないのである。こうして妻は、怠けたらどんな目に遭うかを知ることになる。何らかの形で妻の運命に従おうとする女たちはすべて、いかなる危険に瀕するかを知ることになる。結婚においては常に性的職務がその中心を占めることから、イデオロギーの編成のこのもう一方の主題は、暴力としての性であろう。その背後には、あらゆるポルノ文学が控えている。⁽¹⁶⁾

しかし私たちは、ここでロマンティック・ラヴ・イデオロギーのあらゆる傾向について、

その裏返しである男の暴力の直接的称揚とそのイデオロギーの編成の諸相を含めての詳細な検討に入らうとは思わない。ただこのイデオロギーの編成の範囲を明確にするために、新聞を買ったり、テレビやラジオをつけたり、映画を見にいったりすれば、そこには妻、すなわち家庭労働者のモデル⁽¹⁷⁾にまわりつかれない女は登場しないことだけは、はつきりさせておきたい。所属する社会的階層と周囲の環境に応じて、流布する妻像は様々である。同時に、外で働いていても完璧な妻でいることのできる女のモデルから、それに代わる、というよりそれを補完する別のモデル、時代の流れに応じて、外でも働くようになると招集される女たちのモデルまで登場する。いかなる女もこのようなメッセージから逃れることは出来ない。一国の中では、小都市であろうと大都市であろうと、国家のメッセージ⁽¹⁸⁾は個々の女に確実に届くだろう。

このようなイデオロギーがどのように展開されるかについて、ここでその基本の方針だけを見ておくことにしよう。まず「良い」女を「悪い」女から引き離す。その境界⁽¹⁹⁾は明らかに家事労働の無償性、すなわち愛の労働としての家事労働を受け入れるか否かによつて形成されている。家庭の安定は、およそこの分離がどれだけ持続するかにかかっている。こうしたイデオロギー的操作、したがってこの特殊な形態の暴力に関して、国家は、優

秀なプロンプター、最良のベルト・コンベアーとして、男たちを頼りにすることができる。事実、家庭における男たちの地位の安定は、このようなイデオロギーをどれだけ認めさせることができるかにかかっている。言わば、良い女とは働く女、惜しみなく、無制限に、その引き換えに生存以外の何物をも要求することなく与える女、つまり取り交した愛の契約の条件に徹底的に服従する女である。それは明らかに、家事労働をただの労働として見ることなど頭をかすめもせず、無条件に愛の表現であると思いつ込んでいた女である。ところが、抵抗（つまり労働の中止）の気配を示し、家族全体の再生産の代償として単なる生存以上のものを要求する女は「良くない」女になり始める。このような態度は、それが結婚の基本的条件を損ないかねないがゆえに、「良くない」不都合なものであることは明らかである。このような態度は、女が引き換えに受け取るもののレベルを、単なる生存の限界を越えて引き上げ、それと同時に、彼女の労働の持続に危険な中断を起こしかねない。気に入られない主婦像を擧げるには、しようちゅうタバコを口にくわえている女を思い起させば十分である。何といってもタバコを口にくわえたままでは、皿も洗わないし、ベッドメイクもしないことは明らかだからである。それだけでなく、彼女は毎日、厳密には必要でない物品のためになにがしかの金額を費やしている。家事労働においては、一本のタバコが表わしているような労働時間の削減と明らかな金のごまかしで済ますことを止めて女が直接金を要求するに至れば、さらに厳しい非難にさらされるのは明らかである。女は常に「何のために」金が必要なのかを弁明しなければならない。たとえそれが外套のようないいふくに、自分よりさきに他のすべての人々のことを考へるように仕向けられている。し

バコは労働の流れを中断し時間句点のようなものである。それはあまりにしようと取り出されると、家庭の状況を「だらしなく」してしまいかねない。ところが机で労働する女にとっては、タバコは問題とはならず、それが彼女に相応しくないようと思わせることはない。なぜならタバコは彼女がしている仕事と両立するからである。

私たちは、タバコを吸うという些細な行為を取り上げたが、それは良い女と悪い女の境界がいかに低いレベルで作り出され始めるかという意味で、非常に意味深長だと思われるからである。タバコは、男がくわえていれば別に不都合ではないだろう。主婦がくわえると、それだけで「不まじめ」であるという雰囲気が濃厚に漂い始めるのである。もしタバコが表わしているような労働時間の削減と明らかな金のごまかしで済ますことを止めて女が直接金を要求するに至れば、さらに厳しい非難にさらされるのは明らかである。女は常に「何のために」金が必要なのかを弁明しなければならない。たとえそれが外套のようないいふくに、自分よりさきに他のすべての人々のことを考へるように仕向けられている。し

かもこのことを保証するのに、家庭において彼女の立場が弱いことだけではまだ不十分であるかのように、夫は外套が彼女にとって本当に必要なかどうかを吟味する権利を主張する。何に使うのか弁明することなく金を要求する女は、それだけで理解し難い印象を与える。

ここで完全な主婦、理想の女に関するイデオロギーというテーマにこだわるつもりはない。それは既に運動が詳細に論じてきたものである。ただ女が容赦なくバリケードを乗り越えてしまふ地点はどこに位置するのかということだけは明らかにしておきたい。これは女が金のかかる存在になることを望む時、ということは家事労働の中心的職務、すなわち性交の時間や全体的条件を、金のレベルで契約しようとする時に生じる。このことを望む女は自動的に、なみはずれて悪い女、ということになる。それは売春婦である。これがいちばん悪い女である。彼女は、家事労働の中心的職務である行為を「愛によって」供給することを拒否し、それによって家事労働自体を支えている愛の、イデオロギー、全体の核心を揺るがして、いるのである。したがって彼女は愛の労働としての家事労働を否定し、この債務の供給を、家庭という単なる生存と引き換えに性的職務を供給しなければならない場から解放し、そのことによつて家庭の再生産を脅かす。彼女は直接の支払いを要求する。そ

れは家庭の規律に反する。彼女は時間と方法を統制する。それは際限がなく、無償で、男の統制下にある家事労働に対する直接的攻撃である。売春婦の女が与える脅威がこれほどものであるがゆえに、国家は、たゞ國家自身が適当な売春制度を創設することができたとしても、全般的な社会的是認の上にあぐらをかいてはいられないのである。事実、国家はあらゆる女にその道を歩むことをひるませ、ともかくその代償が何であるかを頑強にさし示すために、売春婦の生活を実際上も「悲惨な」ものとし、それと同時にマス・メディアを通じて陰惨に描き上げる。もちろんこの議論は、資本主義下の家庭がその形成の当初から売春を必要としてきた、という事実を、何ら否定するものではない。⁽¹⁹⁾しかしこのゲットーが脅威とならぬようにするためにこそ、国家はゲットーの規模と売春婦の生活水準を十分に統制しなければならないのである。また後で論じることにするが、これは今日国家の手から広範にこぼれ落ちた事柄である。売春婦が家庭の安定に対して与える脅威の深刻さゆえにこそ、とりわけ彼女が彼女に認められたゲットーを出て、この売春という「選択」に対して女が支払わざる代償を安くしようとしたら、国家が彼女を規律に従わせておくためには、全般的な社会的是認のみを頼りにするわけにはいかない。それと同様に、全般的な男の暴力のみを、たとえそれがそのもつとも殘忍な形態にまで鼓舞されたとして

も、頼るわけにもいかない。国家は、国家自身の暴力性を剥き出して、直接的に介入しなければならない。国家が目指すのは、基本的に売春の刑事・犯罪化⁽²⁾であり、それによつて國家は売春婦に対する自らの暴力の爆発への扉を開くのである。裁判所は、売春婦を売春婦であるがゆえに罰するだけでなく、彼女がこうむった暴力については全面的に無視する⁽²⁾警察は売春婦に対して、徹底捜査から強姦そのものに至るまで、どのような取扱いや脅迫をも行なう権限をあたえられている。さらに上売春の刑事犯罪化の結果、まず第一に国家はいつでも「母親の不品行」を理由に、売春婦から子供たちを奪うことができるようになつた。いや、それだけではない。実際には売春婦のあらゆる社会生活が妨害されるのである。彼女が女友達と一緒に暮らせば、国家はそれを売春宿を営んでいいのだと推定し、男から贈り物を受け取れば、彼を〈ひも〉であると判断する。しかも国家が直接に関与するかぎりでもこのような状態なのだから、全般的な男の暴力、つまり直接的に「国家の人間」ではない男たちの暴力の爆発に対して与える同意には、条件も制限もない。暴力は、そのもつとも残酷な形態で表現されるように鼓舞される。売春婦が強姦されたという訴えを裁判に持ち込んだとしても、それはほんの最近までは、裁判官や傍聴人を笑わせるだけに終わつただろう。売春婦が殺されたとしても、大概は夫が妻を殺す時よりも無残な方法

で殺されるのであるが、「その種の生活を送る者の身にふりかかる出来事」として、汚名を着せられたのであった。それどころか、マス・メディア、とりわけ新聞の三面記事は、〈その道〉を歩く者が、いかに身の毛もよだつような危険に脅かされるかを適切に思い起させることに役買つてゐる。また周知のように、売春婦が殺されたところで、いかなる警察組織もそのことに一言たりとも触れはしない。このことに関するでは、国家は、右から左まで、一致団結している。売春婦の闘争、各国でおよそ二年前から盛んになつてきた売春婦の運動に関しては、また後で取り上げるが、それが国際的レベルで左翼に壊滅的打撃を与えるものであることは確実である。ひとつだけ付け加えておきたい。ほんの最近まで、売春をしてゐるのではないかと疑われかねない女が、女として何らかの形で侮辱され、何らかの脅迫、恐喝、暴力の類をこうむつたとして國の司法機関に訴え出ることは、女にとっておよそ理解し難いことであつたが、同様に、法廷における国家の側のごく普通のやり方も理解に苦しむものであつた。つまり正義を求める者が反逆の気配を漂わせる女である場合には、彼女を「堅気じやない」ということで済ませてしまい、したがつて裁判全体を彼女の不利になるように歪めてしまうといふものであつた。こうした手口は、中絶裁判から強姦裁判に至るまで、フェミニズム運動が組織した初期のあらゆる政治的裁判において

て、特徴的なものであつた。²²⁾ 売春婦たちの身にふりかかる「悲惨な最期」のニュースの普及は、女に、性交という労働の対価を支払わせようという「恐ろしい考え方」を抱く気をなくさせようとして、日常的に繰り返される懲罰的警告の機能をはたすことはまず間違いない。つまり売春婦の生活に関して、その「悲惨さ」を広く宣伝することは、家族関係の愛のイデオロギーを強化し、女に、「支配者」ではあるが結局は彼女を愛している夫と一緒に家庭にいる方がどんなにましかを納得させるのに役立つのである。夫の暴力は、売春婦がこうむる暴力のレベルにまではまだ到達していないのだから。

家庭生活を称揚するための、すなわち、家庭は女にとつて積極的な価値をもつものであり、それは結局は彼女の存在のもつとも大きな価値であり、彼女の利益の本当の中心であるということをいつそう強調するための「補完物」は、売春婦の生活を悲惨に描いて宣伝することによる対比によってのみ作り出されるのではない。ひとりで生きる女は、それだけで悪の道を辿っているのである。また、売春婦と同様に危険な裏切り者であるのが同性愛の女である。家庭に服従しない女に自らの意志を貫く勇気を失わせるために、また何よりも他の女たちが同じ道を辿るのを思いとどまらせるために、国家は男の暴力について、

独身の女はおぞましい性的背景を持つた攻撃的目的になることが非常に多い、などというふうに、適切な宣伝を行なう。おそらくは親切な言葉をつくして男の暴力を宣伝しながら、その一方でそれを奨励しているのである。国家は売春婦についてのニュースを広めるときには、それがそのような女には「分相応の出来事」であるということを、暗におわせようと目論むのであるが、独り暮らしの女にとつては、暴力についての不快なエピソードは、つねに「自分もそのような目に遭つたかもしれない出来事」である。それは、家庭は女が「暴力のない」生活を送ることのできる唯一の場であるということをあらゆる手段で女に思い込ませようとするために、売春婦から独り暮らしの女までの反逆する女たちに対しても行使される全面的なイデオロギー的テロリズムなのである。それは、家庭の外ではもつとひどい暴力をこうむりかねないという恐怖によつて、女が家庭における暴力を直視する目を疊らせる。同性愛の女の場合も、とくに同性愛が公然たる大衆的な行為となつてしまつた国々では、国家は直接的に介入しなければならない。売春婦に統いて同性愛の女が家庭および愛の労働に脅威を与えるからである。なぜなら同性愛は労働としての機能が非常に低く、何より家庭を再生產することを目指してはいないからである。同性愛の女もまた、大変に悪い女である。なぜなら性交することを望んではいるが、男とではないからであり、

そのことによつて性交を厳格な家庭の規律から解放し、自らを、——部分的にではあるが、——家庭労働者の運命から解放するからである。彼女が与える脅威は重大である。なぜならヘテロ・セクシュアリティーが唯一のセクシュアリティーであるという、家族の土台となつてゐる神話を破壊するからである。売春婦の場合と同じく同性愛の女の場合にも、もし彼女に子供がいれば、国家は彼女がふしだらな生活をしているからといって子供を取り上げようどし、彼女が職に就いていれば、そのような不品行と仕事は両立しないからといって職を失わせようとする。この同性愛の問題についても、ますます多くの国々で同性愛者としての女の運動が組織されるようになつてきている。この運動は、売春婦の運動と同様に、国家と対等に渡り合うまでに至つており、国家はますます強硬な姿勢を強めている。すなわちこの問題をめぐつて女たちがおおっぴらに戦闘を行い国家が作り出したあらゆる分断を越えて自らを組織するならば、国家はそうした自らを粉々に破壊する過程に対しても拳をふりあげるのである。⁽²³⁾ しかしこれについてはもつと後で述べることにしよう。

要約すると、国家によるイデオロギーの編成の第一の方針は、——これは売春や同性愛が大衆的に拡大することによって、ますます困難になつてゐるが、——良い女を悪い女から分断し、十分に隔離しておかねばならないというものである。つまり働き者の家庭労働

者を、「金銭目当ての性の傭兵」や「ふしだらな女」から隔離するということである。ところが第二の指針は、良い女の内部で、もっぱら家庭にとどまらなければならない女と、家庭の外へも働きに出なければならない女とを、平和共存させなければならないといふのである。家庭にとどまる女にはそれが理想的「選択」であり、外に働きに出る女はみな結局は愛情深い妻および母たる任務を十分に遂行することはできないと納得させ、外に働きに出なくてはならない女には、その正反対に、「家の四方の壁の中に閉じこもつてゐるのではなく」外の世界と「接触」を持つことによつて、女は子供たちや夫のことをもっとよく理解できるようになり、したがつて良き妻であり母たるべき自らの任務に相応しい能力に達するのだと納得させるのである。すなわち「主婦としての女性性の信仰」と「解放の信仰」は、あたかも二台の異なるヴァイオリンのようなものであるが、毎日共に奏でられ、それがすべての女たちの耳に届けられる。またその同じ女たちを、解放された女の状況から「失業者」の状況に平気で移行させるほどの国家の厚顔無恥を見るならば、私たちは、国家の口論みがすべての女に同時に二つの相反する視点をとらせることであるとの結論に達するのである。このようにして国家は女を、国家の都合によつて勝手に引き起こされうるいかなる運命の変化をも受け入れるように訓練してきたのだと思われる。

しかしこの二つの運命を結ぶ糸は、〈解放〉がけつして家事労働を消滅させることはなかつたという事実である。したがつて、家事労働が、何はともあれ女の第一の労働、女としての成功を測定する労働であり続けることを、女は知つてゐる。彼女の人生が敢えて〈解放〉の道に挑戦しようとしまひと、いすれにせよ彼女は、まず第一に家庭における役割を十分はたし家庭のあらゆる価値を受け入れて実行するのが立派な女なのだと、存分に思い込まされているはずである。それだけではない。家庭の外で働く場合にも、無償の家事労働を、この場合には夫のためにではなく労働関係にある男のために、供給する姿勢を引きずつていればいるほど評価される。ここでも家庭労働者としての自己確認が堅固であることが、家庭の外においても立派な労働者であることを持つともよく保証するのである。言い換えるなら、第一の方針が持続すればするほど、第二の方針も持続するということである。家庭の価値に堅固に根を下ろしていいない女が、〈解放〉を「曲解」しがちであることは明らかである。言い換えれば、そのような女は、家庭外労働においても無償で供給されるべきであるということが前提となつてゐる家事労働的付加職務を制限するか、あるいは有償にすることを要求する。事務長や課長を夫と同一視することなどとても請け合えない、というのである。この場合賃労働関係が介入するので、国家は彼女に期待されるのが正当

であるこれらの職務を「すべて」供給させるために、事務長や課長が肉体的暴力を直接行使する権限を認めるることはできないが、彼女に対しても威嚇を含んだ特別待遇を行なうことを奨励する。威嚇はそれだけで十分に効果的である。なぜなら国家は女を多くの雇い主たちに、きわめて劣悪な条件で引き渡しているからである。事実、国家は女に無償の家事労働の供給を強制するために、結婚において女にほとんど何の権限も認めなかつたが、そのことによつて暗黙に、家庭外労働についても、女をほとんど無権限の状態にとどめたのである。ともあれ、女は第一の無償労働の供給によつて弱められた立場で第二の労働の契約をしなければならない。それだけではない。近年のフェミニズム文獻において詳細に説明されているように、女は、妻としての性向を引きずつていればいるほど家庭外労働においても評価されるので⁽²⁴⁾、事務長や課長にたいして一連の家庭的職務を、もちろんつねに無償で、いそいそと供給することになり、彼はそれを受け取る権限があるかのように思つてしまふ。夫同様にとはいゝ、彼と女の間にある賃金関係によつて制限は定められている。だから夫に対する場合に比べると、この場合女はより強い立場に立つてゐる。すなわち國家は、すべての女をまず第一に家事労働の無償の供給者であるべく定めたので、すべての男にその供給を受ける権限を認めたが、女との関係に応じて権限の程度は異なる。これに

ついても、威嚇の奨励と共に、国家は明瞭な奨励を行なっている。

雇い主については、賃金関係にある女の待遇に肉体的、とりわけ性的暴力を直接ふるうことを含めている者は珍しくない。これについても、数年前までは国家の対応は女が裁判に訴えるのをひるませようとするものであつたと言わねばならない。今日女たちが訴え出ているケースもいくつか存在するが、その闇いはやはり非常に厳しいものである。

原注

(1) この意味でイタリアで色恋沙汰や女の不貞行為を理由とする犯罪、結婚を目的とする誘拐等々の「名譽の犯罪」がすべて特殊な事例ではなく一般によく見られる現象であるのはとくに重大である。

「名譽の犯罪」について

L. Renzelli 既引用書では次のように述べられている。「刑法

五八七条は「婚姻外の肉体関係が発覚しそれによって受けた自らと家族の名譽に対する侮辱によって引き起された憤怒の状態において配偶者、娘あるいは姉妹を死に至らしめた者」に懲役三年から七年の刑を定めている。これはほとんど一種の免責であり、一般の殺人罪に対する刑罰が二十一年を下らないことを考へるならば殺人の容認と言べきであろう。……既婚者にとつては「名譽の訴え」は相互的、すなわち夫にも妻にも認

(2) 貨労働の場合、職場で費やす時間が労働時間であることは、それが支払われる時間で現実には本質的に男の側の殺す権利を承認していることがよく分かる。

あるがゆえに、常に明白であった。家庭における女の労働についても同様である」とは、家事労働が無償であるがゆえに、明らかではなかつたのである。

(3) 典型的な例として精神病院に収容された女たちのケースがあげられる。L. Harrison, *Donne, povere matre*, Edizioni delle Donne, Roma 1976, やよび G. Morandini... E allora mi hanno rinchiessa, Bompiani, Milano 1977 を参照せよ。ロボットの一術を受けさせられた女の比率は男より高い。(なぜなら)の精神外科手術は彼女らが「良い主婦」であることを妨げはしないからである。A. Pirella, P. Franchina, *Lobotomie terapeutiche e carcerarie* («oggi di informazione : documenti di collegamento e di verifica per l'elaborazione di prassi alternative nel campo istituzionale» n. 02, 「所収」) では精神病院や精神衛生センターにおいて女たちが一層精神を病む状況が語られてゐる。アメリカ合衆国について Phyllis Chester, *Women and Madness*, Doubleday, New York 1972 を見よ。この本は豊富なデータを収集してはいるが、狂気の原因として女の労働を見てこないがゆえに、政治的解釈を提示するところが少ないのである。

(4) これについては Bonnie Mass, *The Political economy of population control in Latin America*, Editions Latin America, Montreal (Quebec, Canada) 1972 が興味深い。おなじ国立病

院において大衆的規模で不妊手術をほどこされる女についての重要なデータのいくつかについてUSA, *Sterilizzazione forzata*, (Le operate della casa) n.O^{pe}に所収)を見よ。この論文の中で次のような報告がされてる。「1961-1970年立病院では、とくにアーレトリコ人や黒人の女の不妊手術が増加してゐる。……一九七一年から七三年の間にアーレトリコ人女性の不妊手術は一八〇パーセントも増加した。同じ時期に黒人女性の不妊手術は二一パーセント増加している。……アーレトリコでは妊娠可能な年令の女の三五パーセントが不妊にされた。……ロサンゼルスのカリフォニア大学研修病院では、避妊を目的とする子宮摘出は一九八六年から七二年の間に七四・二パーセントも増加した。一九七四年十一月に病院に騙された女たちが訴訟を起こした。……アメリカ・インディアンのグループは合衆国公衆衛生局を告訴した。インディアンの若い母親たちは多くの再生不能の不妊手術を、事前に手術の性質を説明することなくとりおこなつたというのである。……一九七三年には百三十二人のインディアン女性が不妊手術をされ、そのうちの百件は治療目的ではなかった。」(p.13) 不妊手術についての文献は非常に広範に存在する。「発展途上国」における深刻な一例としてインドの場合があげられる。これはとりわけ大新聞による国際的注目を集めた。概要を知るには Jean de la Guerrière のインドの現在の人口政策についての非常に正確な報告 (三回にわたる連載記事) *Inde: suicide d'une démocratie* (Sélection hebdomadaire du journal "Le Monde") 1976-1977 に掲載) を見よ。その中の一回は全体が「貧しい人々の不妊化」(l'infirmerie) である。この問題についてはもうひとつ新聞記事 *J'en aurai dix si je veux* (Le Nouvel Observateur) n.646 (1977) も見よ。ここではとりわけ人口政策に反対する女たちの対応が重要であり、そこにはまさしく不妊化に対する闘いこそがインディラとその政権を倒した一連の大衆運動の原動力であつたことが見て取れる。

大西洋の向こうでは、(New York Times) 紙が一九七六年三月十九日号において India. With Exploding Population, Debates Enforced Sterilization と題する記事によつてインディに於ける強制的不妊手術についての討論を開始した。ともあれ一九七五年アカレスト会議の議事録はこの会議が國家が女の子宮に対しても世界規模で命令を下そつとするもつともあからさまな試みであつたことを証言) と云ふ。

(5) この議論は Silvia Federici, *Sexual Work and the Political Struggle Against It* (刊行予定) の中で明快に述べられてる。

(6) 「れにつづけ Maria Rosa Dalla Costa, *Riproduzione e Emigrazione* (邦訳「再生産と移民」) は「家事労働に賃金を」に所収) や見る。

(7) Silvia Federici, *Sexual Work and the Political Struggle Against It* (cit.)

(8) アルジェリアに関する) のような暴力の多くへの例が F. M. Rabat, *Les Algériennes*, Maspero, Paris, 1969 に挙げられてる。革命以前の中国における女の縛足(つむぎ)は Howard S. Levy, *L'erotismo dei piedi cinesi (chinese Footbinding)*, Sogar, Milano 1966 を頼よ。

アルジェリアの女のヴァールの問題に関する) は Franz Fanon, *L'an Vomme de la révolution algérienne*, Maspero, Paris 1959 と見よ。ただし著者のアーロンチは私たちは異なる。やだ Yussef el Mastry, *Il dramma sessuale della donna araba*, Comunita, Milano 1964

を見よ。(い)の本は他にクリトリス切除について特に詳しく述べる。クリトリス切除にて云々 M. Cutrufelli, *Donna, perché piangi?*, Mazzotta, Milano 1976 pp.187～も参考照せよ。

- (9) 先進地域の家庭で女が日常的にこなしている精神的暴力について云々 R. D. Laing, A. Esterson, *Sanity, Madness and the Family* を見よ。

また先進地域において女が強姦される運命を逃るために子供の頃から従わなければならぬ行動の抑制について云々 E. Cevro-Vukovic, Rowena Davis, *Giri le mani(cita)* を見よ。

- (10) 子供の宿題を見てやつたり、アールへ連れて行く等の多くの職務である。これにて云々 Maria Dalla Costa, *Quartiere, scuola e fabbrica dal punto di vista della donna* (邦譯「女の観点から見たコムーニティー、学校、工場」) は『家事労働』に資金を】に所収

を見よ。
この時代の哲学や倫理政策が女や家族のテーマにいかに反映してくるかを見るのは確かに興味深い。Maria Rosaria Marteri, *Donna e Capitale*, Marsilio, Venezia 1975 はコント、スチュアート・マッカスの思想についての簡潔で体系的な分析である。

- 同じ著者の *Donna e famiglia nella filosofia dell' Ottocento*, Milella, Lecce 1975 は一ヶ ルからショーベンハウゼン、ロベリー、ローハルト、マルクス、モレッリ、ニーチェに至るまでの幅広い分析である。

今世紀初頭では A. Kuhseoff, *Il sentimentalismo nella questione femminile*, (Critica Sociale) vol. I: *Politica e ideologia politica*, Feltrinelli, Milano 1959 [所収] の考察は興味深く。また Clara Zetkin, *Lenin e il movimento femminile* (V. J. Lenin, *L'emancipazione delle donne*, Editori Riuniti, Roma 1970 [所収]) 参照せよ。

現代について云々 ポーラー・ウォールの古典的著作「第一女性」(1949) に於てテーマに関する多くの考察が見られる。また最近のテキストでは Eva Figes, *Il posto della donna nella società degli uomini*, Feltrinelli, Milano 1970 に於てつかの手掛かりが見出される。愛のイデオロギー、並んで五十年代アメリカ合衆国で国家によって組織された女性性の神話について云々 エリザベス・B. Friedman, *The Feminine Mystique*, 1973 (邦訳はくティー・フーリー・ハーパー「新しい女性の創造」) がある。Viviane Gornick, Barbara K. Moran 編 *Woman in sexist Society*, Basic Books, New York-London, 1971 に於てつかの手掛かりが見出される。」のテキストに於ては、かの語彙の選集がイタリア語で *ideologia politica della donna e della famiglia durante il fascismo*, Guaraldi, Firenze 1975 とあげられる。

フェミニズムの視点から現代文学の内部に潜む男根イデオロギーを暴き出す試みも開始された。L. Caruso, B. Tomasi, *I padri della filosofia*, Sugar, Milano 1974 を見よ。

- (12) 現在、資本主義下の家族史を、家事労働の成立そして女の闘いや資本主義の様々な段階に応じた家族の再編との関連において深化させる研究が、いくつか開始されている。

中でも産業革命期直前の時代を論じた Gisela Book, Barbara Duden, *Arbeit als Liebe. Liebe als Arbeit* (A.A.VV. *Frauen und Wissenschaft*, Courage Verlag, Berlin 1977) が挙げられる。

(13) Silvia Federici, *Sexual Work and the Political Struggle Against It* (cit.)

(14) リのよべる認識を表現するために、私たちは「普通の女たちが用いる」とも平凡な表現を故意に用いている。

(15) 今日なおロマンティック・ラヴ・イデオロギーによって女たちに起される男との関係をめぐる疑惑と無力感については G. Parca, *Le italiane si confessano*, Feltrinelli, Milano 1964 を見よ。フェミニズム運動前夜の時期におけるイタリアが取り上げられてる。

(16) リの数年イタリアではボルノ文学の研究について急速に关心が高まってきた。リの問題を取り上げた学位論文も今では数多く存在する。その一つとして Giuseppe Bonura, *Tecniche dell'inganno*, Guaraldi, Firenze 1974 をあげておく。アメリカ合衆国では Kate Millett, *Sexual Politics* (cit.), Ethel Strangham, *Our sexist language* (Vivian Gornick, Barbara K. Moran 謹 *Woman in sexist society* (cit.) pp.347-) などがある。

(17) リにつけでは、五十年代アメリカ合衆国に關しては Betty Friedan, 既引用書が典型的である。イタリアについては Giovanna Pezzuoli, *La stampa femminile come ideologia*, Il Formichiere, Milano 1976 が興味深く。

(18) この境界は、家族の外で何が起こっているかを女の視点から理解するための基本的解釈の鍵も与えると、私たちは考える。本稿全体で詳しく説明しているように、家庭の破裂がこの境界を破壊する女たちの力によって進めらめているということを理解するためにある。それは家庭の内外で愛の労働としての家事労働を攻撃する女たちの闘いである。今日の社会学や心理学による家族の過去と現在の運命をめぐる新たな関心は非常にイデオロギー的に問題の周囲をめぐらせるが、家族の消滅について語るときでさえ、リの問題には触れない。リのとば、かなり成功を収めた David Cooper, *The death of the Family*, Penguin Press, London, 1971 (イタリア語訳は *La morte della famiglia*, Einaudi, Torino 1972) に關してはある。また Chiara Saraceno, *Anatomia della famiglia*, De Donato, Bari 1976 や、同じ著者のあまりに「分析的」になりすぎて、家族の「実体」が時代の中でのよべにして誕生し、生きてくるか、そして過去も現在もどのよべに關していくかを解明せんとする他の論文にも關してはある。

(19) Silvia Federici, *Sexual Work and the Political Struggle Against It*, (cit.) イタリア語に翻訳された売春の一般的歴史に関する数少ない文献として Fernando Henriquez, *Stews and Strumpets - A Survey of Prostitution*, 1st vol., Primitive, Classical and oriental, 2nd vol., *Prostitution in Europe and the New World*, Mac Gibbon and Kee, (イタリア語訳は *Storia generale della prostituzione*, 1st e 2nd vol., Sugar, Milano 1966), は問題に關する。リの *Sexual Work and the Political Struggle Against It* (cit.) によれば、M. Pia Turri, *Le mogli dei tutti*, (Il personale è politico) (Quaderni di ベト文献として M. Pia Turri, *Le mogli dei tutti*, (Il personale è politico) (Quaderni di Lotta Femminista), n.2 (cit.); Kate Millett, *Prostitution*, Einaudi, Torino 1975; A.A.VV. *La moglie e la prostituta, due ruoli, una condizione*, Guaraldi, Firenze 1975 を参照せよ。リの *Sexual Work and the Political Struggle Against It* (cit.) を始める以前、売春婦たるが一人

称で語る新しい非常に重要な発言領域が切り開かれた。

(20) 刑事犯罪化は世界レベルで国家が歩む王道である。つい最近まで広範に施行されていた公娼制度は一八〇二年ナポレオン一世支配下のフランスにおいて成立した。イギリスでは公娼制度は一部分的にはあるが、一八六四年「伝染病防止条例」のおかげで事实上施行され始めた。イタリアでは一八六〇年国王エマヌエーレ二世によつて売春は合法化され、国営売春は一九五八年、メルリン法によって遊廓が廃止されるまで続いた。

今日イタリアでは、女が「公の場、あるいは公衆の面前で」「恥知らずなし」といふり方で「猥褻行為へと誘わない限り、売春行為そのものは、もはや犯罪とは見なされていない。しかし周知のように、このような形でイタリア国家は売春婦を犯罪者として迫害する可能性を維持している。

(21) 復讐を恐れるだけでなく、このよな成り行きをよく知つてゐるがゆえに、つい最近まで売春婦は〈ひも〉を暴力行為で訴えることなど思いも及ばなかつたのである。運動が広がるにつれて、この問題をめぐる売春婦の力は目に見えて変わりつつある。ラジオがイタリアで「初めてのこと」として、ある売春婦が彼女の〈ひも〉を暴力行為で告訴したことを見報したのは、一九七七年六月のことである。

(22) こゝでの考察に関連して、重要なのは、これらの裁判すべてにおいて、裁判官はつねに女に「この事件の前は处女だったか」という質問を發していることである。この質問はたいてい、もしかして女が快樂を覚えたということがありはしなかつたかを確認する

(23) これについて多少なりとも考察するために、北アメリカの政治家や警察官の家庭で何ための一連の質問に続いて發せられた。強姦を受けた女に対するこの種の法廷尋問も、女に罪をなすりつけ彼女を犠牲者から被告人にしようとする国家の「まかしの手口」として、運動によつて告発された。

(24) これについて多少なりとも考察するために、北アメリカの政治家や警察官の家庭で何が起つてゐるかを簡単に見ていく。高級政治家の家庭はもはや成り立たない。サンフランシスコ市長Aliotoは六十歳を越えた老妻に捨てられた。彼女は家出をして戻ってきた時、新聞記者たちに「初めてほんの少し息をついた」と語つた。またカナダの首相が妻に捨てられ、——夫人がそれを隠そつともしなかつたといふことも災いして、相が妻に捨てられ、——夫人がそれを隠そつともしなかつたといふことも災いして、——その地位を失うといふ災難も生じた。

警察官の家庭については、アメリカ合衆国で警察官の妻たちが、夫たちのひどい長時間労働、低い賃金を告発して、四千人の武装警官の大規模なデモンストレーションの隊列の先頭に立つて、まさしく反乱を起こした。彼らは賃上げだけでなく、国家が望んでいた月に一日労働日をふやすという提案を粉碎した。一九七六年九月二十八日、二十九日付「ニューヨークタイムズ」紙を見よ。

(24) ニューヨークを告発したアメリカの最初のフェミニズム誌のひとつは《Women: A Journal of Liberation》である。この雑誌は家庭外労働と女の問題との関わりを論じる特集を組んでゐる。(Woman as Workers under Capitalism, vol.2, n.3, 1971)

V 強姦、近親相姦と国家

既に述べたように、国家は家庭労働者の「良い品行」に対する管理統制をほぼ全面的に男の実行に委ね、男たちに暴力を暴発させても罰せられはしないことを保証し、イデオロギーの上でも暴力をふるうことを奨励してきた。少し前までは男の暴力の行使はきわめて適切に、「適切な時期と方法」を選んで行われてきた。そのため国家は、この暴力が度を越して暴走することのないように統制しなくてはならないなどと案じることはなかつたのである。しかし家庭は、その内外において、男への規範もあるのだ。家庭内には厳密な労働の分担があり、その結果、家庭外においても、強い立場にある男ですらも壊すことのできないことになっている労働の分担が存在する。しかしこれは単なる前提に過ぎない。強姦や近親相姦の場合について既に述べたように、この役割分担の破壊が実際には生じるのであり、今までにも広範に生じてきただ。近年女の抵抗と闘いが次第に大衆的に広がつて

くるにつれて、国家は男の肉体的暴力行使の「行き過ぎ」によって生み出される家庭の内外における秩序のほころびに対して、少なくとも片目ぐらいは開けざるをえなくなつてきた。男の行き過ぎは、既に説明したように、性的職務を、それが通常使用される状況と条件を踏み越えて収奪することにある。しかし、もし本当に強姦と近親相姦が家事労働、そしてそれに基づいて形成された女役割を——その程度と方法は様々ではあろうが——破壊するような行き過ぎであるとしたら、一体なぜ国家はほんの最近まで、散發的どころかなり頻発するこうした出来事に對してこれほどまでに盲目で無為だったのだろうか。

強姦と近親相姦に関してはもつと違った議論がなされなければならないと私たちは考える。前者はたしかに家事労働の當為を破壊する。男が性的職務を、想定されている範囲と条件を踏み越えて収奪しようとして、それによつて自分の家族ではなく他の家族の再生産に危害を加えるからである。しかし既に見てきたように、このような行為は一般的に、家事労働の當為、家族の存続に対して必ずしも破壊的に作用するとは限らない。それゆえに國家は暴力としての性を称揚することを通じて、強姦をも奨励している。強姦は女を監視するのにある程度役立つからである。それはとりわけ女たちが家庭という「保護区」を出て男の保護から逃れるのをひるませるのに役立つ。国家がほのめかすように、強姦は「女が

ひとりで」世の中に出ていけばただちに遭遇しかねない暴力である。したがつて少し前までの国家の対応は、罰するのを避けるだけでなく、現実をあまり熱心に隠蔽しないようするというものであった。ところが近親相姦の場合は話が違う。既に述べたように、近親相姦は当事者の家庭内における家事労働の分担を破壊して、家事労働の営為を妨げる。だからこれは家庭の外で起こりうる暴力としての脅威ではなく、直接的に家庭自体の中で生じる暴力を証言するものである。強姦の場合は間接的に家庭を堅固にし、家庭は他のどんな場所よりももつとも安心できる場所であると思いつむにいたるまで女たちをひるませるよう作用するのだが、近親相姦の場合はいつたん発覚したら、もっぱら家庭を危険にさらし、女に対する家庭が保証しなければならない安全を脅かすのみである。これについての国家の対応は、近親相姦が生じた事実とそれが大衆的次元で実践されていることを隠蔽する以外の何物でもありえなかつた。なぜならそれは、家庭の中で生じるこうした家庭内暴力がきわめて途方もない頻度で生じていることを隠蔽する唯一の方法だからである。そしてこのことは自動的に、近親相姦もまた、事实上、全面的に罰せられないまま放置されるという結果をもたらした。女にとって家庭は実は男の暴力から女を守る防波堤などではない。家庭の外に「溢れて」いるという男の暴力には、家庭内でも何らかの形態の「規律」

の枠をはめることなど保証されてはいない。このことを明らかにするのは国家にとつて不都合であった。これは、女が家庭の中で無給労働者の条件で生きていかねばならないことの代償に女の生存と肉体的保護の確保を基本的に保証するという家庭のイデオロギー的基本盤に対して、あまりにも深刻な動搖を与える。すなわち家庭労働者としての女は、他の者たちの彼女に対する「行儀のよい」感情や振る舞いによって安心されられ、報われている感じることができなければならない。ということは、彼女に対する家族の統制と暴力を、肉体的保護と物質的生存の確保を得るために条件として受け入れなければならない。女はたしかに男におびえながら家庭の中に入なければならぬが、そこから逃げ出さなければならぬほど怖がつてはいけない。それはより悪い状態を免れたことへの感謝の入り混じつた怖れなのである。それゆえ彼女の生んだ娘を父親が強姦し、娘との性的競合関係におちいる可能性や、息子が父親専用の無償の性労働者という彼女の境遇を尊重しなくなる可能性が現実に存在するのではないかという懸念は、徹底的に排除されなければならない。これらはみな、母親が父親の給料の分配を受けることを脅かすものである。もしこうした唯一のイデオロギー的「必然性」が弱まれば、家庭は彼女の前に不安定な、女をふりまわす場、女の肉体的生存が絶えず脅かされていてそこから身を守らなければならない場と

して、その現実の姿を現わすだらう。

それゆえ強姦に関しては、国家がある程度その事実についての情報を流しているのに対し、近親相姦に関しては、もっぱら女たちの闇いだけが、それが大衆的行為として存在していることを告発してきたのである。近年強姦はかなり増えてきているが、それは次第に増してきている女たちの家庭の労働と規律の拒否や売春婦の労賃の値上げに対しても多くの男たちが出た回答である。一方近親相姦は、女が家庭の中で力を増してきたことによつて減少した。しかしながら強姦と近親相姦についてはいずれも、女が裁判に訴えるケースがますます広範に見られるようになってきている。イタリアに話を限れば、ここ数年強姦と近親相姦で法廷に持ち込まれ、運動が数多くの政治的裁判を組織したケースは、どんどん増えてきているが、さらに考察しておきたいのは、それに対する国家の法的対応とイデオロギー的対応との間に、ある種の矛盾が存在するということである。つまり、刑罰の観点からは、国家は婚姻外で行使された性的暴力には三年から五年の刑⁽²⁾を、近親相姦には、それが公然たるスキャンダルを引き起こすに至った場合は一年から五年の刑を定めている。近親相姦的関係、すなわち継続的関係の場合には、刑罰は二年から八年にふやされる⁽³⁾。「この犯罪を証明するのに必要不可決の要素は、家族の構成員同士の性的結びつきがある」といふ。

他人に知られること、すなわちそこに「公然たるスキャンダル」が生じることである。もし近親相姦の秘密が家庭外に漏れることなく、性関係が慎重な方法で行われるのならば、犯罪は存在しない⁽⁴⁾。このように国家は、刑罰の面では近親相姦に対する刑罰をより軽く規定し、「評判」になつてしまつた場合にのみ刑罰を重くするように定める。一方で、イデオロギー面においては、強姦にくらべて近親相姦をはるかに重罪と見なしている。しかしこの矛盾は、今まで行なつてきた近親相姦と強姦に関する考察の中では非常によく説明がつくのである。強姦の発生については、少なくとも表面的には、国家は一定の刑罰を規定する用意があることをも表明しなければならないが、それは許容しうるものである。しかし近親相姦が證明されたとしても、その状況はあまりにも特殊なものに違いないので、たとえ近親相姦が證明されたとしても、その状況はあまりにも特殊なものに違いないので、近親相姦は存在しないと想定されている。にもかかわらず、法律はそれが證明されるべきで特殊なケースについては刑罰を定めている。いったんこのように視点が定められれば、しかしそれが「公然たるスキャンダル」を引き起こせば、当然刑罰は重くなる。刑罰規定は、一見したところ「倫理的—イデオロギー的評価」と矛盾しているように見える。だが

実際には、家庭の現状とあるべき家庭像とをめぐる国家の管理に、すべて一致しているのである。

原注

- (1) 新聞で五年間にわたって自分の五人の娘を近親相姦していた男に五年の刑が下されたとの報道があったのはその後のことである。
- (2) 刑法五一九条
- (3) 刑法五六四条
- (4) L. Remiddi, *I nostri diritti* (cit.)

VI — 暴力に対する女たちの闘い

私たちは既に、資本が家事労働の収奪を行うことを保証するために、国家がいかに男に「愛によつて依存する」無給労働者としての女の状況を結婚によつて明文化し、家庭の中の労働機構があらわす暴力を正当化してきたかを明らかにした。また性的職務は、それが労働力と家族の再生産にとって必要不可決の職務であるがゆえに、家事労働の中心的職務であること、明らかにした。さらに女は性的職務によつて——教会が言うように、夫婦は一心同体なのだから——全人格をそつくり丸ごと男の自由に任せなければならぬので、男と女の関係がその暴力性の頂点に達するのはまさにこの性的職務においてであることを指摘した。女は主人を肉体的に愛さなければならない。だから、既に述べたように、性的職務に内在する暴力性は、同時に、結婚においては中心的な欠くことのできないものであるがゆえに、性関係の規律が家事労働の他のいかなる職務にもまして、肉体的暴力によつ

て形成されていることは明らかである。また国家がこれを正当化するには、女の労働条件の実態を隠蔽しきまかすための大衆的規模によるイデオロギーの編成を作り出すことが必要であったことも考察した。しかし、このような國家の命令に対して、資本主義の初期から、女たちは大衆的レベルで拒否を組織化し、再生産の条件を攻撃しようとする闘いの過程を受け継ごうとしてきた。したがつて資本にとつてこの闘いは、労働力の確保を脅かし、資本主義的機構を、その根本において、直接的に揺るがすものであった。資本主義的家族の歴史は、この女たちの国家に対する闘いと、それに対する国家の激しい弾圧によつて彩られている。女たちの闘いはいまや大衆的行動としてのうねりとなり、その組織化がますます顕著になつてきてゐるが、それに対し、縦横に張り巡らされた男たちの仲介によつて強化された国家は、時としてこの領域における女たちの独自の闘いを鎮圧し、屈服させ、組織機構レベルにおいてそれを破壊することに成功した。しかし、国家の鎮圧が本当にほとんど体系的な方法で再生産領域における女の闘争組織を破壊できたとしても、——それによつて今世紀初頭以降、家庭内における女の闘いは絶えず煉獄の苦しみに陥つたようを見え、それは六〇、七〇年代以後さらに顕著になつてきてゐるが、——女の運動は初めて国際的レベルで大衆的権力、資本や国家が鎮圧しようとしても容易ではないほどの組織力、

攻撃力を獲得するに至つたように思われる。しかしながら闘いを準備するために、女たちはつねに、まず第一に、男の肉体的暴力に対する団結しなければならなかつた。近年フェミニズム運動は、運動を成長させ、拡大し、力を獲得するためには、再びこの男の暴力の壁を粉碎するという重大な任務に、国際的レベルで直面している。既に述べたことばかりだが、実際家事労働において性的職務がその中心的存在であるがゆえに、男の肉体的暴力、とりわけ性的暴力に対する闘いは、女の全生活を決定する家事労働に対する闘い、したがつて明らかに家庭に対する闘い⁽²⁾にとって決定的であると同時に不可決の要素となつてゐる。この闘いは、女の置かれている状況全体に対する闘いなのである。なぜなら女の状況は、とりもなおさず、女はまず第一に家庭労働者でなければならないと定められることによつて決定されるからである。

ここでイタリアに話を限ることにする。イタリアは全世界の雇用者に安価な労働力を供給する立場におかれられたため⁽³⁾、国家の女に対する命令を鉄拳によって構築してきた経験を持つ国であり、この国では、男の暴力に対する果敢で捨て身の闘いが行なわれなければ、女たちは根本的に政治的枠組を変革することができない。イタリアでは教会の権威は女に対する、とくに女を男の命令に服従させるための規律を課すものとしての機能を持ち、それ

ゆえに資本と国家とによって絶えず建て直されてきたが、この国では当然女の闘いは、必然的に教会自体との衝突を招くものであった。この衝突もまた、果敢で断固としたものであつた。⁽⁴⁾ 既に述べたように、男の暴力に対するこのような堅固な闘いによってのみ、女たちは政治的枠組を変革できたのである。それはまず第一に、女たちが雇い主や国家との間に切り開くことのできた、まったく新しい交渉の領域を示している。女たちはいつも家事労働を、その労働条件について交渉せぬまま引き受けるよう命じられてきたが、この新しい交渉領域はまず家事労働から始まる。その結果、そこには家庭外労働とサービスに関する交渉も、表現は異なるが、含まれるのである。女たちは家事労働の拒否によって家庭の内外でさらに強力な組織力を獲得してきたが、家事労働の拒否を進めるためにこそ、既に述べたように、女たちは男の、とりわけ夫の暴力⁽⁵⁾に対し闘わなければならなかつた。

労働の拒否は先述のように非常に果敢に闘われ、家庭外労働をも新たな交渉へと導いた。つい最近まで労働組合が故意に無視していた婦人部の中で闘いの契機が突然発し、それによつて組合はその闘いに参加するばかりか具体的な要求の交渉を行なわざるをえなくなつた。さらに、伝統的に組合に組織されている部門の女たちは、まず地方自治体の、統いて国家の政策要綱に家事労働を、すなわち彼女らが他のすべての女たちと同様に、もう一つの労働に加えてこの家事労働という無償労働を行わなければならないことを、告発として、あるいは具体的な要求として、組み入れることに成功した。また女たちは、彼女らの闘いによつて始動し始めた家事労働拒否の闘いのうねりの中で、家庭外労働と同じ場で女たちから無償で搾取されてきた家事的職務の大部分に、あらゆる職場において、その根幹から揺さぶりをかけることにも成功した。⁽⁶⁾ このことは職場において、労働組合とは別の、フェミニズムの自立した組織が形成されたことを意味している。そこではまず女性質労働者だけの会合が開かれた。この会合によって、次々と新しい段階の交渉が具体化されていった。といういはこの会合は新しい展望、すなわち家庭の外でも働いている女たちの二重労働の現実を交渉の対象とすることを目指していったからである。したがつてこの展望は、「家庭内雇用」と家庭の外における雇用との関係をまったく新しく作りかえることをねらつていた。

女たちが引き起こした政治的枠組の変化の第二の側面は、家庭の内外を問わぬ人間関係、そして政治的関係の大きいなる変化であった。イタリアでは、伝統的左翼に加えて新左翼が一九六八年の運動の高揚によって定着し始めたが、新旧左翼の権威は、女たちの公然たる告発によって徹底的に粉砕された。女たちは、左翼の男たちが、指導者である者もそうでない者も、女に対するいかなる酷使と日常的暴力を行なつてきたかを告発した。この

暴力は当然まず第一に女に家庭的世話、とくに子供たちの世話を押しつけておくことを目指し、同時に彼らが政治的任務を適切に遂行することができるよう、愛、安らぎ、慰めを要求する。ロッタ・コンティヌア（継続闘争）の意。イタリアの代表的新左翼グループ——訳注）の大会では、女たちによる「同志の男たちに対する」告発が、その頂点に達した。他の組織もそれを免れたわけではなかった。⁽⁸⁾カトリック世界もまた女たちによって大いにかかわらず、女たちの大部分は、離婚をめぐる国民投票で離婚への「賛成」票を投じた。それは結局カトリックの女たちが、「犠牲」としての妻、母役割の中にありながらも、結婚が彼女らを一定の限度を超えて「犠牲にした」場合、やはり何らかの生活の希望を持ち続けたいと望んでいたことを示している。要するにそれは、何はともあれ現在の生活に既に存在することがらを交渉の対象とする決意である。しかしここで、男の暴力に対する闘いの経緯を、それがどのように顕著になつてきたかを、もっと間近から見ていく。まず言わなければならないのは、女にとってこの暴力に対する攻撃——反撃と言つたほうがよいが——は、法廷における告発としてはほんの一瞬のことであつたが、その背後にはこのようなイデオロギーに対する攻撃が大衆的に存在していたということである。それは

国家が女たちを労働に、規律に、したがつて国家の望む役割に屈服させ、同時に男たちに、管理者、抑圧者、暴行加害者としての役割を奨励するための手段として、日常的にいたるところに張り巡したイデオロギーに対する反撃であつた。すなわち女たちは、明らかに彼女たちがその中で窒息させられていた社会通念の壁を打ち破る必要をも感じていた。それと同時に男の暴力に対する公然たる告発、フェミニズム裁判、政治的裁判が、そして常識的イデオロギーに対する様々な形態の異議申し立てが、一齊に起つた。女たちはコンテスト、「理想の女性」コンテストのような見せ物の排斥を行なつた。また、フェミニズム運動がステレオ・タイプや社会通念の破壊として表現したことに乘じて、新しいマーシャルや映画のポスターを覆い隠し、直接破り、映画、ストリップショ⁽¹⁰⁾、「美人」コンテスト、「理想の女性」コンテストのような見せ物の排斥を行なつた。また、フェミニズム運動がステレオ・タイプや社会通念の破壊として表現したことに乗じて、新しい形態がスケシュアリティーに関する集会で行なつた。中でもいちばん激しい抗議を受けたのが、セクシーシュアリティーに対する抗議であった。政治的裁判の組織化はめざましかつた。なぜならそれはすべての女がただちに実行できる、しかも公的な方法だったからである。したがつてそれは他のすべての女たちに、さらに前進するための新しい地平を指示示すことができた。この数年間に「暴行」を理由

に夫を告訴し、別れる決心をする女の数が著しく増加しているだけでなく、強姦や近親相姦を告発することを恥じる女がますます減少していることは重要である。そしてそのような裁判がそのまま直接政治的裁判となつたものは、非常に多い。女たちは、男たちとともに国家をも、法廷に呼び出したのである。強姦裁判も、近親相姦の裁判も、殴打、脅迫、恐喝、様々な暴行のような「もっと小さな」裁判も、中絶裁判と同様に、政治的裁判となつた。このような裁判をめぐつて、女たちのストライキ、学校のストライキ、デモ、女同志の防衛と援助のためのグルーピングなど、運動がますます盛んに組織されるようになつていった。地方の小都市や村においてもこうした運動の実践は一挙に盛り上がつた。

このようないい裁判において、国家は、女たちに告発されることによって、自らが被告の立場にあることを明らかにせざるをえなかつただけでなく、女たちに対する対応の伝統的形態を考えなおさなければならなくなつたと思われる。事実、この数年間に、家庭における女の労働に関しては国家的改革が見られる。⁽¹²⁾かつては慣習に従つて罰せられないか、あるいは取るに足らないほどの軽微な刑罰をしか課せられなかつた強姦犯人に対して、刑罰の最大限の適用を行つ傾向が強くなつてきたのだ。男の暴力に対する女たちの闘いの組織化のもうひとつの側面は、明らかに直接行動、すなわち自らを防衛すること、殴られたら殴り返すこと、反撃すること、である。女が受ける、彼女を男に対して無防備で受動的にしておこうとする教育だけでなく、彼女が客観的に男にくらべて体力が弱く力に劣る状況にあることを考えれば、これは並大抵のことではなかつた。さらに直接行動として挙げられるのは、女が受けた暴力とその加害者の男の名前を、彼が通常出入りする場において公開する形式を確立する、痴漢におさらばするために夜間も含めて女たちのデモ、パトロールを組織する、また教会、裁判所、役所、病院に押し寄せる、「暴行を受けた女の駆け込み所」を設置する、といったことである。こうした闘いは全体として、伝統的に男に伴われなければ女には禁止されていた場所、時間、方法においても、女たちが今すぐ行動できる可能性がある程度保証することを目指している。このような可能性を獲得することなしには、政治組織を作るために不可決の「行動力」を、最低限のレベルにおいても作り出すことは、出来なかつただろう。そして、繰り返すが、この獲得はきわめて頻繁に極悪非道な男とは出来なかつただろう。そして、それに対しても立ち向かわなければならなかつた女の暴力、とりわけ性暴力を考慮に入れて、それに対して立ち向かわなければならなかつたのである。

さてここで、国際的レベルでのこうした闘いの動向についての結論的考察を行うことにしよう。まず第一に重要なのは、フェミニズム運動の出現当初から今日にいたるまで、女

たちは男の暴力に対する国際裁判所を組織する必要性を感じていることである。運動の初期の頃のパリ「ラ・ミュチュアリテ会館」における裁判および集会、またつい最近ではブリュッセルの裁判を思い出していくべきだ。(13)これらの裁判は何を意味するのか。まず第一に、女たちが、闘争の目的として、女たちの生活全体の状況、とくに生活の質に関する重要な指標として、彼女らが受けた暴力についての広範な調査を行う必要を感じているのだと、私たちは考える。同時にそれは、左翼の政治討論というものは、女が受けた暴力だけでなく女たちの存在そのものを無視することにおいては世界的に同質であり、活字になつた既成の政治討論ではこの問題を取り上げることなどではしないという暗黙の不信感を表わしている。世界中のあらゆる左翼は、あらゆる革命的経緯の挙句、もつとも不愉快な運命を女に押しつけることにおいては同質である。(14)つまり一言で言えば、男性左翼は、男の女に対する惨めな優位を救い、したがつて階級に反する資本の利益を救うことを目指しているのである。しかし家事労働、家庭労働者として男たちと国家に奉仕する運命に対する女たちの鬱いは、近年ある際立った特色を持った運動として盛り上がりを見せている。「先進国と発展途上国」「善良な」女と「悪い」女、「家にだけいる」女と「外で働く」女といった、資本が多くの国家の協力を得て国際的に作り出したあらゆる壁を乗り越えて、

女が自らを組織することが顯著になつてきていているのである。ブリュッセルの裁判には、「先進国」であるとないと問わず世界各国から、およそ二千人の女たちが集まつたが、それだけでなく、黒人の女たちが自立した集団としてフェミニズム運動に加わつたことは、資本に対する弔いの鐘が鳴らされたかのようなものであった。これによつて人種別に分断された力を結集して女の自立したフェミニスト組織を結成する可能性が開かれたのである。フェミニスト組織は女独自で組織することによって人種別に力を分断された女たちを初めで結集し、大きな力を得ることができたのだが、私たちはこのフェミニスト組織の自立性が、家事労働への賃金要求のような戦略の中で生じたということが、決定的に重要であると考える。事実それはいかなる女をも置き去りにするとのない唯一の戦略なのである。この戦略の中で、第二の職業を持つ多くの女たちはもちろん、売春婦や同性愛の女たちの運動までもが広く組織されつたのは偶然ではない。——これはとくにアメリカ合衆国やイギリスについて言えることであるが、この傾向は他の多くの国々でも急速に強まり、頭著になつてくると思われる。——国際的レベルでますます大衆的に広がっていく女たちの要求、資本と國家が女たちに押しつけた僅かばかりの、惨めな、いつだつて強要に変わりうるような選択肢はもうごめんだという主張は、国家に直接金を要求しようとする大き

な運動（アメリカ合衆国の、福祉運動がそのもつとも先進的位置を占めることは言うまでもない）だけではなく、売春婦たちの、値上げを要求するとともに、彼女らの労働と生活に対する男と国家の統制に反対してますます果敢に闘っていく運動や、同性愛の女たちの運動をも引き起こした。ヨーロッパにおける福祉運動⁽¹⁵⁾やその他の闘争については、既にいくつか有名な文献がある。いわゆる社会福祉に対しては、ヨーロッパの運動は方向性も形態もある程度一致している。ここで私たちの関心にしたがって明確にしたいのは、独身の女たち、とくに母子家庭の女たちの、国家から直接金を得るための闘いは、自分自身と自分の子供たちに対して男の給料を受け入れさせようとする日常的脅迫、およびこの給料を保持する男の暴力と縁を切るための闘いであったということである。

一方、簡単にではあるが、この男の暴力に関する議論の中で、売春婦と同性愛の女たちの運動について具体的な考察をしておきたい。これらの運動は今もつていかなる左翼も階級闘争の中にその存在を認めようとはしていない。これらの運動はいずれも、女たちが自らにとってより生き易い選択を作り出すためには男の暴力と闘わねばならないことを、大衆的に表現している。同性愛の女たちの運動は、一方では家族や再生産を目的としたヘテロ・セクシュアリティー信仰に必ずしも奉仕しないセクシュアリティーの獲得を表明し、

したがつて自分と同じ性の人間とセックスする権利を要求しているが、他方女に対して労働、それも厳しく規制された労働を絶え間なく要求する暴力の塊としての男のセクシュアリティーと関わりを持つことに対する拒否を表明してもらっているのである。つまり女の同性愛は労働の軽減であるということだ。労働しないのではない。家事労働は、あらゆる労働と同じく、資本主義の終焉を迎えるければ消滅することはない。資本のもとで女が女自身を再生成産することは、男を再生成産することにくらべてはるかに楽であるとはいえる、労働であることには変わりがない。⁽¹⁶⁾ また、はるかに暴力的ではないとはいえる、暴力が存在しないとはいえない。愛し合うのが女と男ではなく女二人であるからといって、力の相違による支配が生じる可能性はないとは言えない。しかしその場合の力の相違は、女と男の場合にくらべて、はるかに小さい。なぜなら大衆的レベルでは女は男にくらべて少ない権力しか持たないからである。ともかく資本の下で男が女に対する立場に、女が女に対する立場ことはけつしてない。したがつて男が女にふるうあの極悪非道な暴力を、女が女に對して表わしたり行使したりすることはけつしてないだろう。このような理由で同性愛の女の運動は、かつても今も、男の暴力に対する——それが既に何度も述べた理由によつて、もつとも深刻に集中するセクシュアリティーを始めたとした領域における、——女の拒否のもつ

とも大衆的回答のひとつなのである。

売春婦の運動については、この運動はフランスで一九七五年に、アメリカ合衆国ではそれ以前にも先駆的動きがいくつかあったが、一九七六年に公然たる果斷な闘いとして、大きな盛り上がりを見せた。フランスにおけるこの運動の盛り上がりのきっかけは売春婦が次々と殺害されるという事件であった。つまり売春婦たちは運動を組織し、国家と直接的に対峙するために男の暴力に対して直接立ち向かう決意をしなくてはならなかつたのである。当時フランスでは、売春婦たちは街頭に溢れ出て、教会を占拠した。リヨン（一九七六年リヨンにおいて大規模な売春婦の集会が行われた。——訳注）は階級闘争における歴史的転換点となつた。売春婦たちはそれ以来ますます広範に結集し、戸外に出て集会、会議、記者会見を開き、国家による売春婦は「悪い女」だというイデオロギーの編成に致命的損傷を与えた。つまり売春婦たちは、ついに直接彼女らの声を届かせて、彼女らの闘いが他の女たちの闘いのように資本によってすべての女に強いられている惨めな選択と縁を切ることを目指していることを明らかにし、それによって彼女らと他の女たちの間に橋を架けることに成功した。この運動が起つたどの国においても、売春婦たちが国家に対して突きつけた根本的要求は、売春の非犯罪化、およびその結果として警察官によるあらゆる種

類の迫害、国家による彼女らの生活や子供を自分の手元に置く権利の管理統制に終止符を打つことであつた。現在アメリカ合衆国における売春婦の最大組織〔コヨーテ〕と〔ピューマ〕は、国家に家事労働に対する賃金を要求している。また売春婦たちは次第にいなくなる男の管理—保護をも要求しなくなつてきており、また男に服従することもできなくなつてきている。そして、周知のように、生命の危険やもつともおぞましい奉仕の危険にさらされても、彼女らを虐待し恐喝する男たちを告発するにいたつていて。フェミニズム運動全般の大衆的広がりの中で、上述のような他の運動と歩調を合わせたこの売春婦の運動の出現に対して、國家の対応は迅速であつた。国家は女たちの間に作り出した根本的判断が土台から蝕まれ、そこに女たちが政治的権力を獲得するにいたる道が続くのを見たのである。既に一九七五年にフランスでは売春婦の絶え間ない徹底捜査によって、分相応の売春宿への彼女らの監禁への道を開いた。一九七六年の夏、徹底捜査の結果ニューヨークのマンハッタンだけで五百人もの売春婦が逮捕され、非常に高い罰金や、拘禁によつて罰せられた。こうした処置を合法化するための法案「ロイタリング法」が、既に同年六月十日付で可決されていた。それ以来各国の新聞は、売春婦の誘惑が原因で街で流行つてゐる性病の後遺症や悲惨な最期に関する一般的の報告を掲載し始め、売春を法的規制対象から

外す要求が再度出されていたイタリアにおいても同じ現象が生じた。それ以来多くの国々で、非人間的強制居住を押しつけて彼女らを管理するだけでなく、その生産性を著しく向上させるために、売春婦をエロス・センター、あるいは売春街に閉じ込めようという主張が、ますます声高に論議されるようになってきた。このことはもちろん、この生産性向上につれて彼女らの収益も上がるということを意味しているのではない。それ以来もつとも残忍な攻撃が彼女らに對して組織的に向けられるようになった。最近サンフランシスコにおいても、数百人の規模で売春婦たちを逮捕し、拘禁し、罰金を科し、子供たちを奪うという弾圧が起こつたのである。売春がますます大衆的に広がることを、また売春婦が運動を組織することを警戒して、すべての国家はあらゆる方法で売春婦を「ひも」の管理の下に縛りつけ、収益の一部を（ワイヤーとして）警察に供給させ、何が何でも国家と男たちに服従させようとしている。しかし、この企ては容易に達成されるように思われない。新聞が絶えず報告しているように、今日女たちはもはや犠牲を払おうとはせず、すぐに巨額の金を欲しがり、ひとりの男、あるいは家庭外での薄給の働き口への依存を甘んじて受け入れようとは思っていない。今日女たちは金を欲しているが、それは同時に家庭の規律や労働の規律全般と縁を切ろうという意志でもある。多くの国々の新聞が報告する結婚の庇護を放棄する妻たち、離婚の動向、女を戸主とする家庭、出生率の低下、婚姻外出生をめぐる政府の憂慮は、女たちの闘いによつてさらに悪賢くなつた政府が、危機中の危機であるとする家庭の危機を克明にあらわしている。

潜在的脅迫、平手打ち、殴打、ピストルの一撃、さらには妻、娘、母親、行きずりの女、売春婦の肉体に突き刺さつた男根あるいはナイフによつて成り立つ愛と古い愛の契約は、もはや成り立たない。女たちは、世界中で、資本主義国家のあらゆる習慣に巣喰う男の暴力のおぞましい虚栄を焼き尽くしつつある。

原注

(1) これについての文献は非常に多い。国家と男による女に対する弾圧のもつとも大がかりで血なまぐさい例のひとつである魔女狩りに話を限れば、イタリアで最近出版された著書あるいは訳書として次のものをあげておく。Wolfgang Lederer, *The fear of women*, Grune & Stratton, New York 1968 (イタリア語訳は *Ginofobia: la paura delle donne*, Feltrinelli, Milano 1976); Carlo Ginzburg, *I berandanti*, Einaudi, Torino 1966, 1974².

(2) *The Challenge of crime in a free society, A report by the President's Commission on Law Enforcement and administration of justice*, Avon Books, New York 1968, 1972, を頼よ。J.G.

報告に含まれるデータはアメリカに関しては大変興味深い。一九六〇年以後家庭の内外における女の暴力が次第に増加している。(p.149)。

(3) これについてはE.L.Homze, *Foreign Labor in Nazi Germany*, Princeton U.P., Princeton (N.Y.) 1967を見よ。

(4) 告解——といつても女の教会におけるコミュニケーションのいく一般的な方法のひとつとして取り上げているだけであるが、——は真正正銘のセクシュアリティーの情熱の、まさしく消防器として機能した。」のもう機能については Norberto Valentini, Clara Di Meglio, *Il sesso in confessionale*, Marsilio, Padova 1973によく描寫されている。

(5) 一九七五年一月トレンントにおけるフェミニストのデモは司教区を直接攻撃するものであつた。一九七六年一月一七日にはミラノ大聖堂侵入が、同年一月一八日にはパドヴァ大聖堂前でフェミニストによるミラノ大聖堂侵入が、特にこれらの出来事について、また全体的には、フェミニズム運動と教会の衝突のもっとも重要な事件を生んだ自由で無料の中絶を求める運動の様々な局面については、*Collettivo Internazionale Femminista編 Aborto di Stato: Strage delle innocenti*(cit.)を見よ。

(6) 「左翼」社会にあつてもあまり変わらない夫と妻の関係について、L.Grasso, *Compagno padrone*, Guaraldi, Firenze 1974を参照せよ。

(7) こうした拒否は極度に不安定で立場の弱い女の家庭外労働の場——たとえば専門研究の私設秘書の職のようないにおいて、まず最初に生じた。この種の労働がとくに広範に存在するトリエステにおいては二年前からこの意味で典

型的な闘いが大衆的広がりを見せてゐる。

(8) 一九七六年リミニにおける全国大会のことである。

(9) 同様にアヴァンギャルディア・オベライア(新左翼の潮流のひとつ。「労働者の前衛」の意——訳注)の女たちの対応も宣戦布告の様相を呈していた。彼女たちは会議の席で多くの男性同志たちの権力濫用を体系的に告発した。彼らはこのようなことが暴露され、同志としての品位が危機に瀕するや、政治的任務を遂行する気がなくなるのだった。

政党は多少なりとも女の要求に応える努力をしてきた。しかしUDI(「イタリア女性連合」。イタリア最大の女性組織でイタリア共産党の影響下にあったが、フェミニズム運動の後八〇年代初頭に党からの組織的自立を果たした。——訳注)内部の動搖が、伝統的左翼においても平穏が保証されているわけではないことを示している。

(10) 新聞によつても報道された事件としてサルデーニャやヴェネトで生じたストップ・シヨーへの抗議行動があげられる。

(11) もつとも有名な事件として一九七五年三月二二一二三日にパドヴァで行われた「精神療法——融和か解放か?」全国集会や、一九七五年十一月ミラノで行われた集会「セクシユアリティーと政治」に対する抗議行動があげられる。

(12) 中絶法は言ふに及ばず、家族法改正(一九七五年九月二十日より施行)、医療センター法(一九七五年七月十九日成立)等は、このよだれ意味で解釈できる。またさらにお過つて、避妊具の情報提供と普及の非犯罪化(一九七一年三月十日憲法裁判所は刑法五五三条を思想表明の自由に反するとして無効とした)も、国家の回答のひとつとして

あげられる。

(13) この女に対する犯罪をめぐる国際裁判所は一九七六年三月八日ブリュッセルで開催された。

各国の女たちによる証言の「べくつかば」*Tribunale Internazionale dei Crimini contro le donne*, ISIS (Women's International Information and Communication Service), Bollettino Internazionale, maggio '76 に掲載された。約一千名の女たちによるフィナーレの全体集会では、イタリア、カナダ、アメリカ合衆国、イギリスの家事労働貨金化運動によるつま先の提案がほとんど満場一致で採択された。「無償の家事労働は強奪である。この労働とその無賃金状態はすべての男たちが犯す犯罪である。この労働は私たち女を弱い性として、私たちを無力な状態で雇用者に、政府の政策立案者に、法律制定者に、医者に、警察に、刑務所に、精神病院に、そして男たちに、奉仕と隔離の生活を送るべく、差し出される存在とする。当法廷は全世界のすべての政府に対してすべての女たちへの家事労働賃金の支払を要求する。私たちはある國々で私たちから奪われた富を奪い返し、日常的に私たちに対して犯される犯罪に終止符を打つために、国際的規模で運動を組織していく。」

(14) これについてはヴェトナム、カンボジア、ラオス、モザンビークの売春婦たちが辿った運命が典型的である。これらの國々では「彼女らは左翼新政府によって本来の任務に「復帰」させられた。彼女らは解放戦争の間（女はいつもそうであるように）非常に危険な任務をになわされた後で、このような目にあつたのである。とりわけ経済的に男に

(15) 依存することができなかつた戦争中、女がいかにして生き延びたか、あるいは生き延びられなかつたかには、だれも注意を向けなかつた。」*Mille fiori sboccano affossati, Le opere della casa* 特集 n.4 一九七七年一一二月 三一四月 合併号によく。

(16) また運動の年代的経緯について、「Le opere della casa」n.0～4に最近の闇にに関する情報が掲載されている。これについてイタリアで出たものとして、「Primo Maggio」誌 n.6 (1975-76 冬) の論説、同号の Peppino Ortoleva, *Da marzo a novembre: un aggiornamento critico* を見よ。また Mariarosa Dalla Costa, *A proposito di Welfare* (cit.) や見よ。

(17) レズビアンの運動のなかには家事労働に賃金を要求するグループも組織されてきた。フランスでもっとも有名な集会は一九七六年六月十六日パリ「ラ・ミュチュアリテ会館」で行われた集会である。

解説

「労働としての愛」を越えて

伊田久美子

本書で展開される「愛の労働」すなわち「労働としての愛」の概念は、ロマンティック・ラヴ・イデオロギーの脅迫的呪縛の中で悩む多くの人々の目から「ウロコを落とす」ことのできる新鮮な視点である。それは同時に自覚するとせざるとに関わらずロマンティック・ラヴ・イデオロギーにすがつて生きている、さらに多くの人々、とりわけ直接の利益を享受するがゆえに、女以上にそれに依存しながら、そのことによつたく無自覚である男たちの強い反発を引き起こすことも確実である。すでにマリアローザ・ダラ・コスタに始まり今やフェミニズム全体のコンセンサスを得るに至つたマルクス主義フェミニズムの「再生産労働」としての家事労働の定義に対しては、多くは男たちによる古典的な「家事は労働ではない」から「かけがえのない生命の生産をモノの生産と同列に論じるとはけしからん」という類のものに至るまで、誤解曲解を含めた様々な批判が行われているが、

「愛の労働」にたいしてもそれと同質の、いやそれ以上の反発が予想される。男性の読者には、この「愛の労働」概念に対して自らがどのような感情的反応を起こしたかを是非反省していただきたい。反発や拒絶の度合いが貴男の女への依存度（甘えの程度）を自覚しうる確かな目安を提供してくれるだろう。

本書はイタリアのフェミニスト、ジョヴァンナ・フランカ・ダラ・コスタの*"Lavoro d'amore"*、Edizioni delle donne、1978 Roma の全訳である。原著には「男による女の遭遇に不可欠の要素である肉体的暴力」という副題がついている。一見まったく相反するもののように思われる「愛」と「暴力」が、実は女の労働の搾取をめぐる共犯関係にある表裏一体のものであるという視点によって、個々の男の性格や心がけなどのレベルを越えて存在する、女に対する男の暴力の構造を解明するのが本書の目的である。女に対する男の暴力というと、従来体力や攻撃性の相違などの生物学的性差に安易に説明を求める傾向が、暴力を正当化する言説だけでなくそれを告発する側においても、暴力性を男の本質として糾弾するという形で生じがちであった。しかし人間以外の生物においてはオスの攻撃性が同種のメスに対して発揮されることはまずありえないし、体力に訴えて嫌がるメスにセックスを強要するなどといふことも性欲のメカニズムとしてありうべからざることである。こ

の生物学的自然に反するきわめて「人間的な」暴力の構造を解き明かしていくイタリア・フェミニズムの思いがけない視点は、出版後十数年を経た今日なお新鮮な驚きと感動を読む者に与える。それがマルクスの方法を踏襲した唯物論的分析を、マルクス主義が適用しようとは夢にも考えなかつた領域において用いることによつて、差別の構造を解明し、分断されてきた人々の連帯の展望と解放の戦略を明快に指示示しているからである。そこには究極的には男の「抑圧する性」からの解放も含まれる。たしかに現状から自らの利益を得ている男が自らの解放を展望するのは非常に困難である。多くの男たちは女たちの告発や運動の発展によって自らの目先の利益が損なわれることにのみ敏感である。著者が述べているように女たちの闘いの歴史は男たちの反動の歴史を伴つていた。しかし結局女たちの告発を力で封じることは出来なかつた。女の労働をめぐる搾取の関係が変わることによつて一時的に追い詰められた男たちの暴力が爆發することはあつても、変革の流れを止めることはもはや出来ないだろう。なぜなら男は構造的に暴力を振るうのであり、かつして本質的に暴力的存在なのではないからである。

著者の視点は「女の力と社会の転覆」（一九七二年、邦訳「女性のパワーと社会の変革」）は「資本主義、家族、個人生活」一九八〇年に所収）、『家事労働に賃金を』（邦訳一九八六年）

などの著作が日本でも既に紹介されているマリアローザ・ダラ・コスター（著者の姉）と基本的に同じであり、社会学者である著者は、従来もっぱら文化的心理的領域のものとされた愛、家族、セクシュアリティー、暴力などの問題（これらはまさしくリブ以降の新しいフェミニズムが告発してきた中心的課題に他ならない）を、労働の搾取をめぐる力関係との関わりにおいて克明に解き明かし、「愛」の名による女のセクシュアリティーの搾取も含めた家事労働という無償労働の搾取こそが、女と男の関係を今日のような暴力的関係に変質させていくと主張する。マルクス主義フェミニズムをめぐつては、資本による階級搾取と男性支配（家父長制）による性搾取を一体のものとして論じる統一理論と、両者をそれぞれ独立したシステムと見なす二元論の間で論争が続いているが、この分類によれば統一理論と見なされる彼女らの視点をマルクス主義フェミニズムの未成熟段階であるとして「前期マルクス主義フェミニズム」とする分類（ソコロフ一九八〇年、邦訳「お金と愛情の間」一九八七年）や「生産還元主義」であるとする批判（ハートマン一九八一年、邦訳「マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚」一九九一年に所収。上野「家父長制と資本制」一九九〇年）、あるいは性別役割分担の固定化であるとの批判（江原「フェミニズム理論への招待」「フェミニズム入門」一九九〇年に所収。ほか多数）は、彼女らの「愛やセクシュアリティ

イー」の搾取まで含めた、資本主義やマルクス主義とは異なる労働觀、近代的生産力市場主義に支えられた労働宗拝とは異なる価値觀と、それに基づく「労働の拒否」という闘いの戦略を結局理解していなかつたのではなかろうか。

このような無理解に加えて、この論争において多くの論者たちが陥っているように見えるのは分類の情熱という近代特有の病である。たとえば資本主義と家父長制について、ソコロフは「弁証法的」という、いささか仰々しく思われる形容によつてこの二つのシステムの相互関係を分析する必要を強調するが、にもかかわらずこのもつとも中心的課題となるべき分析は彼女の大部分著書において十分に展開されているとは言い難く、しかも独創的的魅力に乏しい印象を免れない。

資本による支配と男性支配の関係を生き生きと具体的に説得力をもつて分析して見せるのはむしろ、彼女が「前期マルクス主義フェミニズム」と分類して、マルクス主義フェミニズムの未熟な段階に位置づける統一理論のほうである。統一理論は分断を乗り越えるために作り出された。マルクス主義フェミニズムという試みが本来目指すところはこの統一にこそあつたのである。とはいへハートマン（前掲論文）が指摘するようにこの統一がマルクス主義によるフェミニズムの囮い込みとしての「不幸な結婚」に陥つてしまい、上野

（前掲書）が述べるようには階級搾取と性搾取の一方を他方に従属させるのではないという意味での真の統一理論はいまだ出現していないという現状認識もまた傾聴すべきもののように思われる。もっとも日本においてはマルクス主義陣営のフェミニズムに対する徹底した無理解と無関心によつて、このような「結婚」の試みすら行われてはいないようであるが。

ともあれこのような枠組においては統一理論に分類される本書の議論は、このような統一理論か二元論かという理論的枠組の対立図式には直接の関わりを持たない。ただ男による女の支配と資本や国家による女の支配との共謀関係を、それが資本主義と家父長制の關係のすべてであるか否かという問題設定とは次元の違う観点から、具体的かつ詳細に論じ、女たちの連帯の新しい地平を展望することに成功している。なぜ人間の男は女に暴力をふるうのか。とりわけ性關係を暴力的に強要するという、他の生物にはありえない反自然的行為をはたらくのか。本書はこのようなフェミニズム運動の告発と問題提起へのきわめて明快かつ有効な回答となつてゐる。以下本書の論點を章ごとにまとめてみよう。

第一章で著者は賃労働者や奴隸と比較しながら、家庭で家事労働に従事する「家庭労働者」としての女の労働の特殊な諸条件を克明に分析する。従来のマルクス主義による「家

「内奴隸」という定義にも端的に表われているように、家庭における女の立場は近代以前の奴隸の立場に例えられることが少なくなかった。しかし本書のこの分析を辿ると、奴隸とは異なる女の特殊な労働条件が明らかになる。「家庭労働者」はイタリア・フェミニズム運動が提唱した主婦の定義である。従来女たちの実感に反して、家事は労働とは見なされず、主婦は「働いていない」という扱いを資本の側からも資本と闘う側からも受けってきたが、その原因を「無償性」に求めて女の労働の搾取を告発し、フェミニズムとマルクス主義の統一の可能性を指し示した画期的論文が、著者の姉マリアローザ・グラ・コスタの『女の力と社会の転覆』(前掲書)であった。著者はさらに家事労働の無償性を正当化し、家事労働が労働であるという当り前の現実を認識できなくしてしまって「愛」のイデオロギーを告発し、家事労働を「愛の労働」と定義する。家事労働は、労働とは見なされず「愛」と見なされることによって、質的にも量的にも無制限の搾取を正当化される。著者も言及するように「惜しみなく愛は与える」とはまことに得を得た表現なのである。そしてこのはなはだ引き合わない労働条件は結婚という「愛の契約」によつて成立する。「愛」による神秘化を取り扱えば、結婚とは男による女の労働力の確保以外の何物でもない。

第二章では婚姻関係における男の暴力が分析される。「惜しみなく与え」ない、つまり

「愛」の足りない、すなわち契約通りに働かない「女」には、暴力が発動される。ここでも労働に駆り立てる要因をめぐつて賃労働者、奴隸と女の比較がなされ、賃労働者にくらべてはるかに少ないもの(単なる生存)と引き換えにはるかに過重な労働(一日二十四時間休み時間なし、一年中休日なし、交代要員なしの孤独な労働)を供給させるために、暴力による介入が必然的に生じてくることが証明される。そしてこの暴力も「愛」によって神秘化される。男は女が「働かないから」殴るのではなく「愛が足りない」から殴るというわけである。著者は男を資本による女の搾取の中間搾取者として位置づけ、一家に一人ずついて女の労働を直接抽出する夫は資本にとって理想的中間搾取者であり、しかもその任務によつて労働者として資本の搾取を受ける夫自身の不満に適切なはげ^口を与えることができるのがゆえに、さらに好都合であると指摘する。ここで著者は結婚における暴力、すなわち夫による妻への暴力における性暴力に焦点を当て(結婚における性暴力がすべての性暴力の基本であると著者は言う)、家事労働のもつとも重要な職務として「性的職務」を位置づける。性的職務こそ資本にとつとも重要な労働力の再生産に関わるものであり、女のセクシュアリティーは男を性的に慰撫したり子供を生んだりする再生産労働に他ならない。「労働としてのセクシュアリティー」という興味深い観点がここで提示され

る。この性的職務は労働とは見なされない。同様に夫の性暴力は強姦とは見なされない。

これらはすべて「愛」のイデオロギー。^{レーベン}に従つてきたのではなく、拒否と抵抗の闘いの歴史を生きてきたのであり、そこには同時に男たちの反動の歴史が存在する。(二)のように運動のダイナミズムを状況分析の重要なファクターとして積極的に捉えるのは、著者を含むイタリア・フェミニズムの理論上の大きな特色である。)

第三章では婚姻関係の外における性暴力として、強姦（家庭外性暴力）と近親相姦（家庭内性暴力）を論じている。これらはいずれも婚姻契約関係にない女からの性的職務の取扱として位置づけられる。家事労働関係という労働の搾取をめぐる本質的に暴力的な関係によって、男はだれしも条件さえ揃えばみな強姦犯人となる可能性を持つてゐるのであり、特殊な一部の「けだもの」だけが性犯罪に走るのではない。強姦は増えている。その背景として近年の女たちの闘いの進展、労働ではなく自らの快楽としてのセクシュアリティーの要求、壳春（著者はこれも無償で性的職務を供給することを拒否する女たちの拒否のひとつとして位置づける）の料金の値上がりなどがあげられる。強姦はこのような動きに対応する男たちの反動的回答の一つであり、女全体に対する脅迫的警告でもある。しかし運動

によって力を増大させてきた女たちは、かつてのように泣き寝入りせず男たちを告訴する勇気を持つようになった。こうした女たちの変化は強姦の形態にも変化をもたらした。男たちはいまや徒党を組んだり武装したりしなければ強姦を犯すことができなくなつてきている。近親相姦もまた家事労働の収奪として論じられる。こちらは近年著しく減少しつつあるが、その背景にはやはり女たちの告発力の増大がある。

第四章では女への男の暴力と国家の関係が論じられる。すなわち通常一般庶民の犯罪を裁くことには熱心な國家がなぜ女への男の暴力には出来るだけ目をつぶろうとし、また女の告発を抹殺しようとするのかが分析される。国家は男を代理人として女を管理するために、結婚という「愛の契約」に定められた男女の暴力的関係を必要とする。そのために國家は男の暴力をおおっぴらに奨励しないまでも、なるべく見てみぬ振りをし、裁かざるをえない場合でもごく軽い刑罰しか下さない。そして被害者である女にむしろ責任があるかのような扱いによって、女の告発となるべく押さえ込もうとするのである。強姦事件の報道は家庭の外には男の暴力の危険が充满しているというキヤンペーンでもある。それは女の怒りを一部の特殊な「怪物」のみに向けようと/or>する一方、家庭は女を守るために必要であるという宣伝も行うのである。家の外の危険は女を家に閉じ込める。家は女の職場であ

り、女にとつては家にいること自体が家事労働である。

男の暴力が不十分な場合は、国家は直接介入して女を弾圧する。法に触れるような「独りぼっちの反乱」をする女は刑務所か精神病院へ送られる。再生産をめぐる国家の利益を深刻に脅かす売春婦や同性愛の女は弾圧される（売春婦は無償で供給されるべき性的職務を金に換えようとして、同性愛の女は労働としてのセクシーシュアリティーを拒否するがゆえに、再生産労働の場としての家庭を脅かす）。また国家と個々の男の利害が対立する場合（人□政策、不妊の強制など）も国家の直接的介入が行われる。国家は「愛」から暴力まで様々なイデオロギーを使い分けて女の労働力再生産労働を榨取する。「先進国」すなわち男が賃金を稼ぐ地域においてはまず賃金を強制手段とした「愛」で対処し、それでだめなら暴力を獎励する。この地域で要求されるのは質の高い労働力であり、その再生産は精神的領域にもおよぶため、夫婦の情緒的協力関係が必要である。一方労働力を流出させる「発展途上」地域においては男は賃金を持たず、必要とされる労働力は単純肉体労働力である。この労働力の再生産は肉体的レベルに留まり「愛」は要らない。しかも男は賃金という強制手段を持たないので直ちに暴力性があらわになる。こうした地域では暴力性が「男らしさ」としてイデオロギー的にも称揚される。

こうした「愛」と暴力のイデオロギーによつて、国家はまず「良い女」と「悪い女」とを分断する。その境界は家事労働の無償性、すなわち「愛の労働」を受け入れるか否かにある。既に述べたように、売春婦や同性愛の女はいずれも家事労働の最重要職務である性である。タバコを吸う女」の例は実に興味深い。タバコを吸う主婦は「一服する」たびに家事労働をサボり（家事労働には休憩は本質的に認められていない）、そのうえタバコ代という余分な出費を夫に負担させるがゆえに、「不まじめな女」の印象を与える。これがたとえばデスク・ワークをする女なら、この仕事はタバコを吸いながらでも出来るので、タバコのイメージはそれほどのダメージを与えないものである。また独り者の女も同様に「悪い女」にいれられる。そして「家庭の安全や幸福」と対比させて、これら「悪い女」の辿る悲惨な運命が強調されるのである。

次に国家は「良い女」を「専業主婦」と「兼業主婦」に分断し、そのうえで両者を共存させる。家庭の外においても女の労働は家事労働によって評価される。職場においても上司を夫に見立てての家事労働のような気配りが要求される。こうした職場における「愛の労働」を拒否した場合、上司は暴力こそ振るえないが、様々な脅迫や威嚇行為を行つたり、

性暴力（セクシュアル・ハラスメント）を行使したりする場合も少なくないのである。

第五章では強姦や近親相姦という婚姻関係の外における性暴力に対する国家の対応を論じている。国家は暴力としての性を称揚することによって、強姦を奨励している。強姦は女が家庭という「保護区」を逃れるのをひるませる警告として役立つからである。したがって国家は強姦の告発についてはなるべく取り上げないか、取り上げても軽い刑罰で済ませてしまうのだが、その一方であまり熱心に隠蔽しないようにしてきた。しかし家庭が安全な「保護区」などではないことを暴露してしまった近親相姦については、国家はできるかぎり隠蔽しようとしてきた。その結果近親相姦もまた罰せられることなく放置された。他人に知られない限り近親相姦は「存在しない」ものとされたのである。いずれの場合も女の労働の搾取機構としての家を守ろうとする国家の対応は一貫している。

第六章では資本や国家に奨励された男の暴力に対して女たちがいかに抵抗してきたかが考察される。資本主義初期より女たちは拒否という抵抗運動を行ってきた。女たちの闘いは労働力再生産という資本主義の根幹を揺るがす領域で繰り広げられ、それゆえに激しい弾圧を引き起こした。女たちは何よりも男の暴力に立ち向かわなければならなかつた。性暴力を含めた男の暴力に対する闘いは、女の置かれる状況を決定する家事労働への闘いの

中心的課題だからである。女たちの運動は家庭外労働の場においても、職場における「愛の労働」の拒否、家庭内外における二重労働という女たちの労働の現実に基づいた要求の提示という新たな局面を切り開いた。また新旧左翼の男たちや教会への告発、暴力の告発と裁判闘争、差別的文化現象への異議申し立て、性暴力の重罪化要求などの闘いとともに、自らを防衛する直接行動が組織された。「殴られたら殴り返す」ことに始まり、夜間デモ、パトロール、暴行を受けた女の駆け込み所の設置などである。その中から女たちは資本や国家によって様々に作り出されてきた「先進国と途上国」「良い女と悪い女」「専業主婦と外で働く女」などの分断を乗り越えて女の連帯を生み出す可能性を切り開いた。著者はいかなる左翼もその存在を認めようとしなかつた売春婦や同性愛の女たちの闘いを「愛の労働」を支えるヘテロ・セクシュアリティー「労働としてのセクシュアリティー」イデオロギーとの闘いの最前線に位置づけ、そのような連帯の道を可能にした「家事労働に賃金を」という要求を「いかなる女も置き去りにすることのない唯一の戦略」として評価する。そして女たちの闘いの進展がこの様々な様々に作り出された分断を乗り越えることによつてさらなる発展を勝ちとつていく展望が語られる。

本稿の冒頭部でも触れたが、現在欧米のフェミニズム「先進」諸国ではマルクス主義フェミニズムをめぐる様々な論争が展開されている。それはフェミニズムの理論と運動を豊かに発展させる可能性を持ちつつも、とりわけこれらの国々のフェミニズムが運動面における停滞期を迎えていたり、昏迷の様相を呈していると言わざるをえない。日本においても——且下のところあまり「生産的」方向には向いていないようと思われるが、——マルクス主義フェミニズムをめぐる「論争」がとりあえず開始され始めているが、そもそもマルクス主義フェミニズムと総称される試みが何を目指していたか、いかなる意義を持つものであったかを出発点に立ち返って確認する必要があり、その意味でも本書の考察は昏迷の現状に一石を投じることができるのでないかと訳者は「思い入れ」をしているのである。

マルクス主義フェミニズムの最大の功績が「労働力再生産労働としての家事労働の発見」であることは、およそ衆目の一一致するところであろう。この概念によつて階級支配を論じるマルクス主義と性支配を論じるラディカル・フェミニズムの議論が一致して、資本主義下の性差別という今日女たちが置かれている現実に対するもつとも有効な分析が可能になった。それは同時に資本主義と闘うあらゆる人々に性差別と闘う必要があることを説く

く理論的支柱を提供しうるものであつた。また従来社会主義婦人運動の問題意識がもっぱら生産労働における女の位置にあつたのとは逆に、外で働いているかいないかを問わざ家庭における女のあり方が社会全体における女の地位を規定しているとして、従来の運動に根強く存在した「働く女」と「主婦」の対立を乗り越える視座を切り開いた。このように今日における性差別のメカニズムの解明への努力は、女たちの分断を乗り越え、また性差別の問題を中心に据えた上での他の運動との連帶の可能性を切り開く、統一の方向を示していく。しかし再生産労働の問題から女の問題の固有性を巧みに排除して問題の本質をごまかすイリイチのような議論や、多くの「良心的」マルクス主義者たちがマルクス主義の補完物としてこの問題を開い込み、結局は資本に対する闘いに一元化してしまう、ハートマンが「不幸な結婚」と名づけた状況が、本来の統一の方向を著しく歪めてしまっている。ハートマンの提唱する二元論は女の課題の一義性というフェミニズムにとって本質的問題理論か二元論かという対立そのものが根本的にはあまり意味をなさないのではないかと思わざるをえない。性差別の問題の当事者、すなわち差別的現状を変革したいと切実に考え

る女のひとりとして（私はこれ以外の立場でこの問題をめぐって発言したことではないが）、私の理論に対する最大の関心事は現状に対する有効性であり、それに尽ざるのであるが、資本主義と男性支配（家父長制）の共謀関係の具体的な分析に基づく闘いの戦略こそ今のところもつとも有効な方向性を示しているように思われる。共謀関係をすべてとする統一理論は無論こうした分析にもつとも力を注いでいるが、二元論とてこの共謀関係の分析の重要性は主張してやまない。両者の理論上の違いは、共謀関係がすべてか否かにあり、戦略上の違いは女の問題の一義性をどこまで非和解的に主張するかに存在する。

既に述べたように本書の議論はとりあえず統一理論に分類される性質のものであるが、実はこうした論点に直接の関わりを持つものではない。むしろ統一理論か二元論かという対立図式が結局は無意味であることを示すものであるといえるだろう。本書の議論は私たちを取り巻く現状に対して優れて有効な分析と位置づけを行い、闇いの展望を切り開く力量を獲得している。本書で論じられているのは男性支配と資本や国家の利害がおよそ一致した側面についてであり、その共謀関係のメカニズムこそ現在の性差別の元凶であることがあらためて納得させられるのである。今日の日本における様々な問題の中からいくつかの具体例を挙げて、本書の議論の有効性を示してみたい。多くの人々の思い入れに反しかねないため、以下にその一部を紹介する。

て、家庭は資本主義的労働関係、すなわち労働の搾取の場であり「愛」はこの搾取された労働を神秘化するまでの名であるとする本書の論点は、家庭が男の暴力から女を守つてくれる安全地帯であるというもう一つの幻想を破壊する。家庭における女のあり方が社会における性差別を規定するよう、婚姻関係における女と男の暴力的関係こそが女に対する男の性暴力を含めた暴力一般の根源であると著者は言う。最近警察庁による犯罪白書からの統計をたまたま目にして愕然としたことがある。それは殺人事件をめぐる一連の統計の中にあつた殺人犯と被害者の人間関係についての表で、「面識なし、その他」の三八%を別にすれば、もつとも多い「知人、友人」（二〇・二%）に「子」（一三・〇%）「妻」（九・三%）が続いており、「妻子」合わせると最上位の「知人、友人」を越えてしまうという事実である。女子供の生命は、家庭の中でも家庭の外と同様の危険に晒されているのである。

また司法—國家がなぜ男の暴力に寛容なのかをめぐる分析も有効である。最近控訴審判決が下された「女子高校生コンクリート詰め殺人事件」（私にはそもそも「コンクリート詰め殺人」というこの事件の通称そのものに、事件のあまりにも明らかな性暴力としての本質を隠蔽しようとする意図を感じ取られてならない。この名称からは被害者が四十一日

間にわたって性的暴行を含めたあらゆる暴行を加えられた挙句に殺されたという、この事件の性差別の本質が何一つ伝わらないではないか！私は当時怒りのあまりこの事件を報道するテレビのニュースなどを冷静に聞くことができなかつた。」について、傍聴に参加した宮淑子氏は少年法にのつとつた「教育的刑罰」を望みながらも、この恐るべき性暴力事件が「少年の刑事事件」としてのみ捉えられ、性暴力の本質、すなわち「女性なら誰彼かまわず犯してもいい、モノのように扱つてもいい」という歪んだ女性観、差別的女性観をどのように植えつけられて育つてきたのかという点（宮「欠落した『性暴力』の視点」毎日新聞一九九一年七月十四日）が裁判で解明されなかつたことへの強い不満を表明しているが、本書の議論はこうした性差別の問題には極力目をつぶろうとする国家の姿勢とそれを追い詰めるまでに至つた女たちの闘いの前進を克明に分析し、近年ようやく日本においても女たちの告発の声が挙がつてきたセクシユアル・ハラスメントの問題などを含めた男の暴力に対する女たちの具体的闘いに見通しと方向性、および励ましを与える、優れて有効な理論を提供している。凶悪な犯罪事件が起きるたびに私たちはその加害者も被害者も何か私たちとはまったく異なる特殊な存在であると思い込んで安心しようとしたが、しかし本書が述べるように、彼らは結局は私たち自身と大して違ひのないごく普通の示される。これらは私たちのおかれた現実への本書の議論の有効性を示すほんの一例に過ぎない。

人間であり、彼らの事件はたとえいかに極端に見えようとも、すべての女たちがまず第一に家庭において日常的にこうむつている暴力的関係の極限的表出に他ならない。さらに様々な戸惑いや混乱、とりわけ男たちの過剰な反発と余裕のない耶喻の中で着実に進められているセクシユアル・ハラスメントに対する闘いに關しても、職場における「愛の労働」の収奪という明快な定義によつて、問題の本質と闘いの方向性が明確に指し示される。これらは私たちのおかれた現実への本書の議論の有効性を示すほんの一例に過ぎない。

このような私たちのおかれた現実に対しきわめて有効な議論を可能にしたのは、著者がごく現実的具体的問題を論じながら、そこから一つの構造を抽出するに至つてゐるからである。すなわち現実の運動のダイナミズムの中から理論が構築されているということができるのである。事実本書が書かれた一九七〇年代末の時代は、性暴力の重罪化要求を掲げた女たちの運動が、一九七九年に国民投票を提起し、一九八四年強姦を社会的モラルに對する犯罪という從来の規定から、（当たり前ではあるが）人身に對する犯罪として規定を変更する法案を、——夫や恋人による強姦を含めよといふフェミニストの要求は入れられなかつたが、——ともあれ下院通過させるに至るまでに高揚した時代であった。本書は

こうした女たちの要求に根拠と方向性を与え、しかもこのような暴力と闘う女たちの運動を、これまた七〇年代後半に欧米各地で盛り上がりを見せた売春婦や同性愛の女たちの闘い、アメリカの黒人や第三世界の女たちの闘いと結びつける展望を示すことに成功している。ただ単に現実に埋没することからは運動の方向を展望する理論は生まれはないが、現実の運動との接点と具体的な変革を目指す問題意識なくしては理論は結局空論に堕してしまう。すなわち理論なき運動には展望がないが、運動なき理論はけつして現実に対する有効性を得難い。たしかに二元論の論者たちが指摘するように、階級支配と性支配の関係は単純な一枚岩の団結ではなく、近年ますます両者の矛盾が深まつてきているが、本書のように、両者の共謀関係を追い詰め、その矛盾を拡大している要因の一つが女たちの闘いの前進であるというフェミニズム運動の積極的な評価もまた可能なのである。このようない運動のダイナミズムに基づいた見方においては、二元論か統一理論かという対立図式が根本的に無意味であることは明らかである。

もう一点ここで付け加えておきたいのは、一九七〇年代後半以降に主にイギリスやアメリカで展開されているマルクス主義フェミニズムの論争においては、一九七〇年代初期よりのイタリア・フェミニズムにおけると同様に「労働力再生産労働としての家事労働」が

要となる概念でありながら、それはイタリア・フェミニズムの「家事労働」概念に比較してはるかに狭義の「常識的」レベルに退行したものであるという、従来ほとんど無視されてきた問題である。マル・フェミニ論争における「再生産労働」概念は、ほとんどの論者においてはいわゆる家事労働の名で伝統的にあらわされてきた範疇、すなわちせいぜい家事、育児のレベルでしか捉えられていない。中には夫の世話の意味での家事をも排除して、出産育児という狭義のイノチの生産のみにしぼってしまおうという方向（上野「資本制と家事労働」一九八五年）すら存在する。だからこそ唯物論的分析の対象が従来文化的なレベルの問題として考えられてきたラディカル・フェミニズムの告発の対象であった「個人的なこと」すなわち性の問題や、家族関係を含めた男女の関係などに迫りきれず、下部構造と上部構造をめぐる分析が結局は水と油のようになじみ合わないまま、フェミニストもマルクス主義者も説得しきれず孤立してしまって中途半端な状況を作り出してしまったのでないだろうか。イタリア・フェミニズムの提起した「家事労働」は、本書やマリアローザ・ダラ・コスターの著作を読めば明らかかなように、セクシユアリティーや近代的愛のイデオロギー、さらに「家にいなければならない」という束縛自体をも家事労働とみなすまでに、労働概念と労働をめぐる価値観を拡大・転換することによって、性差別の近代的構造

をきわめて明快に解明することに成功している。こうしたラディカル・フェミニズムが上部構造のレベルで告発した問題に至るまでの唯物論的分析の「非常識」なまでの徹底的適用にこそ、ラディカル・フェミニズムの告発を十分に受け継いだ上でさらに発展させるべきマルクス主義フェミニズムという試みの存在意義があるのであり、乗り越えられるべきは上部構造一下部構造という従来の伝統的枠組そのものなのである。こうした観点から見ると一九七〇年代後半以後のアメリカ、イギリスを中心としたマル・フェミは、いかにも伝統的経済学の枠組に家事労働を組み入れてもらうことによって家事労働を労働として認めさせようというかのような、はるかに凡庸なレベルに後退してしまっているように見える。家事労働をめぐる議論がこうしたレベルにとどまるならば、それがマルクス主義陣営に簡単に囲い込まれてしまうのはむしろ当然であり、女たちの闘いの情熱を捉え、それに方向を指示することは不可能である。ハートマンの言う「不幸な結婚」は、こうした「アンクロサクソン的」マルクス主義フェミニズム（フランスのデルフィなども含めて）ではあるが、便宜的にこう呼んでおく）における、イタリア・フェミニズムの家事労働概念の無理解に基づく後退が主要な原因であると言えるのではないだろうか。この問題については私自身まだまだ勉強不足の段階での思いつきに過ぎないので、別の機会にあらためて論じてみたいと考える。

最後に「労働としての愛」の概念をめぐつて予想される多くの男たち、そして女たちの反発について、私の考えを少しばかり述べておきたい。「愛」であると信じていた行為の化けの皮を剥され、ロマンティック・ラヴ・イデオロギーの夢から覚めたとき、新鮮な感動を覚える人々もいるだろう。しかし「愛とはそんなもんじゃない」という類の強い反発を覚える人々のほうがはるかに多いのではないだろうか。それは何はともあれ「愛」の神的多数を占めている現状から推測すれば当然のことである。宗教と絶対的他者としての神を失った私たちの大部分は、やはり何か信じてするもののなしには辛い人生を生きていく弱い存在である。このことは認めざるをえないし、むしろ肯定的に捉えたいものだと思う。とはいっても、このことを十分に自覚して割に合わぬほど多くを犠牲にしても「愛」を得るがゆえに女以上に「愛」に依存しているにもかかわらず、それをまったく自覚しない男たちの怒りとでは、やはり話が違う。怒りを感じるほど真剣に愛を求める女たちの多くには、求めていた愛と現実の「愛」のギャップに悩む日が早晩訪れるであろう。したが

つて「労働としての愛」を越えた愛のオルターナティヴを求める試行錯誤へと向かっていく何はともあれ前向きの道を切り開いていく可能性を、彼女らの怒りは秘めているのである。しかし目先の利益の目減りに由来する男たちの怒りはひたすら「愛」してくれなくなつた女たちへの恨みのレベルにとどまる。「愛の労働」の搾取者である男たちがこのレベルを乗り越えて労働ではない愛を模索するのは至難の技である。しかしその困難を乗り越えて一刻も早く男たちが自らの解放を求めて自己変革へと動きだしてくれないと、目先しか見えない男たちの中の追い詰められた弱者が女に向ける攻撃が日常的に女たちの生命を脅かす現状は、ますますひどくなつていくだろう。一般刑事事件の多くは社会的弱者がさらに弱い者を攻撃するというやり切れない構造を持つている。労働ではない愛、労働ではないセクシユアリティーの回復が、今日女にとつても男にとつても切実に問われているのである。労働は労働として認め、労働以外の何物でもない行為を「愛」の名で神秘化する「規範としての愛」から自由になることによってのみ、愛は求められてきた本来の豊かな姿をあらわすのかもしれない。それがどのようなものであるか、想像をめぐらすのはなかなか難しいが、手がかりとなるのは「労働としてのセクシユアリティー」の規範を既に果敢に逸脱している同性愛者の愛のあり方かもしれない。少なくとも同性愛を含めた多様な愛のあり方のすべてを認める寛容の中にこそ、このようないくばくかの希望を見出すことができるのではないだろうか。それにしても「愛の規範」そのものであつた生産性の高いヘテロ・セクシユアリティーがこの労働の規範と縁を切るにいたるまでにはなお多くの途方もない困難が待ち受けていることだけは確かである。その意味で「あらゆる性交は強姦である」というドウォーキンの絶望的テーマは一面の真実を語っている。しかしそれは今日いかに強固に見えようともけつして普遍的なものなどではない「労働としてのセクシユアリティー」に関する真実でしかない。たとえいかに困難であれ、セクシュアリティーや愛のあり方にはつねに変革の可能性が存在する。少なくとも既に動きだした多くの女たちと一部の男たちの作り出した流れを止めることはもはや出来ないといふこともまた確実なのである。

最後に訳語についていくつか説明を加えておきたい。

まず本文中の「家庭労働者」というのは *operaia della casa* という、従来賃金すら受け取らないがゆえに労働者として認められることのなかつた主婦やそれに準じる女たちを指している。この概念は、家事労働を従来の「労働」の概念にあてはめようとしているかのような誤解を受けがちであるが、本文中に詳しく述べられているように、「労働者」や

「奴隸」とはまったく異なる条件で働く女たちの状況をあらわすためにイタリアのフェミニズム運動が作り出した新しい概念である。

また第一章にしばしば登場する「カネ」という語は、本来「貨幣」と訳したほうが経済学的表現としては適切であるかもしれないが、本書では現実の関係の生々しさを伝える表現のほうが好ましく思われたので「カネ」を用いている。

あとがき

本書の翻訳は、著者の姉で著名なフェミニストであるマリアローザ・ダラ・コスタの論文集『家事労働に賃金を』（インパクト出版会一九八六年）と同様、イタリアにおけるアントノミア運動や自由ラジオ運動の紹介者である粉川哲夫氏とマリアローザ・ダラ・コスタとの会見が契機となっている。ただ翻訳を思い立つてから本腰を入れて取りかかるまでに数年を費やし、取りかかってからも、それほど長い著作ではないにもかかわらず、なかなか訳出が進まなかつたのは訳者の怠慢に加えて、私生活上の諸問題——過密な「再生産労働」——に起因している。著者および媒介の労をとつて下さった粉川氏には迷惑をおかけして大変申し訳なく思つてゐる。お詫びとともに心から御礼申し上げたい。

また超多忙の日々を送つておられるにもかかわらず本書の推薦文を快くお寄せ下さつた上野千鶴子氏に感謝の意を表したい。今年渡欧された上野氏は、ドイツへ赴任される前に

イタリアでダラ・コスタ姉妹と会見して意氣投合し、今秋には彼女らの招きを受けてパドヴァ大学で講演を行う予定である。

京都大学文学部外国人教師ジョヴァンニ・ペテルノツリ氏は訳出上の多くの瑣末な疑問の解明に惜しみなく協力して下さつた。既にイタリアへ帰国された氏にもこの場を借りて感謝したい。

とりわけ、本書の出版を快諾していただきながら、なかなか進まぬ訳出におそらくは立ちちながらもそんな素振りも見せず辛抱強くお待ちいただくという精神的苦勞に加えて、編集、校正をはじめ多くの肉体的苦勞をすべておかけしたインパクト出版会の深田卓氏に、心から御礼申し上げる。

最後に私を上回る過密な「家事労働」に従事しながら、原稿に目を通し、助言を惜しまなかつた伊藤公雄に感謝する。

一九九一年十月

伊田久美子

訳者紹介

伊田久美子（いだくみこ）

1953年新潟県に生まれる

現在：京都大学文学部助手（イタリア文学）

主要訳書

『家事労働に資金を』マリアローザ・ダラ・コスタ著（共訳）インパク

ト出版会、1986年

主要共著

『人文科学の現在』人文会、1988年

『フェミニズム入門』JICC出版、1988年

愛の労働

1991年11月25日 第1刷発行

著 者 ジョヴァンナ・フランカ・ダラ・コスタ

訳 者 伊田久美子

装幀者 貝原 浩

発行人 深田 卓

発 行 (株)インパクト出版会

東京都文京区本郷2-30-14 文京第2ビル

☎03-3818-7576 FAX03-3818-8676

郵便振替 東京1-83148

発売元 (株)イザラ書房

インパクト出版会

家事労働に賃金を ◎マリアローザ・ダラ・コスタ

「労働の拒否」という戦略に結合した家事労働賃金化闘争の提唱者、ダラ・コスタの初の自選論集。家族・社会運動・福祉政策・移民問題などへの女の視点からのアプローチ。イタリア・フェミニズムの最前線。

2000円+税60円

解放への迷路 ◎荻原弘子

イヴァン・イリッチとはなにものか

シャドウ・ワークから制度論まで、イリッチの全著作を点検し、彼の思想とその受容される状況を繋つスリリングな論争の書。知の流行現象であったイリッチ・ブームの去ったいま、フェミニズムの視点からイリッチを見る。1800円+税54円

逗子は燃えた、そして ◎江刺昭子

池子住民訴訟ノート

米軍住宅建設反対を唯一の公約に当選した富野市長。しかし工事は進行し、池子の森は形を変えつつある。彼のしたことは、緑を守るかけ声の下に安保・基地問題を隠し、基地と闘う住民訴訟の敵対であった。

1800円+税55円

島に生きる ◎旧無我利道場

追放運動三年目の報告

登校拒否、右翼によるダンプでの襲撃、放火、ガサ、そして地元住民の排斥運動。小さな平和な村を覆う草の根ファシズムはどのように進行し、どのように人々の心を荒廃させていったか。追放運動の渦中からのレポート。

1825円+税55円

銃後史ノート戦後篇 ◎女たちの現在を問う会

廢墟から経済大国へ、そして軍事大国へ——この戦後史の歩みに、女たちも決して無縁ではない。いま再び「銃後」の女たちを作りださぬために、この45年の戦後史を辿りなおすシリーズ。全10巻、以下続刊。

- | | |
|-------------------|------------|
| ①朝鮮戦争 逆コースのなかの女たち | 1500円+税45円 |
| ②〈日本独立〉と女たち | 1500円+税45円 |
| ③55年体制と女たち | 1500円+税45円 |
| ④もはや戦後ではない? | 1500円+税45円 |
| ⑤女たちの60年安保 | 1900円+税57円 |
| ⑥高度成長の時代・女たちは | 1991年12月刊 |

Un lavoro d'amore

イザラ書房発売



「労働の拒否」から「社会の転覆」へ

著者：マリアローザ・ダラ・コスタ
翻訳：鈴木千尋
出版社：イザラ書房

岩川哲夫推薦

●好評発売中

家事労働に賃金を

マリアローザ・ダラ・ニスター著

マリアローザ・ダラ・コスタは、
実際に展開した女性たちの運動。
そこから新たな「労働の拒否」の
やかさと強靭さは、フェミニズム
者だけではなく、今日の運動
触発するだろう。

粉

Comune di Padova
Sistema Bibliotecario

ALF - SLD

Sez. 7
Sottosez.
Serie 7
Sottos. 2
Unit: 228

PUV 55

て
し
な
も
を
い
う